

令和7年度
障害児・者福祉サービス事業者説明会
(集団指導)

資 料



静岡県健康福祉部福祉長寿局
福祉指導課障害指導班

目 次

第1 事業所の運営に関する全般的な留意事項

I サービスの質の向上

1 指定基準の遵守及びサービスの質の向上	P. 1
2 障害福祉サービス事業者等の指導監督	P. 3
3 静岡県障害福祉サービス事業者等指導方針	P. 5

II 指定後の手続き

1 メールアドレスの登録	P. 14
2 各種届出・申請等	P. 15
3 障害福祉サービス等情報公表システムへの登録	P. 23

III その他

1 静岡県条例及び規則の概要	P. 26
2 非常災害対策の概要	P. 29
3 事故報告・感染症発生時の対応	P. 31
4 業務管理体制の届出	P. 38
5 静岡県福祉指導課障害指導班のホームページ	P. 43

第2 運営指導における主な留意事項（児者共通事項）

I 運営編

1 虐待防止・身体拘束等の禁止	P. 44
2 業務継続計画（BCP）の策定等	P. 51
3 感染症対策等	P. 54
4 ハラスメント対策	P. 56
5 利用者から徴収する負担額	P. 58
6 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験要件	P. 67
7 各サービス計画の作成	P. 72
8 従業者の勤務体制の確保	P. 78
9 人員基準の遵守及び人員欠如減算	P. 82
10 定員遵守及び定員超過減算	P. 84
11 入所者等の安全確保	P. 87
12 第三者評価の実施状況	P. 91
13 レクリエーションでの報酬請求	P. 92
14 その他	P. 93

II 各種加算編

1 欠席時対応加算	P. 94
2 送迎加算	P. 95
3 福祉専門職員配置等加算	P. 99
4 福祉・介護職員等処遇改善加算	P. 101

第3 運営指導における主な留意事項（障害児サービス）

I 運営編

1 障害児通所支援事業所における人員配置基準	P. 106
2 主として重症心身障害児を通わせる場合の職員配置	P. 108
3 医療的ケア児への対応	P. 110
4 児童指導員の任用資格	P. 113
5 ガイドラインの遵守及びサービスの質の評価・改善等	P. 115

II 各種加算編

1 児童通所支援の基本報酬の算定	P. 117
2 児童指導員等加配加算・専門的支援体制加算	P. 120
3 延長支援加算	P. 128
4 強度行動障害児特別支援加算及び強度行動障害児支援加算	P. 131
5 訪問支援員特別加算	P. 135
6 個別サポート加算	P. 137
7 送迎加算（医ケア・重心）	P. 141

第4 運営指導における主な留意事項（障害者サービス）

I 運営編

1 同行援護の従業者及びサービス提供責任者の要件	P. 144
2 行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件	P. 146
3 就労継続支援A型事業所の適正な運営	P. 148
4 就労継続支援B型事業所の適正な運営	P. 153
5 就労移行支援事業所の適正な運営	P. 155
6 就労選択支援の創設	P. 156
7 共同生活援助における支援の質の確保等	P. 160

II 各種加算編

1 特定事業所加算の加算の要件	P. 163
2 就労系事業所における基本報酬の算定	P. 168
3 短期入所サービス費等	P. 177
4 人員配置体制加算（共同生活援助）	P. 180
5 重度障害者支援加算	P. 182
6 食事提供体制加算	P. 187

<参考資料>

資料中で引用した基準省令等の正式名称	P. 190
これまでの運営指導における主な指摘・助言事項等一覧	P. 191

第1 事業所の運営に関する全般的な留意事項

I サービスの質の向上

1 指定基準の遵守及びサービスの質の向上

(1) 障害福祉サービス事業者等の責務

障害者又は障害児に対し、障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援又は障害児入所支援を提供する者（以下「事業者」という。）には、次のような責務が課されています。

これらは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定されています。特に③に違反する場合は、指定を取り消される場合があります。

<事業者の責務の概要>

①障害児・者の立場に立ったサービスの提供	児童福祉法	障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、関係機関との緊密な連携を図りつつ、サービスを当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。
	障害者総合支援法	障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、関係機関との緊密な連携を図りつつ、サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。
②サービスの質の評価と向上	その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。	
③障害児・者の人格尊重と職務遂行	障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者又は障害児（保護者含む）のため忠実にその職務を遂行しなければならない。	

（参照条文） 障害者総合支援法 第42条、児童福祉法 第21条の5の18、第24条の11

(2) 最低基準と指定基準

- 事業者は、最低基準及び指定基準を満たしていなければなりません（その定める内容は次表のとおり）。
- 最低基準にのみ定めがある事項（例えば、管理者の要件、利用定員数の規模など）、指定基準にのみ定めがある事項（契約支給量の報告等、利用者負担額等の受領など）がありますが、その双方を遵守する必要があります。
- 事業者は、これらの基準において、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を行い、サービスの質の向上に努めるよう義務付けられているとともに、常に利用者の立場に立つてサービスを提供することが求められています。

最低基準	・障害福祉サービス事業所 (訪問系サービス・共同生活援助を除く※¹) ・障害者支援施設	第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業としての要件を満たすために必要な基準	<u>構造設備、管理者の要件、必要な規模(利用定員数の規模)、設備の基準、職員の配置の基準等を定める。</u>
	・児童発達支援センター※¹ ・障害児入所施設	児童福祉施設としての要件を満たすために必要な基準	
指定基準 ※ ²	給付費を受ける指定事業所・施設として求められるサービス内容、提供方法等を定めた基準		次の3つの基準を定める。 ・人員基準 ・設備(施設)基準 ・サービス提供の方法等についての運営基準

※¹ 指定障害福祉サービス事業所のうち訪問系サービス・共同生活援助、児童発達支援センター以外の指定障害児通所支援事業所、指定一般相談支援事業所には、最低基準はなく、指定基準が最低基準を兼ねるものとされています。

※² 指定一般相談支援事業を除き、障害者総合支援法・児童福祉法の改正により、国の省令で定められていた指定基準(国基準)は、国基準を基に平成25年4月1日から**県の条例、規則(県基準)**により定めています。(県基準では、非常災害対策について、国基準を上回る努力義務を課しています。)

県基準は全て国基準に準じた内容ですので、国基準に関する**関係告示・解釈通知・Q & A**等の内容は、全て県が指定するサービスの提供において遵守する必要があります。これらの基準は複雑な内容を含んでいるため、十分な理解のために、ハンドブック(中央法規「障害者総合支援法事業者ハンドブック指定基準編」、社会保険研究所「障害福祉サービス報酬の解釈」等)が市販されています。

2 障害福祉サービス事業者等の指導監督

(1) 指導

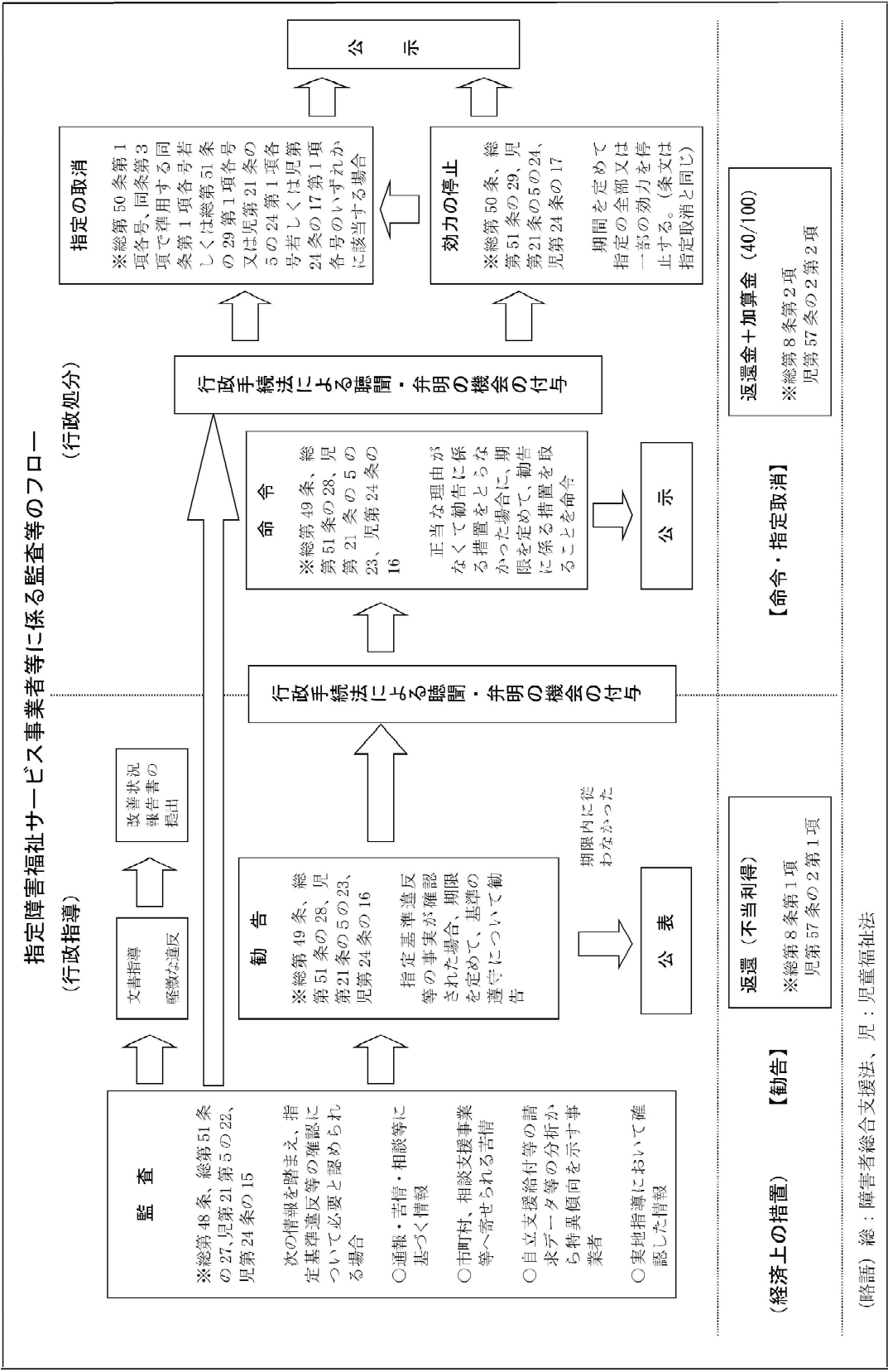
- 適切な運営により、より良いサービスの提供ができる指定事業者の育成及び支援を念頭において、自立支援給付（障害児通所給付・障害児入所給付）制度に関する周知及び理解、サービスの質の確保及び向上、不適正な報酬請求の防止等を目的として行うものです。
- 運営指導は、次項(2)の監査とは異なり、何らかの処分を行うことを前提とはしていませんので、通常サービスの提供の状況や請求方法等を確認します。但し、**悪質なケースが発覚した場合**は、その場で監査に切り替える場合があります。
- 運営指導の結果、最低基準や指定基準に違反する点や給付費の請求について誤りが確認された場合は、その改善を求め、自主点検による給付費の返還を求めます。

運営指導	概ね3年に1回 障害児入所施設、児童発達支援センターは1年に1回	行政機関の職員（県又は市町村）が、関係書類を閲覧し、関係者（各事業所等の従業者等）からの面談方式で実施
集団指導	1年に1回以上	請求の内容、過去の指導事例、制度改正の内容等について講習形式で実施

(2) 監査

- 不適切な運営又は報酬の不適正な支払いの早期停止を目的として、苦情相談、通報などの各種情報から指定基準違反又は不正請求が疑われる場合等において実施するものです。
- 監査の結果、次表のような行政上の措置を行う場合があります。

	行政上の措置の内容	事業者名の公表等
勧告	事業者に期限を定めて文書により基準を遵守すべきことを勧告する。	事業者が勧告に従わない場合はその旨を <u>公表できる。</u>
命令	事業者が正当な理由なく上記の勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて勧告に係る措置をとるべきことを命令する。	事業者に命令をした場合は <u>公示しなければならない。</u>
指定の効力の停止	次に該当する場合、指定を取り消し、又は期間を定めて指定の効力の全部若しくは一部を停止する。 ・監査に当たり虚偽の報告をしたとき ・不正な手段で指定を受けたとき ・給付費請求に不正があったとき 等	
指定の取消し		指定を取り消した場合は <u>公示しなければならない。</u>



3 静岡県障害福祉サービス事業者等指導方針

令和7年度の指導方針は、令和7年5月に通知済ですが、改めてお示しします。

令和7年度静岡県障害福祉サービス事業者等指導方針

この指導方針は、静岡県が、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定発達支援医療機関（以下「事業者等」という。）に対して重点的に指導する事項を定めることにより、障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援又は障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の質の確保及び介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費、障害児通所給付費、障害児入所給付費その他障害福祉サービス等に係る給付の適正化を図ることを目的とします。

I 基本的な考え方

事業者等の指導に当たっては、よりよい障害福祉サービス等の実現に向けて事業者等の育成及び支援を行うことを主眼とします。

具体的には、事業者等が遵守すべき基準がいかなる法令等により定められているのか、法律、条例、規則、報酬算定告示、解釈通知、Q&A等の構成について十分に理解されるよう指導するとともに、基準について疑義が生じた際にはこれら法令等に立ち戻って検討すべきことを指導します。

II 指導の重点事項

1 人員基準の遵守及び勤務体制の確保

事業所に配置される従業者の員数が、県条例・規則で定める最低基準及び報酬告示で定める加算の算定要件を下回っている状況や資格要件を満たさない者がサービスを提供している状況が見受けられるので、サービスの質の確保の観点から、基準を満たす従業者を確保するよう指導します。

○次のような場合は改善を指導するとともに、過去に請求した給付費の返還指導の対象となる場合があります。

- ・従業者の勤務状況を明確に示す資料・記録を作成・保管していない場合
- ・事業所内で生活支援員と職業指導員の職務を兼務したり、多機能型の事業所で複数のサービスを兼務している従業者について、それぞれの職務やサービスに従事した時間が明確になっていない場合
- ・サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者が送迎や直接支援業務に長時間従事しているケース等、形式的には人員基準を満たしている場合でも、兼務する職務が過剰であることなどにより、本来求められる職務上の役割が果たされていない場合
- ・経過措置又はみなしによる従業者等の配置が認められる期間の終了後においても、これを看過して配置を継続している場合

2 適正な報酬請求の徹底

（利用実績と請求実績の整合、加算算定に必要な体制確保・提供実績の確認等）

報酬の算定要件を満たしていることが記録上で確認できない案件が散見されます。その場合、実際には算定要件を満たしていたとしても、不適切な報酬請求として指導の対象となります。

数次にわたる改定により報酬体系が複雑化しているので、加算等についての基本的な考え方や、基準に定められた算定要件に基づいた請求が適切に実施されているか確認することにより、適正な請求事務処理と支援の質の向上を図ります。

【留意事項】

- ・加算等の請求に当たっては、報酬告示に定められた要件を満たしていることが必要です。事業者は、毎月の報酬請求において不備がないことを確認してください。
- ・報酬告示に定められた算定要件を満たしていることについては、事業者の説明責任があります。従業員の出勤簿、サービス提供の記録など算定要件を満たしていることを明らかにするための資料を整備・保管してください。
- ・人員欠如や定員超過にならないことが原則ですが、万一、人員欠如や定員超過となった場合は減算の対象となる場合があります。

3 利用者の心身の状況等に応じたサービスの提供

(面接・アセスメント・計画案作成、検討会議開催・利用者への説明等個別支援計画の手順がサビ管・児発管により行われていることの確認)

個別支援計画の作成に当たっては、利用者の有する能力や、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、適切な支援内容を検討するために適正なプロセスを踏まえることを指導します。

《個別支援計画作成のプロセス》

- ① 利用者の有する能力や、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握し、利用者の希望する生活や課題等を分析する（アセスメント）。
- ② ①を踏まえて支援内容の検討を行う。
- ③ ①及び②に基づき、次の事項を記載した個別支援計画の原案を作成する。

なお、原案の作成に当たって、サービス提供責任者、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）が中心となって、利用者及び支援する従業者が参加する会議・打合せ等において、各事項について、検討・調整し、認識を共有した上で効果的な原案を作成する。

＜個別支援計画に記載する事項＞

- ・利用者及びその家族の生活に対する意向
- ・総合的な支援の方針
- ・生活全般の質を向上させるための課題
- ・支援の目標とその達成時期
- ・サービスを提供する上での留意事項 など

- ④ 個別支援計画の原案の内容については、利用者又はその家族に対して、サービス管理責任者等が説明し、文書により同意を得た上で、個別支援計画を利用者及び指定特定相談支援事業者（指定障害児相談支援事業者）へ交付する※。

※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、法令上、文書による同意は義務付けられていないが、文書による同意を得ることが望ましい。

- ⑤ 個別支援計画作成後は、計画の実施状況や利用者の状況の変化等を継続的に把握（モニタリング）し、定期的にこの結果を記録するとともに、計画の見直しを行い、必要に応じて計画を変更する。

【留意事項】

- ・個別支援計画の見直しは、少なくとも次の期間に1回以上行ってください。

3ヶ月に1回以上※	自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助
6ヶ月に1回以上※	療養介護、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設
必要に応じた見直しを実施	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、地域移行支援、地域定着支援

※ 自立訓練、就労移行支援、生活介護、就労継続支援A型または就労継続支援B型を提供する障害者支援施設利用者も同様です。

- ・初回の計画作成時だけでなく、計画の変更に当たっても上記①～④のプロセスにより、個別支援計画を作成してください。
- ・計画の目標期間について、利用者の状態や目標内容にかかわらず一律に同一期間としている場合、長期目標と短期目標の期間が同一期間となっている場合などが見受けられますが、利用者の状態に応じた適切な目標期間を設定してください。
- ・サービス管理責任者等による指揮の下で個別支援計画が作成されていない場合や個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、個別支援計画未作成等減算が適用されますので御留意ください（一部のサービスを除く。）。

4 利用者の安全・安心の確保及びサービスの質の向上のための運営基準の遵守

(1) 虐待防止の徹底

（虐待防止に関する具体的な取組みに関する資料の確認等）

サービスの提供に当たって、利用者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の未然防止、迅速な対応のための取組みが図られるよう、次の事項について指導します。

なお、当該取組が適切に行われていない場合は、虐待防止措置未実施減算が適用されますので御留意ください。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

なお、委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある第三者を加えるよう努めること。

- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 前記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(2) 身体拘束等の禁止の徹底

（身体拘束等を実施した際の記録の作成状況の確認等）

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は虐待につながる恐れがあることから、身体拘束等に関する次の事項について指導します。

なお、当該事項が適切に行われていない場合は、身体拘束廃止未実施減算が適用されますので御留意ください（一部のサービスを除く。）。

- ① サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこと。
- ② やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない

こと。

- ③ 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこと。
- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(3) 秘密保持

(従業者・退職者の秘密保持のための取組み、利用者本人・家族に関する個人情報提供の同意書の徴取の確認)

従業者及び管理者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。

事業者は、従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければなりません。

しかしながら、秘密保持に必要な措置を講じていない事業所が見受けられることから、これらの実施について徹底を図ります。

【留意事項】

- ・従業者及び管理者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者等への研修を実施するなどにより、その意識を高めるような措置を講じてください。
- ・従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、例えば、次のような措置を講じてください。

例) 従業者及び管理者の雇用時に、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の誓約書を徴する。

(4) 事故防止対策

(事故発生時の対応手順の作成状況、事故発生時の記録の作成状況、事故発生後の関係機関連絡・再発防止策検討の状況、賠償保険の加入状況等の確認)

事故の内容を正確に記録し、従業者間で情報を共有するとともに、事業所全体で原因の究明及び実効性のある再発防止策を講ずるよう指導します。

市町村や県に報告すべき事故を理解していない、あるいは報告すべき事故を報告していないなどの事例が見受けられることから、報告について徹底を図ります。

【留意事項】

- ・事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておいてください。
- ・次の事故については県に報告する必要があります。また、支給決定を行った市町村に対しては、市町村ごとに報告すべき事故の定めがあるので必ず市町村に確認してください。
 - 死亡事故
 - 事故発生後、利用者が医師の診察を受け通院又は入院を要することとなった事故（入院1週間未満又は全治1か月未満の事故を除く。）
 - 事故の発生に従業者が関わった事故

(5) 苦情解決

(苦情対応時の対応手順の作成状況、対応記録の作成状況等の確認)

苦情は、サービスの質の向上を図る上で重要な情報であることから、事業所全体で情報を共有するとともに、苦情の内容を踏まえて、サービスの質の向上に向けた取組み

を適切に行うよう指導します。

(6) 非常災害対策の徹底

(地震・津波・水害・火災等の発生に備えた非常災害計画の作成、訓練の実施状況の確認等)

過去の災害の教訓を活かし、静岡県第4次地震被害想定で対象としている相模トラフ・駿河トラフ・南海トラフ巨大地震への備え等として、施設・事業所における適切な災害への対応を図るよう次の事項について徹底を図ります。

- 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する具体的計画（マニュアル）の作成
- 市町の地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者・管理者としての避難確保計画の作成・避難訓練の実施及び訓練結果の市町への報告
- 非常災害に対する具体的計画の定期的な従業員への周知
- 定期的な避難・救出訓練の実施

また、非常災害対策について、県は独自の基準を設けており、食料、飲料水等の備蓄や地域との連携等を努力目標としていることから、その対応を促します。

【留意事項】

- ・県が作成した「障害者福祉施設における災害対応マニュアル」等に基づき、災害発生時に被害の有無を市町村へ報告する体制を整備し、日頃から地域と連携体制を確保するなどの対策を講じるとともに、これを従業員に周知してください。
- ・児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター）においては、避難及び消火に対する訓練を月1回以上実施してください。
- ・障害者支援施設及び児童福祉施設においては、非常災害対策計画の内容の検証、見直しを行ってください。
- ・訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。

(7) 衛生管理等

(感染症の発生及びまん延を防止するための取り組みの確認)

新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザ、感染性胃腸炎等感染症の発生及びまん延を防止するための適切な取り組みが行われるよう、次の事項について指導します。

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ③ 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(8) 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）について、次の事項について指導を行います。

なお、①の取組が行われていない場合は、業務継続計画未策定減算が適用されますので御留意ください。

- ① 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。
- ② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を

定期的に実施すること。

- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

(9) ハラスメント対策の強化

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるよう指導します。

(10) 安全計画の策定等（指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設）

令和4年に牧之原市の保育園において送迎時に発生した死亡事故を受けて、事業者の義務とされた以下の事項について、その取組を徹底します。

- 安全計画の策定及び周知並びに定期的な見直し
- 自動車運行時の所在確認の徹底
- 送迎車両（※）へのブザーその他の装置の備付け

※2列以下の自動車その他児童の見落としの恐れがないと認められる自動車を除く。

(11) 地域連携推進会議の開催等（共同生活援助、障害者支援施設）

令和7年度から義務化された地域との連携等に係る次の取組が適切に行われるよう指導します。

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（地域連携推進会議）を開催し、概ね1年に1回以上、事業運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。
- ② 地域連携推進会議の開催のほか、概ね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が当該事業所（施設）を見学する機会を設けること。
- ③ ①の報告、要望、助言等について記録を作成し公表すること。

5 その他

(1) 情報公表の促進

利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択のため、障害福祉サービス等情報公表制度をはじめとして、各種情報公表の適切な履行について指導します。

情報公表の種類	対象サービス	備考
障害福祉サービス等情報公表制度	全サービス(含共生型、除基準該当)	静岡県「障害福祉サービス等情報公表制度」実施要綱に基づき実施 令和6年度から未報告事業所は減算対象
自己評価結果等	児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援	未公表事業所は減算対象
支援プログラム	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、共生型障害児通所支援	未公表事業所は減算対象

スコア表等	就労継続支援 A 型	毎年度 4 月中に公表。未公表事業所は減算対象
持続可能な活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民、地元企業、自治体その他の関係者と協働した取組（生産活動収入の発生に係るものに限る。）の内容	就労継続支援 B 型	就労継続支援 B 型サービス費（Ⅳ）、（Ⅴ）又は（Ⅵ）を算定する事業所において、地域協働加算を算定する場合に公表
障害者ピアサポート研修を修了した従業者を配置していること	自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	ピアサポート体制加算を算定する場合に公表

(2) 業務管理体制届出の提出促進

事業者等は、利用者の人格を尊重するとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法又はこれらの法律に基づく命令を遵守し、利用者のため忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるように、業務管理体制を整備しなければなりません。

県を監督庁とする事業者等に対して、運営指導とともに業務管理体制の一般検査を実施し、法令遵守責任者の具体的な業務内容や事業所等・従業者への法令遵守意識を高める取組みを確認するとともに、未届けの事業者に対しては、速やかに届け出るよう指導します。

(3) メールアドレスの登録

障害福祉サービス事業者等へのお知らせや各種依頼等については県のホームページに掲載していますが、制度改正や報酬改定に対する Q & A 等重要な情報を早期に確実に伝えるため、メールアドレスの登録の促進を図ります。

(4) 福祉サービス第三者評価の実施状況に係る説明

事業者等がサービス提供の開始に際して行う利用申込者又はその家族への重要事項の説明に当たり、福祉サービス第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を説明するよう指導します。

(別紙)

過去の報酬請求等の誤りの例

サービス種別	報酬請求等誤りの内容
全サービス共通	個別支援計画が未作成である、又は、一連のプロセスに基づいた計画作成が行われていないにもかかわらず、計画未作成減算を算定していなかった。
	サービス管理責任者が配置されていない（資格要件を満たさない職員を配置していた場合を含む。）ことによる人員欠如減算を算定していなかった。
	加算の算定要件を満たしていることが、記録上確認できなかった。
	年度当初に前年度実績に基づく加算等の体制届の提出を行わず、誤った区分で請求を続けていた。
訪問系共通	特定事業所加算について、加算区分に応じて満たすべき算定要件を満たしていなかった。
日中活動系共通	送迎加算（Ⅰ）について、「1回の送迎につき平均10人以上が利用」の算定要件を満たしていなかった。
	福祉専門職員配置等加算について、従業員の異動・退職等により届け出ている加算区分の算定要件を満たさなくなったにもかかわらず、引き続き従来の区分で算定していた。
	欠席時対応加算について、欠席連絡に係る連絡を受けた日時、相談援助の内容等を記録していなかった。 また、数日間分の欠席を1回の連絡で対応した際に欠席日数分を算定していた。
	業務継続計画を策定していないにもかかわらず、業務継続計画未策定減算を算定していなかった。
	食事提供加算について、摂食量の記録が行われていなかった。
生活介護	重度障害者支援加算（Ⅱ）、（Ⅲ）について、必要となる強度行動障害支援者養成研修修了者の配置が確認できなかった。 また、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が支援計画シート等を作成していなかった。
短期入所	短期入所の基本報酬は、日中におけるサービス提供の有無等により算定する区分が異なるが、福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）と（Ⅱ）、（Ⅲ）と（Ⅳ）における算定区分を誤って請求していた。
共同生活援助	世話人の配置数が、請求する基本報酬区分で求められる基準を満たしていなかった。
	夜勤職員加配加算の算定に必要な職員が配置されていない日についても、当該加算を算定していた。

サービス種別	報酬請求等誤りの内容
障害児通所支援共通	個別支援計画にサービスを行うのに要する標準的な時間が記載されておらず、実際に提供したサービス提供時間に応じた単位で請求していた。
	延長支援加算について、個別支援計画に延長支援を必要とする理由等が記載されていない。
	福祉専門職員配置等加算について、従業者の異動・退職等により届け出ている加算区分の算定要件を満たさなくなったにもかかわらず、引き続き従来の区分で算定していた。
	欠席時対応加算について、欠席連絡に係る連絡を受けた日時、相談援助の内容等を記録していなかった。
	また、数日間分の欠席を1回の連絡で対応した際に欠席日数分を算定していた。
	児童指導員等加配加算について、人員基準に加えて1人以上の従業者がサービス提供時間帯を通じて配置されていない日についても、加算を算定していた。
	専門的支援体制加算について、当該加算の算定に必要な常勤換算1以上の職員の配置がない月についても、加算を算定していた。
障害児入所施設共通	小規模グループケア加算について、小規模グループケアの各単位における実人数で算定せず、各単位の定員で算定していた。
	ソーシャルワーカー配置加算について、算定要件を満たす職員が配置されていなかった。

Ⅱ 指定後の手続き

1 メールアドレスの登録

県指定の障害福祉サービス等事業者へのお知らせ、各種依頼等については、県のホームページに掲載していますが、より確実に伝えるため、重要な事項については掲載した旨をメールでお知らせしています。

初回のメールアドレス登録後、メールアドレスを変更された場合は、必ず変更後のメールアドレスについて当班「shougai-shidou@pref.shizuoka.lg.jp」までご送付ください。

なお、原則、新規指定時に事業所のメールアドレスを障害指導班メールアドレスまでお送りいただくよう依頼していますが、万が一未登録の事業者は、必ずご連絡をお願いします。

《登録手続き（新規）》

事業所等で使用するメールアドレスを上記障害指導班メールアドレスまで送付願います。（1事業所につき、2つまでメールアドレスの登録ができます。）

《登録手続き（変更）》

メールアドレスを変更された場合は、以下のホームページの様式を同じく障害指導班メールアドレスまで送付願います。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1040688/1073191.html>

※県福祉指導課障害指導班ホームページの検索方法

届出・申請手続きに関する事項等が掲載されていますので、ご参照ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002857/1041019/1023256.html>

または

＜静岡県ホームページ → サイト内検索で「福祉指導課障害指導班」を検索＞

「障害指導班」と入力し、検索ボタンをクリック

検索結果の一番上(福祉指導課障害指導班)をクリック

2 各種届出・申請等

指定を受けた後、指定を受けた内容を変更する場合、報酬算定の内容を変更する場合など、届出や申請が必要となる場合があります。

また、指定の有効期間は6年間ですので、引き続き、障害福祉サービス等の提供を続ける場合は、更新指定を受ける必要があります。

これらの手続きに必要な書式は次のところからダウンロードできます。

○障害福祉サービス 書式・様式

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1073859.html>

(1) 業務管理体制の届出

障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業など事業者・施設の指定を初めて受けた法人は、「業務管理体制に係る届出書（整備、区分の変更）」により届出を行う必要があります（※詳細は38ページ参照）。

また、代表者や法人所在地など届出事項に変更があった場合や、新たに指定を受けたことにより事業所等の数が20以上になった場合、他県で新たに指定を受けた場合等には、届出書の提出が必要になります（届出先が、国又は市町に変わる場合があります）。

○業務管理体制に関する様式

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1040688/1073874.html>

(2) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

指定申請時に届け出た介護給付費等算定に係る体制等（加算の算定の有無等）に変更が生じた場合には、届出をする必要があります。（届出要否は18ページの判断フローチャート参照）

介護給付費等算定に係る体制等の変更は、市町に周知する必要から、届出のあった時期により、報酬算定の開始日が次のように決められています。

変更の状況	算定を開始する時期
単位数が増える場合	暦月の15日以前になされた場合→翌月から算定開始 暦月の16日以降になされた場合→翌々月から算定開始
単位数が減る場合 減算適用の場合 (例) 人員欠如、定員超過等	速やかに届出 → 適用日から減算等を開始

○加算関係届出書様式（障害者サービス関係）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1040688/1071003.html>

○加算関係届出書様式（障害児サービス関係）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1040688/1073194.html>

(注) 福祉・介護職員処遇改善加算については、別途所定の届出書等の提出が必要です。

○届出書様式（福祉・介護職員処遇改善加算）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1049571/1052678.html>

なお、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書において届出を行った事項については、**利用料に係る情報として、事業所内（誰もが見ることのできる場所）に掲示をする必要があります。**

(3) 変更届

事業所の名称、所在地、代表者、定款、管理者、運営規程に定められた事項等に変更があった場合には、変更のあった日から10日以内に届出をする必要があります（※詳細は19～20ページ参照）。

変更があった日から10日以内に届け出ることができなかった場合には、遅延理由書を添えてください。

なお、**変更後の事業所の所在地が静岡市又は浜松市となる場合には、当該市から新たに指定を受けていただく必要があります**ので、ご注意ください。

複数の事業所を有する事業者で、役員・定款等の全ての事業所に共通した内容が変更になった場合は、変更届出書の事業所（事業所番号・名称・所在地・電話番号）及び事業等の種類欄には「別紙のとおり」と記載して、事業所の一覧表を添付すれば、変更届出書及び添付書類は1部の提出で構いません。

ただし、共通の内容とは別に変更事項があった場合には、当該部分については別に変更届出書を提出してください。

○届出書様式（障害者サービス関係）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1040688/1071002.html>

○届出書様式（障害児サービス関係）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1040688/1070997.html>

※国保連合会の審査支払事務見直しに伴う影響について

平成30年4月分（5月請求時）より、国保連合会の事業所台帳情報（請求前月の状況）の参照ができるようになりました。

国保連合会と県は定期的に台帳情報の連携をしており、事業所が参照できる事業所台帳情報は県の台帳情報を反映させたものですが、参照時期によっては、最新の情報ではない可能性があります。例えば、県から国保連合会のシステムに台帳データを送る前に表示される情報は、県に届け出た加算内容と一致しません。

ついては、**事業所情報参照画面の右上に表示される「更新日時」**をご覧くださいの上で、**事業所における届出状況の確認**をして下さい。

○【サービス情報検索】画面

○【サービス情報詳細】画面

表示対象のサービス情報が明確になるよう、事業所番号等の情報が表示されます。

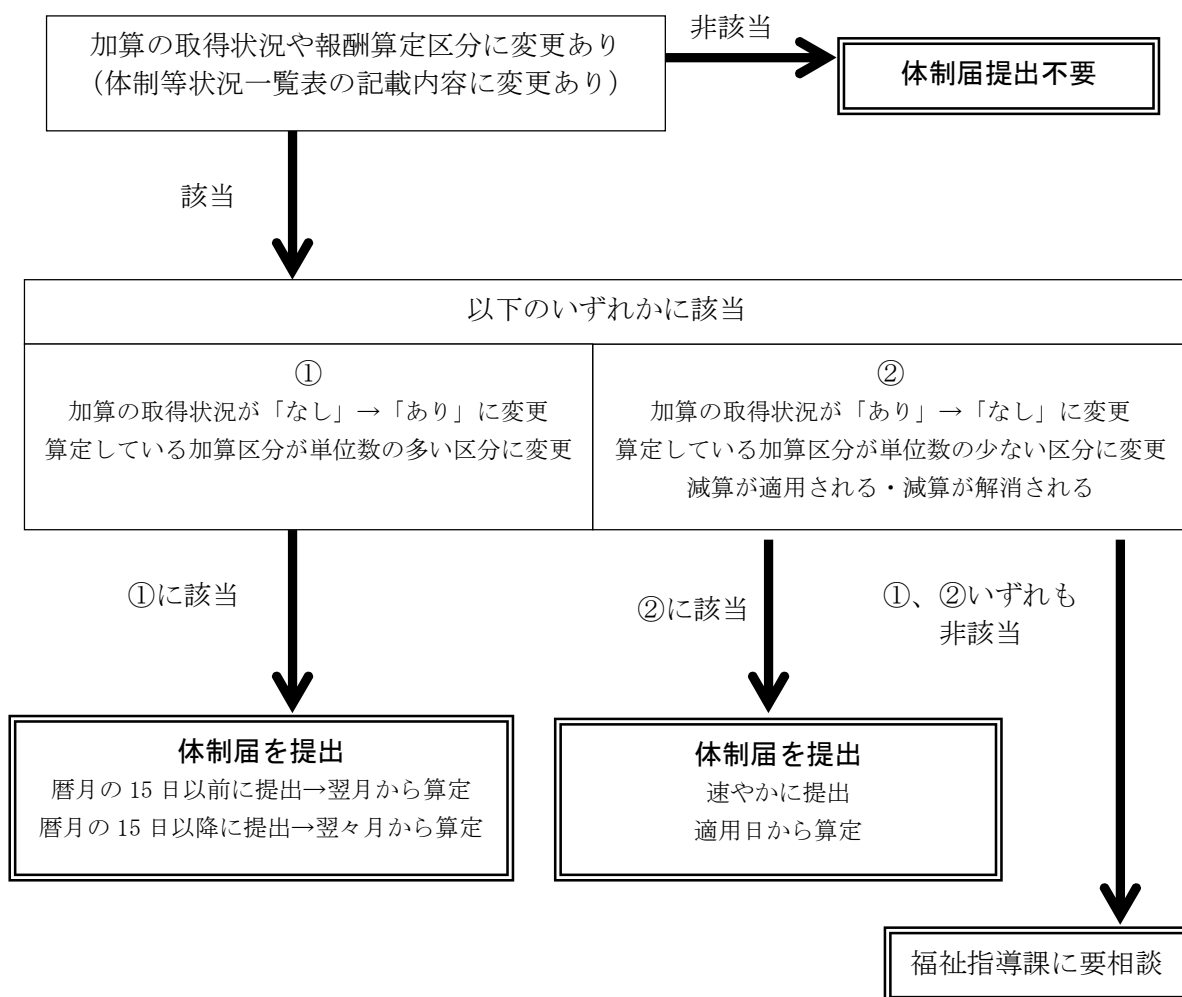
表示対象のサービス情報が電子請求受付システムへ連携された日時が表示されます。

訂正による更新等を判断できるよう、訂正年月日が表示されます。

登録、または更新された年月を確認できるよう、処理年月が表示されます。

※このサービス情報参照画面は、変更する可能性があります。

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（体制届）の提出要否判断フローチャート



よくある問い合わせ

問1 加算の取得状況等に変更があるかはいつ確認すればよいか

(答) 常に確認をお願いします。

問2 従業員に変更があった場合は体制届を提出しなければならないか？

(答) フローチャートのとおり判断してください。
加算の取得状況等に変更がなければ提出不要です。

問3 4月の体制届は必ず提出しなければならないか？

(答) フローチャートのとおり判断してください。
加算の取得状況等に変更がなければ提出不要です。
ただし指定権者（県）から別に指示があった場合はそちらに従ってください。

障害福祉サービス事業所 変更届出必要書類一覧	
変更事項	必要書類
1 事業所(出張所等を含む。)又は施設の名称及び所在地 ※運営規程・平面図の変更も必要	① 賃貸借契約書(住所変更・賃貸物件の場合のみ)
2 申請者又は設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	① 法人登記事項証明書又は条例等 ② 法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書 ※代表者に関する変更で、代表者本人の変更を伴わない変更の場合は①は省略可
3 申請者の定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等 (当該指定に係る変更に関する変更に限る)	① 法人登記事項証明書又は条例等 ※コピー不可(原本証明があれば可) ② 定款・寄附行為(就労A型以外は提出不要)
4 建物の構造概要及び建物又は事業所(出張所等を含む。)の平面図並びに設備の概要	① 付表(共同生活援助以外は省略可) ② 平面図 ③ 所在地がわかる位置図、案内図等 ④ 外観及び室内を写した写真等 ⑤ 設備・備品等一覧表 ⑥ 居室面積等一覧表 ※②～⑥は、変更に関係ない部分は提出不要
5 事業所又は施設の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	① 勤務形態一覧表 ② 管理者の経歴書 ③ 管理者の雇用契約書・辞令等の写し ④ 法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書 ※ 管理者の交代を伴わない場合、①③④は省略可
6 事業所又は施設のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	① 勤務形態一覧表 ② サービス管理責任者の経歴書 ③ サービス管理責任者の雇用契約書・辞令等の写し ④ 実務経験証明書・実務経験見込証明書 ⑤ サビ管研修・相談初任者研修の修了証の写し(基礎・実践・更新) ⑥ 資格証(実務経験の期間短縮の場合に必要) ※ サビ管の交代を伴わない場合、①③④⑤⑥の提出は不要。ただし、結婚・離婚等に伴う氏名の変更の場合には、そのことが確認できる公的書類のコピーを提出すること。
7 運営規程	① 運営規程(変更後) ② 変更箇所・変更内容が分かる資料(書式は任意)
8 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	① 協力医療機関・事業者等との契約等の状況がわかるもの
9 協力歯科医療機関の名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容	① 協力医療機関・事業者等との契約等の状況がわかるもの
10 事業所の種別(併設事業所、空床利用型事業所の別)	① 付表
11 併設事業所における利用者の推定数又は空床利用型事業所における当該施設の入所者の定員	① 付表 ②変更内容が分かる資料(任意)
12 重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービスの種類	① 付表
13 第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地	① 付表 ②変更内容が分かる資料(任意)
14 医療機関との協力体制の概要	① 協力医療機関・事業者等との契約等の状況がわかるもの
15 事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	① 付表(省略可) ② 勤務形態一覧表 ③ サービス提供責任者の経歴書 ④ サービス提供責任者の雇用契約書・辞令等の写し ⑤ 実務経験証明書・実務経験見込証明書 ⑥ 資格証の写し ※ サ責の交代を伴わない場合、経歴書以外の提出は不要。ただし、結婚・離婚等に伴う氏名の変更の場合には、そのことが確認できる公的書類のコピーが必要
16 指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ※相談支援専門員の変更	① 勤務形態一覧表 ② 相談支援専門員の経歴書 ③ 相談支援専門員の雇用契約書・辞令等の写し ④ 実務経験証明書・実務経験見込証明書 ⑤ 相談初任者研修・更新研修の修了証の写し ⑥ 資格証の写し(実務経験の期間短縮の場合に必要) ※ 相談員の交代を伴わない場合、①③④⑤⑥の提出は不要。ただし、結婚・離婚等に伴う氏名の変更の場合には、そのことが確認できる公的書類のコピーを提出すること。
17 関係機関との連携その他の適切な支援体制の概要	① 付表
18 連携する公共職業安定所その他関係機関の名称	① 付表
※変更後10日以内に提出できなかった場合には、遅延理由書を添付すること(参考様式あり)。 ※届出書式の「変更内容」の欄には、変更点や具体的な変更内容を分かりやすく記載すること。	

障害児通所支援事業所・障害児入所施設 変更届出必要書類一覧	
変更事項	必要書類
1 事業所（出張所等を含む。）又は施設の名称及び所在地 ※運営規程・平面図の変更も必要	① 賃貸借契約書（住所変更・賃貸物件の場合のみ）
2 申請者又は設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	① 法人登記事項証明書又は条例等 ② 法第21条の5の15第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書 ※代表者に関する変更で、代表者本人の変更を伴わない変更の場合は①は省略可
3 登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	① 法人登記事項証明書又は条例等 ※コピー不可（原本証明があれば可）
4 医療法第7条の許可を受けた病院であることを証する書類	① 医療法第7条の許可について確認できる書類
5 建物の構造概要及び建物又は事業所（出張所等を含む。）の平面図並びに設備の概要	① 付表（共同生活援助以外は省略可） ② 平面図 ③ 所在地がわかる位置図、案内図等 ④ 外観及び室内を写した写真等 ⑤ 設備・備品等一覧表 ⑥ 居室面積等一覧表 ※②～⑥は、変更に関係ない部分は提出不要
6 事業所又は施設の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	① 勤務形態一覧表 ② 管理者の経歴書 ③ 管理者の雇用契約書・辞令等の写し ④ 法第21条の5の15第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書 ※ 管理者の交代を伴わない場合、①③④の提出は省略可
7 事業所又は施設の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	① 勤務形態一覧表 ② 児童発達支援管理責任者の経歴書 ③ 児童発達支援管理責任者の雇用契約書・辞令等の写し ④ 実務経験証明書・実務経験見込証明書 ⑤ 児童管研修・相談初任者研修の修了証の写し（基礎・実践・更新） ⑥ 資格証（実務経験の期間短縮の場合に必要） ※ 児童管の交代を伴わない場合、①③④⑤⑥の提出は不要。ただし、結婚・離婚等に伴う氏名の変更の場合には、そのことが確認できる公的書類のコピーを提出すること。
8 運営規程	① 運営規程（変更後） ② 変更箇所・変更内容が分かる資料（任意）
※変更後10日以内に提出できなかった場合には、遅延理由書を添付すること（参考様式あり）。	
※届出書式の「変更内容」の欄には、変更点や具体的な変更内容を分かりやすく記載すること。	

(4) 廃止届、再開届、指定辞退申出

<1> 休・廃止届（入所施設以外の各サービス）

事業の休止又は廃止をしようとするときには、休止又は廃止の日の1月前までに届出をする必要があります。

○届出書様式（障害者サービス関係）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1040688/1073875.html>

○届出書様式（障害児サービス関係）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1040688/1070996.html>

<2> 再開届

休止した事業を再開したときには、再開した日から10日以内に届出をする必要があります。

○届出書様式（障害者サービス関係）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1040688/1073875.html>

○届出書様式（障害児サービス関係）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1040688/1070996.html>

<3> 指定辞退申出（障害者支援施設、障害児入所施設）

入所施設は、3月以上の予告期間を設けて、指定辞退申出書を提出して、指定を辞退することができます。

○届出書様式（障害者サービス関係）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1040688/1073875.html>

○届出書様式（障害児サービス関係）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1040688/1070996.html>

(5) 指定変更申請（特定障害福祉サービス、障害者支援施設）

特定障害福祉サービス等（生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス）の利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ変更指定を受ける必要があります。

また、障害者支援施設が入所定員を増加しようとするとき、施設内日中系サービスの生活介護の利用定員を増加しようとするとき、生活介護をはじめとする施設内日中系サービスを廃止しようとするとき、施設内日中系サービスを追加しようとするときも、変更指定を受ける必要があります。

これらの場合には、事業所・施設が所在する市町の障害福祉計画値との整合性を含めて審査を行うため、事業者は市町から意見書の交付を受けてから申請を行う必要があり、早めに準備が必要です。

○申請書様式（障害者サービス関係）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1040688/1070999.html>

○申請書様式（障害児サービス関係）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1040688/1070995.html>

(6) 指定更新申請

指定の有効期限は、6年です。6年ごとに指定の更新を受けなければ、指定の効力はなくなります。指定の更新を受ける際の流れは、次のとおりです。

種類	ポイント
1 更新申請	・ 該当するサービスの「指定申請書添付書類チェックリスト」を確認の上、指定更新申請書類を作成、準備してください（書類がすべてそろっていないと受付できません。）。 ・ 必要な書類をすべて揃え終えたら、県の担当者に提出してください。（持参又は郵送（簡易書留等））更新申請は、原則として指定有効期限の3か月前から受け付けます。
2 審査	・ 県では、指定基準に対する適否（欠格要件該当者、人員の過不足等）を確認します。必要に応じ書類の訂正、差替えをお願いします。
3 指定	・ 審査の結果、問題がなければ、指定は更新され、審査結果通知書が送付されます。

○申請書様式（障害者サービス関係）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1040688/1070999.html>

○申請書様式（障害児サービス関係）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1040688/1070995.html>

(7) その他の届出

＜1＞ 利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動系サービス等に係る届出

日中活動系サービスが、事業運営（主に就労作業内容）上の事情により、月の支給決定日数（上限は、各月の日数から8日を控除した日数）を超える支援が必要な場合には、3か月以上1年以内の期間で、各月の支給決定日数の合計の範囲内であるよう調整することを条件としてこの届出書を提出し、受付された場合に、その利用が可能となります。

なお、この対象期間に変更が生じた場合には変更届（様式は、通常の届出書と同じ様式）の提出が必要です。

○届出書様式

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1040688/1073199.html>

＜2＞ 就労継続支援A型における利用者負担減免の届出

利用者負担のある就労継続支援A型利用者について、事業者が利用者負担を減免し、その分の費用を事業者が負担する場合には、実施届の提出が必要です。

○届出書様式

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1040688/1073198.html>

3 障害福祉サービス等情報公表システムへの登録

平成30年4月1日より、障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。障害福祉サービス等情報の報告及び公表にあたっては、障害福祉サービス等が圏域を越えて提供されている実態を踏まえ、利用者等の利便性を確保するために、インターネット上で全国の施設・事業所の障害福祉サービス等情報が閲覧、検索出来るよう、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて一元的に行うこととしています。

各事業所におかれましては、毎年度作成される実施要綱に基づき、**定められた期間までに当該システムで公表している内容の更新をしてください。**

(参考) 静岡県「障害福祉サービス等情報公表制度」実施要綱

- 1 (略)
- 2 実施要綱の内容
実施要綱の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 基準日
各年4月1日とする。
 - (2) 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類
情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、以下のとおりとする。
 - ア 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）
指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、**指定就労選択支援**、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助
 - イ 指定地域相談支援
指定地域移行支援及び指定地域定着支援
 - ウ 指定計画相談支援
 - エ 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）
指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援
 - オ 指定障害児相談支援
 - カ 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）
 - (3) 公表等の対象となる事業所
障害者総合支援法第76条の3第1項及び児福法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象とする。
また、障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則第65条の9の6並びに児福法第33条の18第1項及び児福法施行規則第36条の30の2の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、実施要綱等で定める基準日より前ににおいて指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象とする。

(4) 報告

ア 報告の内容

(7) 実施要綱に定める基準日より前に、サービス提供実績のある事業者については、障害者総合支援法施行規則第 65 条の 9 の 8 及び児福法施行規則第 36 条の 30 の 4 の規定に基づき、別添 1 基本情報及び別添 2 運営情報並びに**別添 3 経営情報**を報告する。

(4) (略)

(7) (略)

(5) **事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。原則として財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）を報告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えないものとする。**

(7) (略)

イ 報告の方法

事業者は、公表システムを通じ知事へ報告することとする。ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可とする。

ウ (略)

エ 報告の期限

(7) **基準日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者については、各年 7 月 31 日とする。**

(4) **基準日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、当該事業者指定を受けた日から 2 か月以内とする。**

(7) **障害福祉サービス等事業者経営情報の報告は、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3 か月以内とする。**

なお、経過措置として、令和 8 年 3 月 31 日までの間は、当該経営情報の報告期限を令和 8 年 3 月 31 日までとする。

オ 情報の更新の取り扱い

(7) 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページ及びメールアドレスについては、指定 障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更のあったときに、報告を行うこととする。

(4) 上記 (7) 以外の情報については、年 1 回の定期的な報告で足りることとする。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

3 (略)

※参考：県障害指導班（障害福祉サービス等情報公表制度）ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1023489.html>

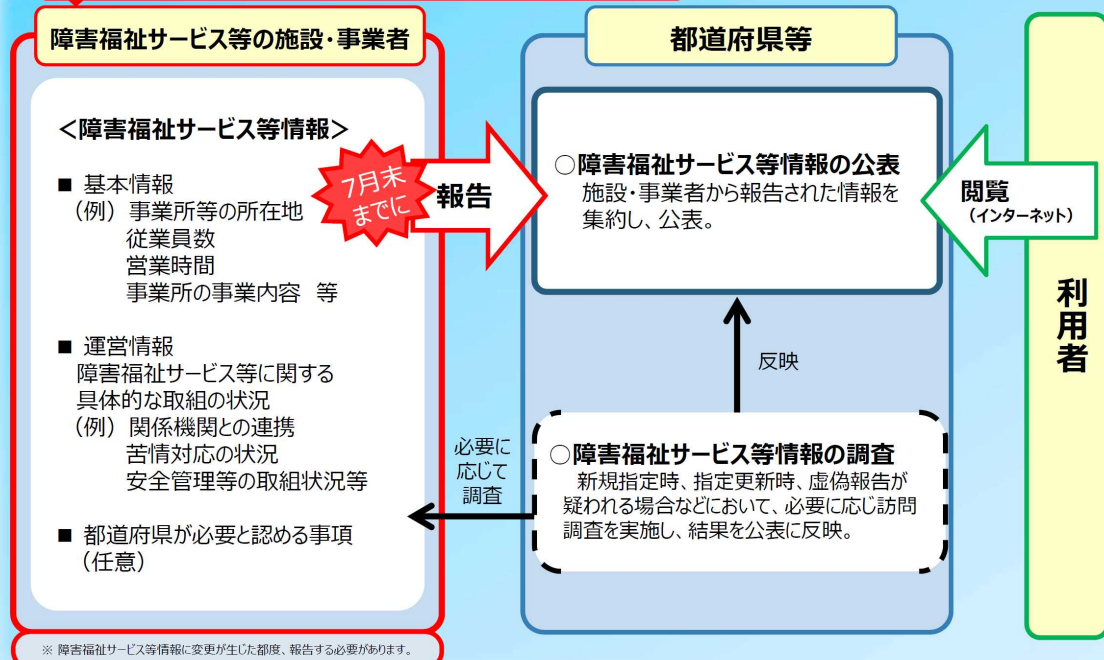
障害福祉サービス等事業者さまへ

障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内

平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっていました。
- このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、① 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設しました。

！ 障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告する義務があります



○ 下記サービス（基準該当サービスは除く）の指定を受けている事業者及び当年度中に新規指定を受けてサービスを提供しようとする事業者が報告の対象となります。

1. 居宅介護	6. 生活介護	11. 自立訓練（生活訓練）	16. 就労定着支援	21. 地域相談支援（定着）	26. 放課後等デイサービス
2. 重度訪問介護	7. 短期入所	12. 宿泊型自立訓練	17. 自立生活援助	22. 福祉型障害児入所施設	27. 居宅訪問型児童発達支援
3. 同行援護	8. 重度障害者等包括支援	13. 就労移行支援	18. 共同生活援助	23. 医療型障害児入所施設	28. 保育所等訪問支援
4. 行動援護	9. 施設入所支援	14. 就労継続支援 A 型	19. 計画相談支援	24. 児童発達支援	29. 障害児相談支援
5. 療養介護	10. 自立訓練（機能訓練）	15. 就労継続支援 B 型	20. 地域相談支援（移行）	25. 医療型児童発達支援	

Ⅲ その他

1 静岡県条例及び規則の概要

障害者総合支援法、児童福祉法の改正により、これまで厚生労働省令で全国一律に定められていた障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の基準を都道府県の条例で定めることとなり、静岡県においても、以下の条例及び規則を制定し、**平成25年4月1日から施行しています。**

なお、一般相談支援事業については、引き続き厚生労働省令の指定基準により指定、指導を行います。

制度の趣旨や一般原則（基本方針）等については条例で定め、具体的な基準を規則で定めています。

なお、規則において定めた基準の内容は、基本的に全て厚生労働省令と同一内容（非常災害対策の努力義務の上乗せを除く）であり、厚生労働省令の解釈通知や告示・Q & Aの内容も全て遵守する必要があります。

(1) 障害福祉サービス事業：県条例、県規則

	最低基準	指定基準
対象	療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、共同生活援助、自立生活援助
条例	障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 (平成25年静岡県条例第36号)	指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (平成25年静岡県条例第34号)
規則	障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則 (平成25年静岡県規則第21号)	指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則 (平成25年静岡県規則第19号)
解釈通知		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号(令和3年3月30日障発0330第3号改正現在))

(2) 障害者支援施設：県条例、県規則

	最低基準	指定基準
条例	障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成25年静岡県条例第38号)	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成25年静岡県条例第35号)

規則	障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する規則 (平成25年静岡県規則第23号)	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則 (平成25年静岡県規則第20号)
解釈通知		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発第0126001号(令和3年3月30日障発0330第3号改正現在))

(3) 障害児通所支援

①障害児通所支援(児童発達支援センターを除く): 県条例、県規則

	最低基準	指定基準
対象		児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
条例		指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (平成25年静岡県条例第32号)
規則		指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則 (平成25年静岡県規則第17号)
解釈通知		児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号(令和3年3月30日障発0330第3号改正現在))

②児童発達支援センター: 県条例、県規則

	最低基準 (児童福祉施設 ^{*1} としての基準)	指定基準
条例	児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成25年静岡県条例第29号)	指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (平成25年静岡県条例第32号)
規則	児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則 (平成25年静岡県規則第14号)	指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則 (平成25年静岡県規則第17号)
解釈通知		児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号(令和3年3月30日障発0330第3号改正現在))

(4) 障害児入所施設: 県条例、県規則

	最低基準 (児童福祉施設※ ¹ としての基準)	指定基準
対象	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	
条例	児童福祉施設の設備及び運営の 基準に関する条例 (平成25年静岡県条例第29号)	指定障害児入所施設等の人員、設備及 び運営の基準等に関する条例 (平成25年静岡県条例第33号)
規則	児童福祉施設の設備及び運営の 基準に関する規則 (平成25年静岡県規則第14号)	指定障害児入所施設等の人員、設備及 び運営の基準に関する規則 (平成25年静岡県規則第18号)
解釈 通知		児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第13号）（令和3年3月30日障発0330第3号改正現在）

※1 児童福祉施設

児童福祉施設とは、児童福祉法に次のように定められています。児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く）、放課後等デイサービス事業所は、児童福祉施設としての位置づけはありません。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項

この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、**障害児入所施設、児童発達支援センター**、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターとする。

(5) 一般相談支援事業：国の省令（基準省令）

	最低基準	指定基準
規則		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第27号（令和3年3月23日厚生労働省令第55号改正現在）)
解釈 通知		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第21号（令和3年3月30日障発0330第3号改正現在）)

2 非常災害対策の概要

(1) 該当する規則及び条項

規則名	該当条文	
指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則	療養介護	第70条
	生活介護	第93条（第70条を準用）
	共生型生活介護	第93条の5（第70条を準用）
	短期入所	第108条（第70条を準用）
	共生型短期入所	第108条の4（第70条を準用）
	自立訓練（機能訓練）	第147条（第70条を準用）
	共生型自立訓練（機能訓練）	第147条の4（第70条を準用）
	自立訓練（生活訓練）	第157条（第70条を準用）
	共生型自立訓練（生活訓練）	第157条の4（第70条を準用）
	就労選択支援	第159条の9（第70条を準用）
	就労移行支援	第170条（第70条を準用）
	就労継続支援A型	第183条（第70条を準用）
	就労継続支援B型	第188条（第70条を準用）
	共同生活援助	第199条（第70条を準用）
	日中サービス利用型共同生活援助	第199条の11（第70条を準用）
	外部サービス利用型共同生活援助	第199条の22（第70条を準用）
指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則	障害者支援施設	第47条
指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則	児童発達支援	第39条
	共生型児童発達支援	第53条の5（第39条を準用）
	放課後等デイサービス 共生型放課後等デイサービス	第76条（第39条を準用） 第76条の2（第39条を準用）
指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則	福祉型障害児入所施設	第36条
	医療型障害児入所施設	第56条（第36条を準用）

(2) 具体的内容

入所者や利用者の安全・安心の確保は特に重要であり、その中でも非常災害対策については、想定される駿河トラフから南海トラフにかけての巨大地震等の大規模災害等への備えとして、平成23年3月に発生した東日本大震災などの教訓を活かした適切な対応が求められているため、県が策定した「障害者福祉施設における災害対応マニュアル」を勘案し、省令基準に上乗せした努力規定（避難訓練等における地域との連携、従業員の防災教育、食料等の備蓄）を設けたものです。

国省令の基準	本県の基準
1 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定通所支援事業者又は指定障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。 2 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定通所支援事業者又は指定障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	1 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定通所支援事業者又は指定障害児入所施設（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。 2 指定障害福祉サービス事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。 3 指定障害福祉サービス事業者は、周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて第1項に規定する計画を作成しなければならない。 4 指定障害福祉サービス事業者は、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、<u>地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。</u> 5 指定障害福祉サービス事業者は、<u>従業者を防災に関する研修に参加させる等従業者の防災教育に努めなければならない。</u> 6 指定障害福祉サービス事業者は、<u>非常災害に備え食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めなければならない。</u>

3 事故報告・感染症発生時の対応

(1) 事故報告について

障害福祉サービス等に係る事故が発生した場合は、**利用者の家族、支給決定市町**（障害児入所の場合は、県・政令市等児童相談所）、**指定権者**（県福祉指導課障害指導班）への報告及び事業所・施設における記録の作成・保存が義務付けられていますが、**下記に示した事故については、必ず県福祉指導課障害指導班に報告してください。**

なお、所定の様式は、別添のとおりですが、項目が共通であれば事業所等独自の様式による報告で差し支えありません。

＜指定権者（県福祉指導課障害指導班）に報告すべき事故＞

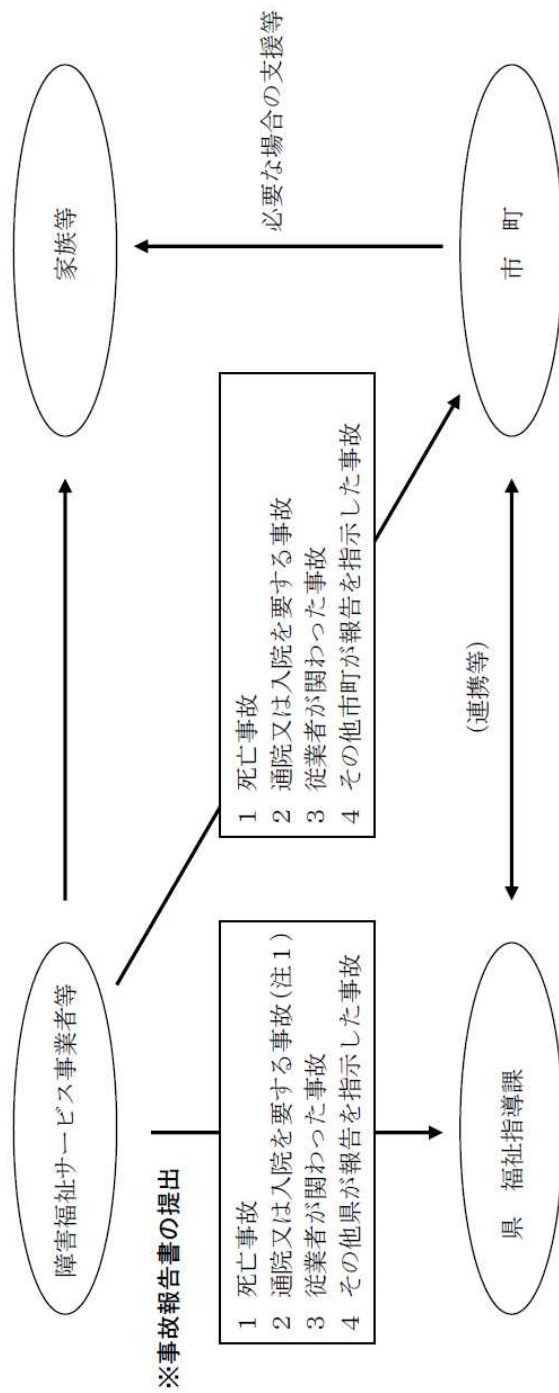
次のいずれかの事故に該当する場合は必ず報告するものとし、それ以外の事故については、市町村の指示に従うものとする。

- ① **死亡事故**
- ② **重篤な傷害事故（入院1週間以上又は全治1か月以上）**
- ③ **事故発生に従業者が関わった事故**
- ④ **その他報告を指示した事故**

○事故報告様式

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1023493.html>

障害福祉サービスの提供に係る事故報告手順



注1：通院又は入院を要する事故のうち、重篤でないもの（入院1週間未満または全治1か月未満）については、県への報告は要しない。

【参考】

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（事故発生時の対応）
- 第40条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（事故発生時の対応）
- 第52条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

令和 年 月 日

事故報告書（障害者総合支援法によるサービス・施設）

事業所名 及び所在地			事業・施設 の種類		
発生日時			発見日時		
利用者の氏 名			障害支援区分		
性別 (○をつける)	男 ・ 女	年齢	歳	市（区）町名 (援護の実施 者)	
発生の状況 (原因、発見時 の状況等含む)					
発生の要因					
ケガ等の状 況 及びその対 応	(ケガ等の状況)				
	(対応(受診日、その状況等含む))				
死亡原因					
家族への対 応 及びその反 応	(家族への対応(説明日、内容等))				
	(家族の反応等)				
事故後の対策 等					
その他					

令和 年 月 日

事故報告書（児童福祉法によるサービス・施設）

事業所・施設名 及び所在地			事業・施設 の種類		
発生日時			発見日時		
利用者の氏名			支給決定を受 けた保護者氏 名		
性別 (○をつける)	男 ・ 女	年齢	歳	縣市（区）町名 (援護の実施 者)	
発生の状況 (原因、発見時の 状況等含む)					
発生の要因					
ケガ等の状況 及びその対応	(ケガ等の状況)				
	(対応(受診日、その状況等含む))				
死亡原因					
家族への対応 及びその反応	(家族への対応(説明日、内容等))				
	(家族の反応等)				
事故後の 対策等					
その他					

(2) 感染症集団発生時等における対応について

県所管の障害福祉サービス事業所、障害者支援施設などの社会福祉施設等において、食中毒や感染症の集団発生等が発生した場合には、速やかに**県福祉指導課及び管轄の保健所、市町の障害福祉担当課への報告**をお願いします。

(参考)社会福祉施設等における感染症等発生時における報告等の流れ (37ページ参照)

また、職員を対象とした感染症対策に関する研修を定期的に行うなど、日頃から感染症、食中毒の発生又はまん延防止のための取り組みを徹底してください。

なお、報告様式は、36ページのとおりです。

<感染症の集団発生として報告すべき案件>

- ① 同一の感染症若しくは食中毒又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われるものが10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

なお、報告書は状況が変化するごとに〔第〇報〕と記載し、終息するまで随時作成、報告してください。

○感染症報告様式

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1023493.htm>

社会福祉施設等感染症等発生報告書(第 報)

〇〇課

事業所・施設名		報告(作成)日		令和 年 月 日	
所在地		事業・施設の種類			
経営主体		利用者数			
施設長名		職員数			
担当者名		連絡先		TEL	
発 症 の 状 況	患者総数	人		利用者	人 (男 人・女 人)
				職員	人 (男 人・女 人)
	現在の患者数	人		利用者	人 (男 人・女 人)
				職員	人 (男 人・女 人)
	発症日	令和 年 月 日	年 齢	利用者	(歳～ 歳)
	終息日	令和 年 月 日		職員	(歳～ 歳)
	症状の程度				
	入院の有無	無・有(人)	利用者	人 (男 人・女 人)	
			職員	人 (男 人・女 人)	
	死亡の有無	無・有(人)	利用者	人 (男 人・女 人)	
		職員	人 (男 人・女 人)		
受診医療機関					
その他参考となること					
施設 の 対 応 状 況	有症者への対応				
	衛生管理状況				
	その他				
担当課から施設への指導内容					
判 明 次 第	菌検査等の結果	(令和 年 月 日記載)			
	発生原因 感染経路等	(令和 年 月 日記載)			

別紙

福祉指導課課 R5年5月8日～



4 業務管理体制の届出

事業者が自ら制度に関する情報を集めて理解を深め、正しく業務を行うためのチェック体制を築いていることが、指定障害福祉サービスの制度運用の前提になっています。これに対応して、指定障害福祉サービス事業者等には、法令遵守等の業務管理体制を整備して届出を行うことが義務付けられています。

また、規模区分が変更になった場合、他県で新たに指定を受けた場合、届出事項に変更があった場合は所定の様式により随時届け出る必要があります。（下記(1)～(4)参照）

なお、**届出に係る事業所・施設が静岡市又は浜松市のいずれかのみに所在する指定事業者等は、業務管理体制の届出先が各市となります。**（この届出先の変更にあたっては、各事業者等から各市への届出書の提出は不要で、県から各市へ移管処理されています。）

(1) 事業者が整備する業務管理体制

①体制整備が必要な事業者等の種別

以下の事業所・施設の指定を受ける事業者等が、以下の5つの事業所・施設種別ごとに体制を整備するよう義務付けています。

・指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設
・指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所
・指定障害児通所支援事業所
・指定障害児入所施設
・指定障害児相談支援事業所

②具体的な整備内容

事業者等が運営・設置する事業所や施設の数に応じて、整備の内容が異なります。

区 分	小規模	中規模	大規模
種別ごとの事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上
業務管理体制の整備の内容	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
		法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
			業務執行の状況の監査を定期的実施

事業所等の数の数え方

（例1）**A事業所**：居宅介護、重度訪問介護

B事業所：居宅介護、重度訪問介護、同行援護

→訪問系事業所は、AとBの2ヶ所ですが、「事業所等の数」は、指定を受けている数でカウントしますので、この場合は5となります。

（例2）**C施設**：障害者支援施設（施設入所支援、生活介護、就労移行支援、短期入所）

→障害者支援施設は、施設ごとに指定を受けているので、「事業所等の数」は、施設日中系サービスの数に関わらず、1施設につき1となります。ただし、短期入所は障害福祉サービスとしては別指定であることから、別途カウントし、この場合の

「事業所等の数」は2となります。

(例3) **D事業所**：一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、特定相談支援、

障害児相談支援

→地域移行支援・地域定着支援はそれぞれカウントし、「事業所等の数」は、一般相談と特定相談を合わせて3となります。なお、障害児相談の「事業所等の数」は、別途1となります。

(例4) **E施設**：障害児入所施設、経過的施設入所支援、経過的生活介護、短期入所

→障害者支援施設と短期入所とで「事業所等の数」は、2となります。なお、障害児入所施設の「事業所等の数」は、別途1となります。

・上記、例1～4までを同一法人が指定を受けている場合、

	事業所・施設の種別	事業所等の数	整備内容・届出先
①	指定障害福祉サービス事業者 指定障害者支援施設	9	・法令遵守責任者を選任 ・全て指定都市を除く静岡県内に 所在する事業所・施設であれば 県に届出
②	指定一般相談支援事業者 指定特定相談支援事業者	3	・法令遵守責任者を選任 ・全て指定都市を除く静岡県内に 所在する事業所・施設であれば 県に届出
③	指定障害児通所支援事業者	0	
④	指定障害児入所施設 ※指定発達支援医療機関（旧 指定医療機関）は整備対象外	1	・法令遵守責任者を選任 ・指定都市を除く静岡県内に所在 する事業所・施設であれば県に 届出
⑤	指定障害児相談支援事業者	1	・法令遵守責任者を選任 ・所在する市町に届出

法令遵守責任者・・・法令を遵守するための体制の確保に係る責任者

法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも障害者総合支援法・児童福祉法及び同法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。また、法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

法令遵守規程・・・業務が法令に適合することを確保するための規程

法令遵守規程については、事業者の従業員に少なくとも障害者総合支援法・児童福祉法及び同法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、同法及び同法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど事業者の実態に即したもので構いません。

(2) 届出書に記載すべき事項

	届出事項	対象となる事業者
1	事業者の ・名称又は氏名 ・主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
2	「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
3	「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が20以上の事業者
4	「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所等の数が100以上の事業者

(3) 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

区分		届出先 (H27～)
1	各種別の指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣 ^{※1}
2	特定相談支援（一般相談支援を行わない事業者）又は障害児相談支援のみを行う事業所であって、指定事業所が同一市町内にのみ所在する事業者	事業所等が所在する市町長 ^{※2}
上記1、2以外の事業者		
3	① 各種別の指定事業所が同一指定都市内（静岡市、浜松市）にのみ所在する事業者	指定都市の長（静岡市、浜松市）
	② 上記以外の事業者	静岡県知事

※1 厚生労働省担当：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係

※2 各市町にお問い合わせください。

(4) 届出に必要な様式（県への届出の場合）

○届出書の様式掲載ページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1040688/1073874.html>

① 業務管理体制の整備に関して届け出る場合

（障害者総合支援法第51条の2第2項、第51条の31第2項）（児童福祉法第21条の5の26第2項（第24条の19の2において準用する場合を含む）、第24条の38第2項）

○障害者サービス関係 様式第3号の3

○障害児サービス関係 様式第3号の5

② 事業所の追加等により事業展開地域が変更となり届出先区分の変更が生じた場合

注）区分の変更に関する届出は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。

（障害者総合支援法第51条の2第4項、第51条の31第4項）（児童福祉法第21条の5の26第4項（第24条の19の2において準用する場合を含む）、第24条の38第4項）

例：静岡県のみで事業展開していた事業者が、新たに愛知県においても事業を開始した場合

届出先 静岡県知事 → 厚生労働省に変更

○障害者サービス関係 様式第3号の3

○障害児サービス関係 様式第3号の5

③ 届出事項に変更があった場合

(障害者総合支援法第51条の2第3項、第51条の31第3項)(児童福祉法第21条の5の26第3項(第24条の19の2において準用する場合を含む)、第24条の38第3項)

例：法人代表者の変更

※以下の項目について変更があった場合届出が必要です。

- 1 氏名(法人にあっては、その名称並びに代表者の職名及び氏名)
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 連絡先(電話番号、FAX番号)
- 4 住所(法人にあっては、その代表者の住所)
- 5 法人・個人の種別
- 6 生年月日(法人にあっては、その代表者の生年月日)
- 7 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- 8 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 9 業務執行の状況の監査の方法の概要

○障害者サービス関係 様式第3号の4

○障害児サービス関係 様式第3号の6

- ・ 現在、上記①の届出をしている場合であっても、今後、上記②、③の届出が必要となった場合には、遅滞なく届出先の行政機関に届け出なければなりません。
- ・ 児童福祉法関係様式については、上記③の届出事項の中に「事業所名称等及び所在地」が含まれていますが、事業所等の指定や廃止等により、その数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合のみ届け出てください。(事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合は、届け出る必要はありません。)

<よくある届出誤り>

×「事業者(法人)番号」欄に、事業所番号や国税庁の法人番号を記載している。

⇒ 業務管理体制の整備に関する事業者(法人)番号は、**アルファベット(者：B、児：D)から始まる17桁の番号です**。「業務管理体制整備に関する事業者(法人)番号について(通知)」で番号を通知しております。なお、新規の場合は記載不要です。

×法人代表者の変更となったが、「業務管理体制の整備届出事項変更届出書」を届け出していない。

⇒ 変更届だけでなく、業務管理体制の整備届出事項変更届出書も提出が必要です。

×障害者サービスと障害児サービスを運営しているが、障害者サービス分しか届け出していない。

⇒ 根拠条文ごとの届出となるため、障害者総合支援法に基づく届出と、児童福祉法に基づく届出の双方が必要です。事業者(法人)番号もそれぞれ異なります。

×法人代表者や法令遵守責任者の変更に当たり、生年月日の変更を忘れている。

⇒ 法人代表者や法令遵守責任者の生年月日も届出事項です。「生年月日(法人にあっては、その代表者の生年月日)」の項目に○をつけ、変更内容欄に記載してください。

(5) 業務管理体制確認検査

業務管理体制の届出のあった法人（事業所・施設）に対して、下記検査を実施します。

① 検査の種類

○一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、平成26年度から定期的に実施しています。

ア 法令遵守責任者の役割及びその業務内容

イ 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容

ウ 業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容

※ イは中規模及び大規模事業者、ウは大規模事業者が対象

○特別検査

事業者等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施します。

ア 業務管理体制の問題点を確認し、その内容を検証

イ 指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証

② 検査実施機関

2 (3) の届出書の届出先と同じです。

5 静岡県福祉指導課障害指導班のホームページ

福祉指導課障害指導班のホームページには、事業者向けのお知らせのほか、指定基準、指定申請等の手続きの流れ、運営指導資料、各種の様式など掲載しています。

重要なお知らせも多いので、メールやホームページをこまめに確認してください。

(1) アクセス方法

①URL

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002857/1041019/1023256.html>

または

②静岡県ホームページ → サイト内検索で「障害指導班」を検索 → 検索結果の一番上をクリック



(2) 指定基準等に関する質問について

質問は、障害指導班HPの「障害福祉サービス事業者指定等に関する御質問について」の項目に記載されている静岡県の電子申請システムからお願いします。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/shogaifukushijigyosha/1023495.htm>
1)

第2 運営指導における主な留意事項（児者共通事項）

県の運営指導、監査で指摘が多い事項や、会計検査院の实地検査で全国の事業所が指摘を受けた事項、各事業所からの照会が多い事項等についてまとめました。各項目のタイトルの下に、対象サービスを列挙してありますので、該当する項目について、ご確認ください。

また、以下に取り上げた項目も含め、近年の運営指導、監査で指摘・助言が多かった事項について、問題の状況及び改善指導内容・助言内容をまとめたものを191ページ以降に掲載しましたので、事業運営の参考としてください。

I 運営編

1 虐待防止・身体拘束等の禁止

★ 対象サービス…全てのサービス事業・施設

（1）虐待防止のための取組について

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、障害者虐待防止法）が平成24年10月1日に施行されました。

障害者虐待防止法第15条には、障害者福祉施設・事業所における虐待防止の責務を定めています。これに対応して、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設は、指定基準（事業者の一般原則）において、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、担当者を設置する等の体制整備を行うとともに、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならないものとされています。

また、障害者虐待防止法第16条には、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待通報義務が定められていますが、これに関連して、一般相談支援事業者を含む全サービス事業・全施設は、各指定基準の規定に、運営規程に「虐待防止のための措置に関する事項」を設けるよう定めがあり、障害者虐待の未然防止とともに早期発見、迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置が求められているところです。

① 虐待防止の措置

各指定基準において、次の事項が義務化されています。

運営規程においても、以下の事項を含む「虐待防止のための措置に関する事項」を定める必要がある点に留意してください。

a. 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知徹底

虐待防止委員会には、以下の3つの役割があります。

- ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）
以下の点に留意しながら、設置・運営を行ってください。
- ・構成員には利用者やその家族、専門的な知見を有する外部の第三者等も加えることが望ましい。
- ・事業所単位だけではなく、法人単位での設置も可能。

- ・管理者や虐待防止責任者が参画していれば、委員会開催における最低人数は問わない。
- ・少なくとも1年に1回は開催する。

また、各事業者におかれては、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和6年7月改訂）を活用した制度理解、障害者虐待の早期発見・未然防止のための体制づくり、通報義務の徹底、県主催の虐待防止研修への積極的な参加などの取組みをお願いします。（障害児入所施設においては、児童福祉法第33条の10及び第33条の11に定める被虐待児童等虐待の防止規定の遵守とともに、上記障害者虐待の早期発見・未然防止に準ずる取組みをお願いします。）

b. 従業者への研修の実施

虐待防止委員会が研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時にも必ず虐待防止の研修を実施することが必要です。研修の実施内容については必ず記録をとるようにしてください。

なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加するなどの対応でもかまいません。

また、以下の項目を定めた「虐待防止のための指針」を定めておくことが重要とされています。

- ・事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- ・虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ・虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ・施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- ・虐待発生時の対応に関する基本方針
- ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ・その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

なお、虐待防止委員会が研修プログラムを作成するに当たっては、以下の冊子を参考にしてください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き ・障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止法の理解と対応 |
|--|

c. 虐待防止のための担当者の設置

虐待防止のための責任者にはサービス提供責任者やサービス管理責任者が配置されることが想定されています。

② 虐待防止措置未実施減算の新設（令和6年度報酬改定）

次の（一）から（三）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合に減算されます。

- （一）指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる虐待防止委員会を1年に1回以上開催していない場合
- （二）虐待の防止のための研修を1年に1回以上実施していない場合
- （三）虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置していない場合

（２）身体拘束等の適正化のための取組について

★対象サービス…計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス

障害者虐待防止法では、第２条第７項において、正当な理由なく障害者の身体を拘束をすることその他行動制限（以下「身体拘束」という。）は身体的虐待に該当する行為と定めています。

また、障害福祉サービス、障害者支援施設、障害児通所支援事業、障害児入所施設の指定基準には、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合」のみ、身体拘束が認められており、下記のとおり、「**切迫性**」「**非代替性**」「**一時性**」の３つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続が極めて慎重に実施されているケースに限られます。

＜緊急やむを得ない場合の対応＞

ア ３つの要件を全て満たすことが必要

【**切迫性**】入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

【**非代替性**】身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

【**一時性**】身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

イ 慎重な手続に沿って行うこと

- ・担当のスタッフなど、限られた関係者で必要性を検討するのではなく、「個別支援会議」等において**施設全体としての組織的判断**を行う。
- ・利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容・目的・理由・拘束の時間・時間帯・期間等をできる限り**詳細に説明し、十分な理解を得る**よう努める。
- ・「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを**常に観察、再検討**し、要件に該当しなくなった場合は直ちに解除する。

ウ 身体拘束に関する記録をすること

身体拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

上記の対応ができておらず、運営指導において指摘を受ける事業所が見られます。適切な実施をお願いします。

＜不適切事例のうち主なもの＞

- ・身体拘束の実施に当たり**施設として必要性を判断する検討が行われていない**。
- ・身体拘束の実施に当たり**解除に向けた取り組みがなされていない**。
- ・身体拘束に関する検討内容（切迫性等の必要性）に関する記録がされていない。
- ・身体拘束を行った場合に、その間の利用者の心身の状況、身体拘束の態様、（拘束・解除の）時間、拘束の理由を記録していない。

① 身体拘束等の適正化を図るための措置

上記の取り扱いに加え、身体拘束等の適正化の推進のため、以下の点が義務付けられています。

a. 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

訪問系のサービスにおいても、知的障害者や精神障害者を対象としており、身体拘束が行われることが予想されるため、ほかのサービスにおいて義務となっている

「やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録」についても令和3年4月から義務化されています。

b. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

以下の諸注意に配慮しつつ、設置・運営を行うようにしてください。

- ・事業所に従事する幅広い職種により構成すること。
- ・構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくこと。
- ・第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用を検討すること。
- ・事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であること。
- ・少なくとも年に1回は開催することが必要であるが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えないこと。
- ・身体拘束等について報告するための様式を整備すること。
- ・従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、作成した様式に従い、身体拘束等について報告すること。
- ・身体拘束適正化検討委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。
- ・事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性を検討すること。
- ・報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ・廃止に向けた方策を講じた後に、その効果について検証すること。

c. 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

指針については、以下の項目を盛り込むようにしてください。

- ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

d. 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

研修については、cの指針に基づき、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発することを目指します。

指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施します。

なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合も実施しているものとみなします。

研修の実施内容については必ず記録を取るようにしてください。

② 身体拘束廃止未実施減算

次の（一）から（四）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合に減算されます。

- （一）指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。

- (二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催していない場合。
- (三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。
- (四) 身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上実施していない場合。

(参考)

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(令和6年7月改定)

VIIの1

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【参考】身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)

**「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」改訂のポイント
(令和6年7月改定)**

(施設・事業所従事者向け手引き)

- (1) 令和6年度報酬改定で虐待防止措置未実施減算が創設されたことの記載を追加(P15)。また、身体拘束廃止未実施減算の減算額が見直されたことの記載を追加(P36)
- (2) 指定基準上置くべき「虐待の防止に関する担当者」の記載を統一(P14、P15)
- (3) 原因の分析と再発の防止について、直近の調査結果を踏まえて記載を修正(P29)
- (4) 強度行動障害を有する利用者への適切な支援について、国の検討会や令和6年度報酬改定の内容を踏まえて、支援力の向上や地域における連携体制の整備に関する記載を追加(P43)

※カッコ内のページは「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引」に対応

(参考) 根拠法令等(居宅介護の場合)

※その他のサービスは準用。障害児福祉サービスにも同様の基準あり。

H25 県規則 19

第34条の2第1項

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為**(以下「**身体的拘束等**」という。)を行ってはならない。

第34条の2第2項

指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録**しなければならない。

第34条の2第3項

指定居宅介護事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に開催すること。

Ⅶ 3. 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用」

身体に重度の障害のある人の中には、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行により、身体の状態に合わせた座位保持装置や車椅子を医師の意見書又は診断書によりオーダーメイドで製作し、使用している場合があります。これらには、変形等のある身体においても安全かつ安楽に座位が取れるようにいすの形状やパッド等の配置が設計されているほか、脊椎の側わんや関節の変形・拘縮等の進行、疼痛を防止する目的で体幹等を固定するためのベルトや上肢運動機能や日常生活動作の改善のためのテーブルが付属している場合が少なくありません。これらのベルトやテーブルは、使用することで体幹が安定し、本人の意思に基づいて四肢が動かしやすくなることや日常生活の向上等の効果も意図されています。

肢体不自由のある利用者の場合、例えば体幹筋力のない利用者に対する車椅子の体幹ベルトが「虐待にあたるおそれがある」としてベルトを外すことで、利用者本人が怖い思いをしたり、車椅子から転落したりする事例もあります。「正当な理由」があるにもかかわらず、過度の「ベルト外し」によってかえって適切な支援が妨げられていたり、ベルトなしでは車椅子に乗車できないという理由でベッドに寝かせきりになってしまうといったかえって虐待を助長させるような対応がとられるなど、現場での不適切な事例も散見されます。

身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように障害者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適切ではありません。身体拘束か否かは、目的に応じて適切に判断することが求められます。

ただし、座位保持装置等であっても、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為を除き、ベルトやテーブルをしたまま障害者をいすの上で漫然と長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、医師や理学療法士・作業療法士等の専門職の意見を踏まえ、座位保持装置等を使用する場面や目的・理由を明確にし、ご本人並びに家族の意見を定期的に確認し（モニタリング）、その意見・同意を個別支援計画に記載することが必要です。

記録内容では「態様・時間・理由・関係者間で共有されているか」等の記載がなされていることが重要です。長時間の同一姿勢による二次障害や褥瘡を計画的に防止するための取り組みにも留意することが必要です。

記録については、平成 31 年 3 月 29 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「障害福祉サービス等報酬に係る Q & A」問 1 において、「ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画に記載がない緊急やむをえず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である」と明記されています。従って、医師の意見書・診断書を踏まえ目的に応じて取り扱われており、個別支援計画等への記載があれば、逐次のケア記録等への時間等の記載を求めているわけではありません。

ヘッドギアについても同様に、利用する人の安全性のみならず Q O L の視点から個別支援計画において、必要性を明確化し、定期的に確認すること（モニタリング）が必要です。

2 業務継続計画（BCP）の策定等

★ 対象サービス…全てのサービス事業・施設

(1) 業務継続計画

災害や感染症が発生した場合でも最低限のサービス提供が維持できるよう、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続計画の策定、研修の実施、訓練の実施が義務付けされました。

(参考) 根拠法令等（居宅介護の場合）

H25 県規則 19

（業務継続計画の策定等）

第32条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(参考) 厚生労働省ホームページ

- ・ 障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

- ・ 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

(2) 業務継続計画未策定減算

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に、所定単位数から減算されます。

減算の適用期間

必要な措置を講じていない事実が生じた月の翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、減算が適用される。「事実が生じた時点」まで遡及して適用する点に注意。

(参考) 根拠法令等

H18 障発 1031001 第二の1

(13) 業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

① 対象となる障害福祉サービス
全てのサービス

② 算定される単位数

(一) 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を含む。）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援、共同生活援助（ただし、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援については、指定障害者支援施設が行うものに限る。）については、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

なお、当該所定単位数は、各種加算（障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。）がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の3となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する100分の3に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。

(二) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立生活援助、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、計療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を含む。）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援（ただし、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援については、指定障害者支援施設が行うものを除く。）については、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

なお、当該所定単位数は、各種加算（障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。）がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の10となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する100分の1に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。

③ 当該減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。

④ 略

令和6年度報酬改定等に関するQ & A (Vol. 1)

(業務継続計画未策定減算①)

問 14) 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

答) 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。

なお、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではないが、その趣旨を鑑み、これらの業務継続計画の周知等の取組についても適切に実施していただきたい。

(業務継続計画未策定減算②)

問 15) 行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

答) 業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。

例えば、生活介護事業所が、令和6年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和6年10月からではなく、令和6年4月分の報酬 から減算の対象となる。

また、居宅介護事業所等の令和7年4月から業務継続計画未策定減算の対象となるサービスの事業所について、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月分の報酬から減算の対象となる。

3 感染症対策等

★ 対象サービス…全てのサービス事業・施設

(1) 感染症対策

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施が義務付けされました。

なお、委員会の開催、研修・訓練の実施に係る開催頻度や実施回数については、サービス等種別により異なりますので、各サービス等種別に対応した国の解釈通知を必ず確認してください。

(参考) 根拠法令等 (居宅介護の場合)

H25県規則19

(衛生管理等)

第33条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における**感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会**(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所における**感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備**すること。

(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、**感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施**すること。

(参考) 厚生労働省ホームページ

・ 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

(2) 新興感染症の発生時等の対応の取り決め

令和6年度報酬改正により、感染症発生時に備えた平時からの対応として、障害者支援施設等は、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時における対応を取り決めることが努力義務となりました。

また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、これまでの協力体制に加えて、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことが義務化されました。

① 対象となるサービス

- ・ 共同生活援助
- ・ 障害者支援施設
- ・ 福祉型障害児入所施設

② 義務化の内容

区分	対応内容
下記以外の事業所	第二種協定指定医療機関(※1)との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決める(※2)よう努めなければならない。 (努力義務)
協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合	当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 (義務)

※1 第二種協定指定医療機関

静岡県内における第二種協定指定医療機関については、静岡県健康福祉部医療局感染症対策課のホームページをご確認ください。

・ 県感染症対策課 ホームページ 「医療措置協定等」
<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shippeikansensho/kansensho/1003073/1056691/index.html>

※2 取り決めの内容

取り決めの内容としては、流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後4か月程度から6か月程度経過後）において、当該事業所の利用者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定されます。

(参考) 根拠法令等 (共同生活援助の場合)

H25 県規則 19 (協力医療機関等) 第198条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
--

4 ハラスメント対策

★ 対象サービス…全てのサービス事業・施設

指定基準において、事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないとされていますので、以下を参考に取り組をお願いします。

※「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して 雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）」より

(1) 職場における「パワーハラスメント」とは、

- ①優越的な関係を背景とした言動であって、
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるものであり、

※ ①～③までの要素をすべて満たすものを言います。

なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

(2) 職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければならない。（義務）

①方針等の明確化及びその周知・啓発

- ・職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ・行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ・相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ・相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

③職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ・事実関係を迅速かつ性格に確認すること
- ・速やかに被害者に対する配慮のための措置を適切に行うこと（注1）
- ・事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと（注1）
- ・再発防止に向けた措置を講ずること（注2）

※（注1）は事実確認ができた場合、（注2）は事実確認ができなかった場合も同様

④そのほか併せて講ずべき措置

- ・相談者・行為者等のプライバシー（注3）を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること

※（注3）性的志向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む。

- ・相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

(3) 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律上禁止されています。

(4) 望ましい取組

望ましい取組についても、責務の趣旨を踏まえ、積極的な対応をお願いします。

※【★】の事項については、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても同様に望ましい取組とされています。

①職場におけるパワーハラスメントを防止するための望ましい取組

- ・セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等と一元的に相談に応じることのできる体制の整備【★】
- ・職場におけるパワハラの原因や背景となる要因を解消するための取組
- ・必要に応じて、労働者や労働組合等の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどにより、雇用管理上の措置の運用状況の的確な把握や必要な見直しの検討等に努めること【★】

②自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組【★】

～就活生などの求職者や個人事業主などのフリーランス等～

- ・職場におけるパワハラを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、他の事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者、労働者以外の者（個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等）に対しても同様の方針を併せて示すこと
- ・雇用管理上の措置全体も参考にしつつ、適切な相談対応に努めること

③他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組

（雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例）

- ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・被害者への配慮のための取組
（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- ・被害防止のための取組
（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

5 利用者から徴収する負担額

(1) 法定利用者負担額の徴収について

★ 対象サービス…すべてのサービス（相談支援を除く）

障害福祉サービス等を利用した場合、原則、支給市町で決定した法定利用者負担額を徴収することになります。（法令に基づき、就労継続支援A型事業所における減免措置を行う場合、または、低所得のため、負担額を課されない場合を除く。）

<不適切な事例>

- ・就労継続支援B型事業所において、法定利用者負担額を事業者が負担していた。

（参考）根拠法令等

H25 県規則 19

第8章 自立訓練（機能訓練）

（中略）

（利用者負担額等の受領）

第144条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、**支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。**

第12章 就労継続支援B型

（中略）

（準用）

第188条 …**第144条…の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。**…

H18 障発 1206001

第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護…

3 運営に関する基準…

(11) 利用者負担額等の受領（基準第21条）

① 利用者負担額の受領

…指定居宅介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定居宅介護についての利用者負担額として、法第29条第3項第2号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額）の支払を受けなければならないことを規定したものである。

なお、法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、市町村が定める額を利用者負担額とする。

（中略）

第八 自立訓練（機能訓練）

（中略）

3 運営に関する基準

(1) 利用者負担額等の受領（基準第159条）

① 利用者負担額の受領等

指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の3の（11）…を参照されたい。

（中略）

第十二 就労継続支援B型

（中略）

(2) 準用（基準第202条）

①…第八の3の（1）…を参照されたい。

**H19.7.31障発第0731001号「就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱」
(平成19年4月1日より適用)**

就労継続支援A型事業の利用者については、他の障害福祉サービスを利用した場合と同様に、利用料として一割の利用者負担を求めることが原則である。

しかしながら、事業者と障害者の間で雇用関係が結ばれており、事業者から労働の対価として、賃金が支払われる特別な関係にあること、また、障害者福祉制度とは別に、障害者雇用納付金制度において、障害者雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金等が支給されていること等を考慮する必要がある。

このようなことから、事業者の判断により事業者の負担をもって利用料を減免することを可能としたところであるが、この具体的な取扱いは以下によることとする。

1 利用者負担減免措置対象者

就労継続支援A型事業の利用者のうち雇用関係のある者のみとする。

2 利用者負担減免措置実施手続

- (1) 利用者負担減免措置を実施する事業者は、事業所の指定を受けた都道府県知事に対し、別添様式1により利用者負担減免措置実施の届出を行う（本通知の適用前に任意の様式で同様の届出が行われている場合を除く。）。
- (2) 都道府県は、利用者負担減免措置を実施する事業所について、管内市町村に情報提供することとする。…

(2) 食費等の徴収について

① 通所事業所における食費の徴収について

★対象サービス…生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害児通所支援（児童発達支援センター）

通所事業所において提供する食事の費用については、原則、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を徴収できますが、低所得者等に対しては、食材料費相当額以上を徴収することができません。

なお、食事の提供を行う場合には、指定基準・解釈通知に従って、適切に食事の提供を行う必要がありますので、ご注意ください。

<不適切な事例>

- ・低所得者等に対して食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を徴収していた。

(参考) 根拠法令等

食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年厚生労働省告示545号）

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）…食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針を次のように定め…る。

…

二 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料

イ 食事の提供に要する費用に係る利用料

食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。ただし…支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者…について指定障害福祉サービス等…のあった月の属する年度…分の地方税法…の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割…の額…を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16万円未満）であるもの又は同令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額とすること。

食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成24年厚生労働省告示231号）

二 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料

イ 食事の提供に要する費用に係る利用料

食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。ただし、指定児童発達支援事業所及び指定医療型児童発達支援事業所に通う障害児に係る通所給付決定保護者のうち、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第74号）第二十四条第二号及び第三号に掲げる者については、食材料費に相当する額とすること。

H25 県規則 19 第 86 条 ※準用あり（→自立訓練、就労選択、就労移行、就労A型、就労B型）

（食事）

第86条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びし好を考慮

し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な**栄養管理**を行わなければならない。

3 調理は**あらかじめ作成された献立**に従って行われなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

H18 障発 1206001 第五の3

(5) 食事の提供（基準第 86 条）

① 栄養管理等

食事の提供は、利用者の支援に極めて重要なものであることから、指定生活介護事業所が食事の提供を行う場合については、提供する手段によらず、年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行うものとする。

ア **利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮**するとともに、できるだけ変化に富み、**栄養のバランスに配慮**したものであること。

イ 調理は**あらかじめ作成された献立に従って行う**とともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

ウ **適切な衛生管理**がなされていること。

② 外部委託との関係

食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定生活介護事業者は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。

※障害者入所施設、障害児通所支援、障害児入所施設にも同様の規定あり。

② 施設入所支援における食費及び光熱水費の徴収について

★ 対象サービス…施設入所支援、障害児入所施設

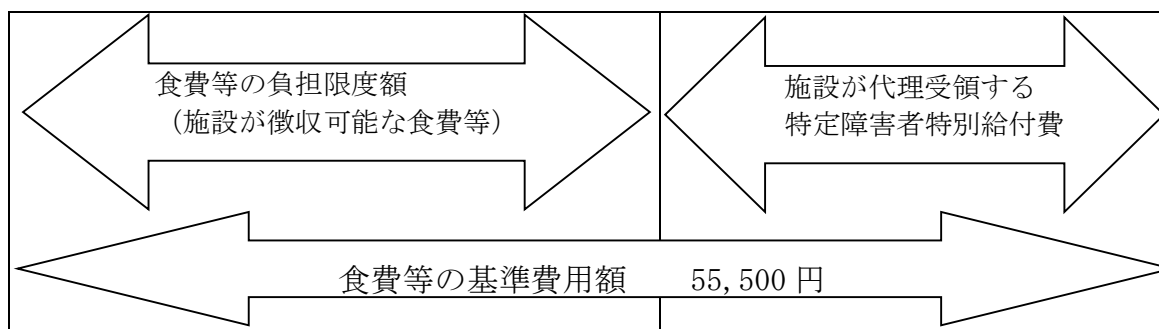
障害者支援施設（障害児入所施設）において、入所者（入所児の保護者等）から徴収できる食費及び光熱水費については、国告示で定められる「食費等の基準費用額（月額）」から、支給決定市町が当該入所者等に支給する特定障害者特別給付費（入所障害児食費等給付費）（※）を除いた「食費等の負担限度額」を限度とします。

現在「食費等の基準費用額」は 55,500 円（月額）となっており、施設は当該金額以内で、食事の提供に要する費用及び光熱水費を定める必要がありますので、ご注意ください。

（※） 給付費は通常、入所者等から施設が代理受領します。

<不適切な事例>

・「食費等の基準費用額」を 55,500 円ではなく、改正前の 58,000 円として計算していたため、入所者等から「食費等の負担限度額」を超える額を徴収していた。



（参考）根拠法令等

H25県規則20

（利用者負担額等の受領）

第 21 条

2（略）

3 指定障害者支援施設等は、前 2 項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1)～(2) 略

(3) 施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第 34 条第 1 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)第 21 条第 1 項第 1 号に規定する食費等の基準費用額(法第 34 条第 2 項において準用する法第 29 条第 5 項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)

イ 厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準(平成 18 年厚生労働省告示第 541 号)に基づき利用者が選定する特別な居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ウ 被服費

エ 日用品費

オ アからエまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する

費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

H25 県規則 18

(入所利用者負担額の受領)

第 16 条

2 (略)

3 指定福祉型障害児入所施設は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第 24 条の 7 第 1 項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)第 27 条の 6 第 1 項に規定する食費等の基準費用額(法第 24 条の 7 第 2 項において準用する法第 24 条の 3 第 9 項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第 27 条の 6 第 1 項に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)

(2) 日用品費

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

(3) その他の日常生活費の徴収について

★対象サービス…療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、施設入所支援、障害児通所支援、障害児入所施設

「その他の日常生活費」（各サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者等に負担させることが適当と認められるもの）の徴収については、平成18年12月6日付け障発第1206002号「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」及び平成24年3月30日付け障発0330第31号「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」において、基本的な取扱いが定められています。

「その他の日常生活費」は利用者等の自由な選択によるものですので、利用者から徴収する際には、利用者等の希望を確認したうえで、徴収するようにしてください。

また、徴収する費用の根拠を明確にしておくとともに、定期的に金額の妥当性を検証してください。

<不適切な事例のうち主なもの>

- ・運営規程に、対象となる便宜（費用の種類）やその額が定められていない。
- ・日用品費、教養娯楽費を徴収しているが、利用者等の自由な選択に基づいて行われていることが明確になっていない。
- ・すべての利用者に対し利用者の希望を確認せず一律に提供し、その費用を画一的に徴収している。
- ・「その他の日常生活費」として徴収することが不適当な物品が含まれている。
- ・共益費など曖昧な名目で費用が徴収されている。

○ グループホーム（共同生活援助）における修繕費等について

グループホームの入居者から徴収できる費用は、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第19号）第196条の4などで規定されています。修繕費用、維持費用等については、居室の提供に要する費用に係る利用料（家賃）に反映させてください。

また、家賃の設定に当たっては、その他にも金的助成の有無、近隣地域に所在する類似施設の家賃の平均的な費用を勘案して設定してください。

（参考）根拠法令等

（共同生活援助の場合）

H25 県規則 19

（利用者負担額等の受領）

第196条の4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 （略）

3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者を支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した

額を限度とする。)

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) **前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの**

H18 障発 1206002 抜粋

1 「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は、**利用者の自由な選択に基づき**、事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。なお、事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの（利用者等の嗜好品の購入等）については、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が、利用者等から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

(1) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、**介護給付費又は訓練等給付費（以下、「介護給付費等」という。）の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。**

(2) **介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。**したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。

(3) 「その他の日常生活費」の受領については、**利用者に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。**

(4) 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための**実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。**

(5) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、事業者又は施設の**運営規程において定められなければならない**、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、当該事業者又は施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。

3 （略）

4 留意事項

(1) 3の(1)に掲げる「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に利用者の日常生活に最低限必要と認められる物品（例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、利用者の希望を確認した上で提供されるものをいう。

したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者に対して一律に提供し、**すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。**

(2)～(5) （略）

5 （略）

6 利用者等に金銭の支払を求める場合の考え方

障害福祉サービス等の提供に要する費用として介護給付費等に含まれるものについては、利用者から徴収することはできない。介護給付費等の対象に含まれない費用については、利用者から金銭を徴収することが可能とされている。

また、利用者から金銭を徴収することができるのは、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限られるものである。**金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者の同意を得**

なければならないものである。

6 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験要件

★対象サービス…療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、共同生活援助、自立生活援助、施設入所支援、障害児通所支援、障害児入所施設

サービス管理責任者の実務経験要件等については、平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」に、児童発達支援管理責任者については、平成24年厚生労働省告示第230号「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に定められており、その概要は下表のとおりです。

なお、申請・届出の際には、上記通知の参照を含めて、事業者においてこれらの要件に該当することを確認した上で、書類を提出してください。

＜サービス管理責任者＞

＜必要な期間＞ 以下のいずれかに該当すること

■ $a + b \geq 5$ 年

■ $c \geq 8$ 年

■ $a + b + c \geq 3$ 年 かつ $d \geq 3$ 年

※1年＝365日以上に、実際の業務従事日数が180日以上であることを要する。

期間	業務の内容・資格	業務に従事した事業所等の要件
a	相談支援業務に従事した期間	i 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 従事者等 ii 児童相談所、身体障害者・知的障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センターの従事者等 iii 障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従事者等 <u>※身障更生、知的更生、身障療護、身障授産、身障福祉センター、知的授産、通勤寮、福祉ホーム、知的障害児施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重心児施設、指定居宅介護支援事業所、精神障害者社会復帰施設等を含む</u> iv 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターの従事者等 v 特別支援学校等の従事者等 vi 病院・診療所において相談支援業務に従事する者であって、次のいずれかに該当する者 ・社会福祉主事任用資格該当者 ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 ・dの国家資格を有する者 ・上記のiからvに従事した期間が1年以上ある者

期間	業務の内容・資格	業務に従事した事業所等の要件
b	直接支援業務 ※社会福祉主事任用資格者等が従事した期間 「社会福祉主事任用資格者等」 ■社会福祉主事（任用資格） ■相談業務従事者研修修了者 ■保育士 ■児童指導員（任用資格） ■精神障害者社会復帰指導員（任用資格） ※ヘルパー２級（初級）を含む	i 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床 の従事者等 ※<u>身障更生、知的更生、身障療護、身障授産、身障福祉センター、知的授産、通勤寮、福祉ホーム、知的障害児施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重心児施設、精神障害者社会復帰施設等を含む</u> ii 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業 の従事者等 ※<u>改正前の身障・知的居宅介護、身障デイ、知的デイ、身障厚生・知的厚生・身障療護・身障授産・身障福祉センター・知的授産・通勤寮・福祉ホーム・知的障害児施設・自閉症児施設・盲ろうあ児施設・肢体不自由児施設・重心児施設・精神障害者社会復帰施設等を含む</u> iii 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所等の従業者 iv 「特例子会社」、障害者雇用調整金の支給を受けた事業所等の従業者 v 特別支援学校等の従業者等 ※<u>小学校・中学校の特別支援学級の従業者を含む</u>
c	直接支援業務 ※社会福祉主事任用資格者等に該当しない者が従事した期間	b の i ～ v
d	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士又は公認心理師が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	

<業務の内容>

相談支援業務	身体上又は精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間
直接支援業務	身体上又は精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対し介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う業務(当該訓練等を行う者に対して指導を行う業務を含む) その他職業訓練・職業教育に係る業務に従事した期間

＜児童発達支援管理責任者＞

＜必要な期間＞ 以下のいずれかに該当すること

■ (イ+ロ) ≥ 5年 かつ (イ+ロー+ハ) ≥ 3年

■ ニ ≥ 8年 かつ (ニ+ホ) ≥ 3年

■ (イ+ロ+ニ) - (ハ+ホ) ≥ 3年 かつ ヘ ≥ 5年

※1年=365日以上の期間に、実際の業務従事日数が180日以上であることを要する。

期間	業務の内容・資格	業務に従事した事業所等の要件
イ	相談支援業務に従事した期間	(1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業等の事業の従事者 (2) 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター等の従業者等 (3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター等の従業者等 <u>※身障更生、知的更生、身障療護、身障授産、身障福祉センター、知的授産、通勤寮、福祉ホーム、知的障害児施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重心児施設、指定居宅介護支援事業所、精神障害者社会復帰施設等を含む</u> (4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の従業者等 (5) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校等の従業者等 (6) 病院・診療所において相談支援業務に従事する者であって、次のいずれかに該当する者 ・社会福祉主事任用資格該当者 ・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 ・へに記載された国家資格を有する者 ・上記の(1)から(5)に従事した期間が1年以上ある者
ロ	直接支援業務 ※社会福祉主事任用資格者等が従事した期間 「社会福祉主事任用資格者等」 ■社会福祉主事(任用資格) ■相談業務従事者研修修了者 ■保育士 ■児童指導員(任用資格) ■精神障害者社会復帰指導員(任用資格)	(1) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床関係病室等の従業者 <u>※身障更生、知的更生、身障療護、身障授産、身障福祉センター、知的授産、通勤寮、福祉ホーム、知的障害児施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重心児施設、精神障害者社会復帰施設等を含む</u> (2) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業並びに子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、等の従事者等。 (3) 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所等の従業者 (4) 「特例子会社」、「助成金受給事業所」等の従業者等 (5) 学校その他これらに準ずる機関の従業者等 <u>※幼稚園、認定こども園、認可外保育施設を含む</u>

期間	業務の内容・資格	業務に従事した事業所等の要件
ハ	高齢者施設等における業務（相談支援業務の期間＋社会福祉主事任用資格者等が直接支援業務に従事した期間）	老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター等の従業者等が、相談支援業務等に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室等の従業者、老人居宅介護等事業等の従事者等又は「特例子会社」、「助成金受給事業所」等の施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間
ニ	直接支援業務（社会福祉主事任用資格者等に該当しない者が従事した期間）	ロの（１）～（５）の期間
ホ	高齢者施設等における直接支援業務（社会福祉主事任用資格者等に該当しない者が従事した期間）	老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所等の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間
ヘ	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士又は公認心理師が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	

<業務の内容>

相談支援業務	身体上又は精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第４条第１項に規定する児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間
直接支援業務	身体上又は精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対し介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練・職業教育に係る業務に従事した期間

【注意】

- (1) 相談支援従事者初任者研修及びサービス管理責任者等基礎研修の受講に必要な実務経験年数は、前記の配置するための実務経験年数から2年を引いた年数です。詳細は当該年度の静岡県相談支援従事者初任者研修実施要綱等でご確認ください。
- (2) 平成31年3月31日時点でサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件（実務経験・研修要件）を満たしていた方は、令和5年度末までに、サービス管理責任者等更新研修を受講しない場合、令和6年度以降サービス管理責任者等として配置できませんので、御注意願います。
なお、サービス管理責任者等更新研修は、相談支援従事者現任研修（相談支援従事者・サービス管理責任者現任研修）とは全く異なる研修ですので、御注意願います。
- (3) 平成31年4月から令和3年度末までに相談支援従事者初任者研修とサービス管理責任者等基礎研修を修了し、かつ実務経験を満たす方は、サービス管理責任者等基礎研修の修了から3年が経過するまでにサービス管理責任者等実践研修を修了しなかった場合、それ以降サービス管理責任者等として配置することができなくなりますので、御注意願います。

7 各サービス計画の作成

★ 対象サービス…全てのサービス（就労選択支援、短期入所を除く）

（１）個別支援計画の作成

各サービスの個別支援計画は、基準規則により作成が義務付けられていますが、以下に示すような不適切な事例が見受けられます。

居宅介護等の訪問系サービスでは、「現に要した時間ではなく、計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間」により報酬の請求を行うこととなっていますので、報酬を請求するためには必ず計画が必要です。

また、生活介護では、令和6年度報酬改定により、基本報酬の算定に所要時間を勘案することとなり、この「所要時間」は、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護を行うための標準的な時間」とされています。

さらに、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、共同生活援助、自立生活援助、施設入所支援、障害児通所支援、障害児入所施設では、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者により計画作成に係る面接・アセスメント・計画案作成・会議等の開催・説明等の個別支援計画作成業務が行われていない場合は、サービス費の30%（3か月目からは50%）の減算が適用されますので、留意してください。

おって、個別支援計画については、令和6年度より、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないことになりました。

＜不適切事例のうち主なもの＞

- ・支援計画の作成や利用者等への説明、同意がない又は遅延している。
- ・支援計画を利用者に交付していない（地域定着支援における地域定着支援台帳を除く。）。
- ・支援計画に変更が必要であったが、計画の見直し等が行われていない。
- ・サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者が支援計画の原案を利用者等に説明していない。
- ・モニタリングが、サービスごとの所定の期限内（自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助は少なくとも3か月ごと、訪問系・一般相談を除く他サービスは少なくとも6か月ごと）に行われていない。
- ・訪問系サービスにおいて、計画に所要時間が記載されていない。
- ・面接、アセスメント、原案作成、会議、説明等の業務をサービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者が行っていることが記録上確認できない。

（２）総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等（令和6年制度改正）

（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援）

① 総合的な支援の推進

適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、支援において、5領域（※）を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、個別支援計画等においても5領域とのつながりを明確化した上で提供することが義務付けられました。

（※）「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

② 事業所の支援プログラムの作成・公表

総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表が義務付けられました。（令和7年3月31日までは努力義務）

また、未実施の場合の報酬の減算が新設されています。

（参考）根拠法令等（居宅介護の場合）※重度訪問介護、同行援護、行動援護に準用

H25 県規則 19 第 25 条

- 1 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した**居宅介護計画を作成**しなければならない。
- 2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族に**その内容を説明するとともに**、当該**居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者（指定特定相談支援事業者等）に交付**しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の**実施状況の把握**を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

(療養介護の場合) ※生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着、共同生活援助、自立生活援助に準用

H25 県規則 19 第 58 条

- 1 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画(以下この章において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 **サービス管理責任者は、療養介護計画の作成**に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「**アセスメント**」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 4 アセスメントに当たっては、**利用者に面接**して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した**療養介護計画の原案を作成**しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 6 サービス管理責任者は、**療養介護計画の作成に係る会議**(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)**を開催**し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について**意見を求める**ものとする。
- 7 サービス管理責任者は、第5項に規定する療養介護計画の**原案の内容について**利用者又はその家族に対して**説明し、文書により利用者の同意**を得なければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に**交付**しなければならない。
- 9 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「**モニタリング**」という。)を行うとともに、**少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直し**を行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
- 10 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) **定期的に利用者に面接**すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの**結果を記録**すること。
- 11 第2項から第8項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

※サービスによってモニタリング期間が異なります(7ページ参照)

H18 障発 1206001 第四の3

(7) 療養介護計画の作成等

① 療養介護計画

(略) 療養介護計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した書面である。

(略)

② サービス管理責任者の役割

サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定療養介護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、療養介護計画の原案を作成し、以下の手順により療養介護計画に基づく支援を実施するものである。

ア 利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、療養介護計画の原案について意見を求めること

イ 当該療養介護計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること

ウ 利用者及び指定特定相談支援事業者等へ当該療養介護計画を交付すること

エ 当該療養介護計画の実施状況の把握及び療養介護計画の見直すべきかどうかについての検討(当該検討は少なくとも6月に1回以上行われ、必要に応じて療養介護計画の変更を行う必要があること。)を行うこと

(児童発達支援の場合) ※放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援に準用)

H25 県規則 19 第 26 条

- 1 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に、指定児童発達支援に係る通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下この条及び第 53 条第 2 項第 2 号において「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 **児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行うとともに、**障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、**アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。**この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第 25 条第 4 項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した**児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。**この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、**障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議**(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)**を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。**

- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、**当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。**
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、**当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第 24 条の 26 第 2 項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者に交付しなければならない。**
- 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、**少なくとも 6 月に 1 回以上、児童発達支援計画の見直し**を行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- (1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第 2 項から第 7 項までの規定は、第 8 項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

8 従業員の勤務体制の確保

★ 対象サービス…全てのサービス

運営指導において、従業員の勤務状況を確認するなかで、従業員の勤務における兼務関係が明確にされていない事業所が見られました。

指定基準では、事業所・施設ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にすることが求められています。

(参考) 根拠法令等(障害者支援施設等の場合)

H25 県規則 20 第 45 条

1 指定障害者支援施設等は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、**従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。**

2～4 (略)

H19 障発 0126001 第三の 3 (38)

(38) 利用者に対する適切な施設障害福祉サービスの提供を確保するため、従業員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意するものとする。

① 基準省令第 42 条第 1 項(県規則における第 45 条第 1 項)は、指定障害者支援施設等ごとに、原則として**月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の支援時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めるものであること。**

②～③ (略)

特に、同一法人が複数の施設又は事業所の指定を受けている場合、A事業所の管理者又は従業員の職務とB事業所の管理者又は従業員の職務を兼務することがありますが、法人内の辞令等で、常勤職員が2つの職務を兼務することとなっても、指定基準等において、兼務が可能とされていない職務間である場合には、人員基準上、その従業員は、「常勤兼務」職員ではなく、それぞれの職に「非常勤専従」職員として従事しているものと考えます。

※ 「兼務が可能とされている職務間」とは、

- ・○○の職務を兼ねることができる
- ・○○の職務に従事することができる
- ・○○の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられる

などの表現で指定基準等に記載があるもの。

兼務が可能とされていない職務間で兼務する場合には、**それぞれの事業所における勤務時間を勤務表、実績の記録等において明確に分けて整理**する必要があります。

H19. 6. 29 事務連絡障害福祉サービスに係るQ & A（指定基準・報酬関係）（VOL. 1）

問 7 事業所の管理者が、サービス管理責任者等を兼務することは可能か。

答

- 1 最低基準上、管理者については「専らその職務に従事する者でなければならない。」とあるが、ただし書きによって兼務も可能である旨が記載されている。
- 2 管理者がその他の職務と兼務する場合には、人員配置基準上、同じ時間に双方の職務を行っているものとしてカウントすることができる。例えば、生活介護の一人の管理者がその勤務時間中に、当該施設の生活支援員の職務に4時間従事した場合、管理者（1人）と生活支援員（4時間分）として双方をカウントすることとなる。
- 3 また、サービス管理責任者と管理者を兼務している者について、その者が常勤で常に双方の職務を兼務していた場合、その者1人で管理者（1人）とサービス管理責任者（利用者の数60人以下の場合は、常勤1人）の条件を満たすことができる。

H19. 12. 19 事務連絡障害福祉サービスに係るQ & A（指定基準・報酬関係）（VOL. 2）

問 1 職員配置における、職員の兼務の取扱いはどうのような形態があるのか。

答

- 1 職員の兼務の形態は、大きく分けると、
 - ① 「午前中に生活介護の職員、午後は自立訓練の職員」のように、時間を分けて複数の事業所に勤務する形態
→ それぞれの職種について、それぞれ勤務した時間分を常勤換算に算入。
 - ② 形式上は一の職種の常勤専従として働いているが、実際はその間の空き時間等を使って、他の職種の手伝いをする形態
→ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者がこれに当たるが、この場合、手伝った職種の常勤換算に、当該職員を算入することはできない。
 - ③ 複数の職種を同時並行的に行い、働いた全ての時間について、全ての職種にカウントすることができる形態
→ この形態は、管理者とその他の業務を兼務する場合に用いる。
の3つとなる。
- 2 上記1の①については、障害福祉サービス等の基準が常勤換算方法を取り入れているため、当然、可能な取扱いである。また、②については、指定基準上、専従規定のただし書きとして「ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。」という記述があるため、これが根拠となり、可能な取扱いとなる。

なお、勤務状況を示す書類（勤務予定表、タイムカード、出勤簿等）が整備されていなかったり、兼務している場合にそれぞれの業務に従事した時間が明確になっていないなど、人員基準を満たしていることを証明できない事業所も見受けられるため、適切に、勤務表や従業員の勤務実績を確認できる書類を整備するようにしてください。

また、同一施設に併設されている他事業所との兼務の場合には、当該施設に勤務していたことを示す書類だけではなく、施設内のどの事業所に勤務していたのかが分かるように勤務実績を確認できる書類を残しておく必要があります。

特に、法人の代表者や役員などが事業所の業務に従事する場合に当該代表者等の勤務状況を示す書類が整備されていない事例が多いので、人員基準を満たしていることを証明するため、代表者等においても勤務実績を確認できる書類を整備するようにしてください。

＜不適切事例のうち主なもの＞

- ・管理者や法人の役員等の出退勤を確認するための書類が整備されていない。
- ・他事業所の業務にも従事している従業者について、それぞれの勤務時間等が不明確である。（居宅介護事業所の訪問介護員等と併設する障害者支援施設の職員との兼務、障害者支援施設の看護職員と生活介護事業所の看護職員の兼務、障害者支援施設の作業療法士と通所リハビリテーション事業所の機能訓練指導員の兼務等）

＜用語の定義＞

「常勤」

「常勤」とは、当該事業所（施設）における勤務時間が当該事業所（施設）で定められている「**常勤従業者が勤務すべき時間数**（週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本）」に達していることが要件です。

同一事業者による併設事業所の職務であって、**当該事業所（施設）の職務と同時並行的に行われることが差し支えない場合**については、それぞれの職務の勤務時間の合計が「常勤従業者が勤務すべき時間数」に達していれば常勤の要件を満たすものであるとされています。

「常勤換算」

「常勤換算」とは、当該事業所（施設）の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所（施設）の「常勤従業者の勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本）」で除して、常勤従業者の員数に換算することです。（小数点第 2 位以下切り捨て）

（例） 障害者支援施設が児童発達支援事業所を併設している場合に、ある従業者が施設の職務と事業所の職務を兼務する場合、当該従業者の**施設の従業者としての勤務延べ時間数には、施設の職務に係る勤務時間数のみ**を算入

「勤務延べ時間数」

「勤務延べ時間数」とは、勤務表上、当該（事業に係る）サービスの提供に従事する時間又はその準備等を行う時間（待機時間を含む。）として、明確に位置付けられている時間の合計数とし、**従業者 1 人につき、算入できる時間数は当該事業所（施設）の「常勤従業者の勤務すべき時間」が上限**となります。

★ 常勤換算の計算例：常勤の勤務時間が週 40 h の場合

従業者の勤務延べ時間数 (4 週 計 520 h)	÷	常勤従業者の勤務時間数 (週 40 h × 4 週 = 160 h)	=	常勤換算 3.25 人
------------------------------	---	---------------------------------------	---	----------------

★ 常勤換算により算定される従業者の休暇等の取扱いについて (H19. 12. 19 事務連絡 Q & A)

問 6 看護師・理学療法士・作業療法士・生活支援員等の職員が、病欠や年休（有給休暇等）・休職等により出勤していない場合、その穴埋めを行わなければならないのか。

答

1 **非常勤職員が上記理由等により欠勤している場合、その分は常勤換算に入れることはできない。**しかし、常勤換算は一週間単位の当該事業所の勤務状況によるため、必ずしも欠勤したその日に埋め合わせる必要はなく、他の日に埋め合わせをし、トータルで常勤換算上の数値を満たせば足りる。

また、**常勤の職員が上記理由等により欠勤している場合については、その期間が暦月で 1 月を超えるものでない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができる。**

2 また、基準上「1 以上」などと示されている（常勤、常勤換算の規定がない）職種については、支援上必要とされる配置がなされていればよいので、当該日の欠勤が利用者の支援に影響がないとみなされれば、代替りの職員を置く必要はない。

★ 施設入所支援で行っている日中サービスの従業者の常勤換算については、日中サービスに勤務している従業者が、日中サービスの提供時間以外の時間帯（夜間の時間帯）において勤務した時間についても、日中サービスの勤務時間として繰り入れることができます。

9 人員基準の遵守及び人員欠如減算

★ 対象サービス…全てのサービス

運営指導において「人員基準を満たしていない」との指摘を受ける事例が未だに見受けられます。

人員基準を満たしていない場合、介護給付費等の減算につながる場合と、減算にはならない場合がありますが、「減算にならないければよい」と安易に考え、人員基準を満たさない状態が継続している場合や改善されない場合は、県として従業者の増員・利用定員の見直し・事業の休止等の指導を行う他、これに従わない場合には指定の取り消しを検討することとされています。

＜不適切事例のうち主なもの＞

- ・サービス提供責任者の不足
- ・障害者支援施設、生活介護事業所の看護職員の不足
- ・日中活動系事業所の生活支援員等直接支援職員の不足
- ・障害児通所支援事業が営業時間を通じて保育士・児童指導員等の配置基準を満たしていない。

(参考) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

H18 障発 1031001 第二の1(8)

(8) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

① 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

② 算定される単位数

⌘ 生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人の欠如について

ア 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。

イ 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。

⌘ サービス管理責任者の人員欠如について

ア 減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。

イ 減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。

※ (⌘) 及び (⌘) の当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。

③ 略 ※人員欠如の未然防止

④ 人員欠如減算の具体的取扱い

(⌘) 指定基準の規定により配置すべき生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法

士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人については、人員基準上必要とされている員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の利用者の全員。(三)、(四)及び(五)において同じ。）について減算される。

また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。

(二) 略 ※日中サービス支援型共同生活援助の人員欠如

(三) (一)及び(二)以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

(四) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。

(五) 多機能型事業所等であつて、複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づき、配置すべきサービス管理責任者の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について減算される。

※児童発達支援（児童発達支援センターを除く。）、放課後等デイサービスも人員欠如減算の対象となっている。減算の考え方は、上記障害福祉サービス事業と同じ。

10 定員遵守及び定員超過減算

★ 対象サービス…療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、施設入所支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設（指定発達支援医療機関を除く）

各サービスの指定基準には、定員遵守規定が設けられており、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超過したサービス提供は行ってはならないものとされています。

しかし、地域においてサービス量が不足し、新規利用者を受け入れる必要性がある場合等その他やむを得ない事情がある場合に限り、共同生活援助を除き、**一定の率までの弾力的な利用を認め、これを超過する場合に定員超過減算が適用されている**ところです。

運営指導においては、地域の事情を考慮したとしても、**定員超過そのものが運営基準違反であり**、利用人数の調整や定員の変更等により適正な運営を行うように指導します。

（参考）定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

H18 障発 1031001 第二の1(7)

（7） 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

① 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

② 算定される単位数

所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。

③ 指定障害福祉サービス事業所等の利用定員を上回る利用者を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、報酬告示及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成18年厚生労働省告示第550号。以下「第550号告示」という。）の規定に基づき、介護給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

④ 日中活動サービスにおける定員超過利用減算の具体的取扱い

（一） 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 利用定員50人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの利用者の数。以下この（一）から（三）まで及び⑤において同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。以下この（一）から（三）まで及び⑤において同じ。）に100分の150を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。

イ 利用定員51人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に100分の125を乗じて得た数に、75を加えて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。

（二） 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について利用者全員につき減算を行うものとする。

(例) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の施設の場合

$30 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} = 1,980 \text{ 人}$

$1,980 \text{ 人} \times 1.25 = 2,475 \text{ 人}$ (受入れ可能延べ利用者数)

※3月間の総延べ利用者数が2,475人を超える場合に減算となる。

ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

(三) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

多機能型事業所等における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、(一)及び(二)と同様、当該多機能型事業所等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。

(例1) 利用定員40人の多機能型事業所(生活介護の利用定員20人、自立訓練(生活訓練)の利用定員10人、就労継続支援B型の利用定員10人)の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

生活介護

→ $20 \text{ 人} \times 150\% = 30 \text{ 人}$ (10人まで受入可能)

自立訓練(生活訓練)

→ $10 \text{ 人} \times 150\% = 15 \text{ 人}$ (5人まで受入可能)

就労継続支援B型

→ $10 \text{ 人} \times 150\% = 15 \text{ 人}$ (5人まで受入可能)

サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。

生活介護 → 30人

自立訓練(生活訓練) → 15人

就労継続支援B型 → 15人

(例2) 利用定員40人、1月の開所日数が22日の多機能型事業所(生活介護の利用定員20人、自立訓練(生活訓練)の利用定員10人、就労継続支援B型の利用定員10人)の場合の過去3月間の利用実績による定員超過利用減算

生活介護

→ $20 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} = 1,320 \text{ 人}$

$1,320 \text{ 人} \times 125\% = 1,650 \text{ 人}$

(利用定員を超える受入可能人数 → $1,650 \text{ 人} - 1,320 \text{ 人} = 330 \text{ 人}$)

自立訓練(生活訓練)

→ $10 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} = 660 \text{ 人}$

$660 \text{ 人} \times 125\% = 825 \text{ 人}$

(利用定員を超える受入可能人数 → $825 \text{ 人} - 660 \text{ 人} = 165 \text{ 人}$)

就労継続支援B型

→ $10 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} = 660 \text{ 人}$

$660 \text{ 人} \times 125\% = 825 \text{ 人}$

(利用定員を超える受入可能人数 → $825 \text{ 人} - 660 \text{ 人} = 165 \text{ 人}$)

サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。

生活介護 → 1,650人

自立訓練(生活訓練) → 825人

就労継続支援B型 → 825人

- ⑤ 療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い
- (一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い
- ア 利用定員50人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合
1日の利用者の数が、利用定員に100分の110を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。
- イ 利用定員51人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合
1日の利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に100分の105を乗じて得た数に、55を加えて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。
- (二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い
直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について利用者全員につき減算を行うものとする。
- (例) 利用定員50人の施設の場合

$$(50 \text{ 人} \times 31 \text{ 日}) + (50 \text{ 人} \times 30 \text{ 日}) + (50 \text{ 人} \times 31 \text{ 日}) = 4,600 \text{ 人}$$

$$4,600 \text{ 人} \times 105\% = 4,830 \text{ 人 (受入れ可能延べ利用者数)}$$
 ※ 3月間の総延べ利用者数が4,830人を超える場合に減算となる。
- (三) 短期入所において定員超過特例加算を算定する場合の定員超過利用減算及び大規模減算の取扱い
短期入所において定員超過特例加算を算定している期間については、定員超過利用減算及び大規模減算は適用しない。
- ⑥ 利用者数の算定に当たっての留意事項
- ④及び⑤における利用者の数の算定に当たっては、次の(一)から(三)までに該当する利用者を除くことができるものとする。
- また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。
- (一) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合
- (二) 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」(平成18年4月3日付け障障発第0403004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)により定員の枠外として取り扱われる入所者
- (三) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者
- ⑦ 都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害福祉サービス事業所等に対しては、その**解消を行うよう指導**すること。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、**指定の取消しを検討**するものとする。
- なお、指定障害福祉サービス事業所等については、減算の対象とはならない定員超過利用の場合であっても、**利用者処遇等について十分配慮**すること。

※児童発達支援、医療型児童発達支援(指定発達支援医療機関を除く。)、放課後等デイサービス、障害児入所施設(指定発達支援医療機関を除く。)も定員超過減算の対象となっている。減算の考え方は、上記障害福祉サービス事業と同じ。

11 入所者等の安全確保

★ 対象サービス…全サービス

(1) 災害対策の徹底について

県では、障害福祉サービス事業所等における各種防災訓練やマニュアル作成等の際の参考となるよう「障害福祉施設・事業所における災害対応マニュアル」を作成し、県のホームページに掲載していますので、参照してください。

⇒<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/1040585/1023570.html>

また、水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）により、水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の所有者又は管理者に対し、**避難確保計画の作成および市町への届出、避難訓練の実施等**が義務づけられました。

避難確保計画を未だ作成していない等、義務を履行していない要配慮者利用施設は早急に義務の履行をお願いします。

（平成29年6月19日付け障企発0619第2号ほか 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長ほか通知）

※要配慮者利用施設とは：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設（例：障害者総合支援法、児童福祉法に基づいて指定された事業所等）

(参考) 避難情報等と居住者等がとるべき行動 (避難情報に関するガイドラインより)
【警戒レベル一覧表】

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等 [※] は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

51 ページでも紹介しましたが、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施が義務づけられました。

策定に当たっては、これまで紹介したマニュアル、通知、ガイドラインなども参考にしてください。

(参考URL)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

【参考】災害時情報共有システムについて

災害発生時における被災状況等を迅速に把握・共有し、事業所等への迅速かつ適切な支援につなげるために、「障害者支援施設等災害時情報共有システム」が運用されています。

災害発生時に適切に運用できるよう、新規で事業所を開設した場合の新規登録や、登録内容の変更があった場合の修正を、忘れずに行ってください。

登録方法等、詳しくは、県ホームページの以下のURLに掲載しておりますので、御確認願います。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogai-fukushi/1040584/1023738.html>

<担当課>ホームページを御確認の上、不明点などあれば以下にお問合せください。

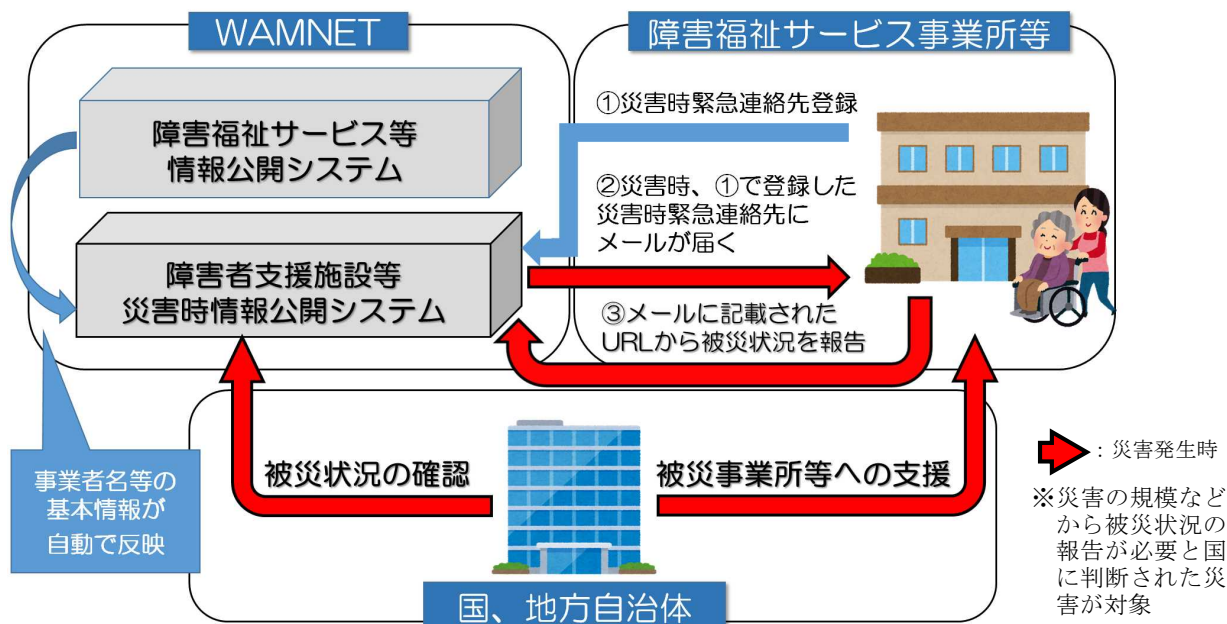
【災害時情報共有システムの運用に関すること】

障害福祉課（電話：054-221-3319／メール：shougai-fukushi@pref.shizuoka.lg.jp）

【その他WAMNETに関すること】

福祉指導課（電話：054-221-3772／メール：shougai-shidou@pref.shizuoka.lg.jp）

<運用イメージ>



① 各施設等が、基本情報を入力し、変更があれば随時修正する。

-----災害が発生した場合-----

- ② 被災状況の報告を要する施設等に対し、①で登録した災害時緊急連絡先のメールアドレス宛て、自治体から被災状況の報告依頼メールが届く。
- ③ 各施設等が、②で届いたメールに記載のURLにより災害時情報共有システムにアクセスし、被災状況を入力する。

(2) 防犯対策について

平成 28 年 7 月 26 日に神奈川県障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという大変に痛ましい事件が発生いたしました。

各施設・事業所におかれましては、次の事項について留意の上、改めて入所者等の安全の確保に努めるようにお願いします。

- ①日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、夜間等における施錠、職員による巡視などの防犯措置を徹底すること。
- ②日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること。
- ③地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民などとの連携体制の強化に努めること。
- ④本事件は、本来障害者の人格尊重、生命・身体・安全確保に配慮して適切な支援を実施すべき立場にあった元職員により、障害者に対する偏見等によって引き起こされた可能性も考えられることから、日ごろ障害者を始め高齢者等の支援等に従事している職員に対して、障害特性や認知症高齢者等に関する正しい知識や支援・介護技術等の研修はもとより、その不満やストレス等に対処する研修や相談体制の構築等、職場の労働環境についても改めて確認し、必要な見直し等に努めること。

(参考)

- ・ 社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について
(平成 28 年 7 月 26 日付け障障発 0726 第 1 号ほか 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長ほか関係課長通知)
- ・ 「福祉施設防犯対策マニュアル」のデータ提供について
福祉施設の防犯対策を見直し、想定外の外部からの侵入に対応できるための実際に使えるツールとして作成した標記マニュアルについて、県内福祉施設への配付に加えて、下記 URL よりデータで提供しています。
https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/040/733/bouhanmanyual.pdf

12 第三者評価の実施状況

★ 対象サービス…すべてのサービス（相談支援を除く）

平成 30 年 4 月 1 日より、重要事項説明書への第三者評価の実施状況の記載が必須となりました。事業所から利用申込者に対して説明する重要事項について、提供の開始に際して、提供するサービスの**第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した実施機関の名称、評価結果の開示状況等）**を**重要事項説明書に記載**のうえ丁寧に説明し、当該利用申込者から同意を得るようお願いします。

※事業所が苦情等の解決のために設置している第三者委員会とは異なりますので、ご注意ください。

（参考）根拠法令等（居宅介護の場合）

※**重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、共同生活援助、自立生活援助に準用**

H18 障発 1206001 第三の 3

(1) 内容及び手続きの説明及び同意

指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定居宅介護の運営規程の概要…提供するサービスの**第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した実施機関の名称、評価結果の開示状況）**等の利用申込者がサービスを選択する為に必要な重要事項について…説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定居宅介護の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないとしたものである。

○参考資料

- ・障害福祉サービス事業者等における第三者評価の実施に係る留意事項について（平成 30 年 3 月 29 日障発 0329 号第 28 号）

13 レクリエーションでの報酬請求

★ 対象サービス…通所系サービス（特に就労系）

就労継続支援B型等の就労系事業所において、「レクリエーション（ボーリング大会、クリスマス会、忘年会等）」だけを行う営業日の利用について、報酬を算定している事例が複数見受けられました。

請求の対象となる利用日には、「生産活動の機会の提供」もしくは「就労のための訓練・支援」が行われる必要があり、就労利用者への個別支援計画への位置付けもなく、利用者の就労支援に直接結びつく要素が薄いイベント（レクリエーション）への参加は、いずれにも該当しない可能性があります。

イベント（レクリエーション）への参加が一律に請求の対象外とはいえませんが、国Q Aでは、

①事業計画または個別支援計画に明記されていること。

②実際に職員が同行して当該サービスの提供を行っていること

との要件を示したものがあります。

また当然のことですが、当該活動の目的や実施結果が「訓練」といえる内容であったことについて、事後的に記録上で確認できる必要がありますので、ご注意ください。

14 その他

★ 対象サービス…全てのサービス

(1) 運営規程の概要等の掲示について

運営規程の概要等の重要事項は、事業所の見やすい場所に掲示することとなっていますが、壁等に貼付することを重視し、見にくい場所への掲示となっている事例があります。例えば、手に取りやすい場所にファイルとして配架するなどの方法も考えられますので、利用者に分かりやすいよう工夫をしてください。

(2) 個人情報の提供に係る同意書における家族の同意について

事業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持をしなければなりません。そのため、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を提供する場合は利用者及び家族の同意をあらかじめ文書（以下「個人情報使用同意書」という。）により得ておく必要があります。個人情報使用同意書の内容に「家族の同意」欄が含まれていない事業所が多く見受けられますので、事業所で使用している個人情報使用同意書の内容を再確認の上、必要な修正を行ってください。

(3) 領収証の記載内容について

事業者は指定基準の規定により、サービスの提供に要した費用について、支払いを受ける際に利用者に対して領収証を交付する必要があります。領収証を交付する際には、サービス費や日常生活費などの内訳を明示してください。

また、原則として、口座振替の場合であっても領収証を交付する必要がありますので、注意してください。

(4) 法定代理受領通知について

市町（国保連合会が代行）から自立支援給付費等の支給を受けたときには、本来の受給者である利用者等に対して、代理受領した金額等を書面により通知してください。

通知の様式は任意です。国保連システムの請求明細書を交付することにより法定代理受領通知に代えることもできますが、総費用額、自己負担額、給付額に該当月の利用日数やそれぞれの額にかかる説明などを記載することで利用者の理解が深まります。

(5) 届出事項の公開について

報酬に係る届出事項については、利用料等に係る情報として指定障害福祉サービス事業所等において掲示してください。

Ⅱ 各種加算編

1 欠席時対応加算

★ 対象サービス…生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス

欠席時対応加算は、日中活動系サービス事業所等を利用する予定の日に急病等での利用を中止した場合に、従業者が利用者やその家族との連絡調整その他相談援助を行うことを評価して、月に4回まで算定される加算です。（主たる対象が重症心身障害児の事業所で、1月の定員充足率が80%未満の場合は、8回算定可能。）

運営指導においては、**利用者の状況や相談援助の記録がない又は記録内容が不足していることが見受けられました。**

欠席対応を行った記録については、少なくとも、連絡日時、欠席日、連絡を受けた職員名、相手方、利用者の状況（健康状態など欠席の具体的な理由）、次回利用を促すなどの相談援助内容が記載されていることで、加算要件を満たすかどうかを確認してください。

なお、欠席時対応加算を算定した日については、支給量として定められた利用日数に含めない取扱いとして差し支えありません。（H27 年度報酬改定Q&A問4）

<不適切事例のうち主なもの>

- ・ **連絡が取れなかった**にもかかわらず、加算を算定している。
- ・ 欠席日の翌日の連絡についても加算を算定している。
- ・ **3営業日より前の連絡**であったが、加算を算定している。
- ・ 欠席理由や援助内容についての記録がない。
- ・ 欠席時対応加算を算定しつつ、キャンセル料（食材料費ではない）を請求している。
- ・ 利用者が**他事業所を利用している日に加算を算定**している。
- ・ 1回の連絡で2日分の欠席連絡を受けた場合に2日分の加算を算定している。

（参考）根拠法令等（生活介護）

H18 障発 1031001 第二の2（6）

⑩ 欠席時対応加算の取扱い

報酬告示第6の7の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

- （一） 加算の算定に当たっては、急病等によりその**利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能**とする。
- （二） 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

2 送迎加算

- ★ 対象サービス…生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援（児童発達支援センターを除く（重症心身障害児を除く））、放課後等デイサービス

送迎加算は、利用者の居宅等と事業所・施設との間の送迎を行った場合に算定できる加算です。事業の特性の違いから、日中活動系サービス事業所と短期入所事業所では加算要件が異なっていますので、ご注意ください。

事業者は、**直近月の実績が加算要件を満たすことを毎月確認するとともに、毎日の送迎の乗降状況を確実に把握し、記録してください。**

また、児童発達支援センター（重症心身障害児を除く）において、障害児に対して行う送迎については加算の対象外ですが、重症心身障害児に対して行う送迎については、加算の要件を満たすことを県へ届け出たうえで送迎を実施した場合、児童発達支援センター（重症心身障害児を除く）であっても送迎加算を算定することができます。

なお、居宅以外であっても、**事業所の最寄り駅や集合場所との送迎も加算の対象になります。事前に利用者と合意のうえ特定の場所を定めておく必要があります。**居宅以外の場所での送迎について、事前に利用者と合意の上で実施していることが分かるようにしてください。

＜不適切事例のうち主なもの＞

- ・ 1回の送迎につき平均10人以上の送迎を実施していないが、加算（Ⅰ）を算定している。
- ・ 居宅以外との送迎に対し加算を算定しているが、事前に利用者と適切に合意のうえで特定の場所を定めた事実が確認できない。

（参考）根拠法令等（生活介護）

H18 障発 1031001 第二の2(6)

⑯ 送迎加算の取扱いについて

報酬告示第6の12の送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

- (一) 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、都道府県知事が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。
- (二) 報酬告示第6の12の送迎加算のうち、送迎加算（Ⅰ）については、当該月において、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当する場合に算定が可能であること。

また、送迎加算（Ⅱ）については、当該月において、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合に算定が可能であること。

（ア）1回の送迎につき、平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上）の利用者が利用

（イ）週3回以上の送迎を実施

なお、居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となるが、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。

（三） 指定共同生活援助事業所等と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。

（四） 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。

（五） 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、報酬告示第6の12の注2の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。

H27.3.31 平成27年度報酬改定Q&A（問2）

問）送迎の範囲について、事業所と居宅以外に具体的にどこまで認められるのか。

答）事業所と居宅以外には、例えば事業所の最寄り駅や利用者の居宅の近隣に設定した集合場所等までの送迎が想定される。ただし、あくまで事業所と居宅間の送迎が原則のため、それ以外の場所への送迎については事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があり、**利用者や事業所の都合により特定の場所以外への送迎を行う場合や、居宅まで送迎を行う必要がある利用者について居宅まで送迎を行わない場合には算定対象外となることに留意すること。**

なお、**事業所外で支援を行った場合であっても、事業所外の活動場所から居宅等への送迎も算定対象**となる。

H27.4.30 平成27年度報酬改定Q&A（VOL.2）（問31）

問）病院や日中一時支援事業所への送迎、日中活動事業所から短期入所事業所への送迎についても、送迎加算の算定対象となるのか。

答）送迎加算の対象となる送迎については、事業所から居宅及びその途中の最寄り駅や集合場所への送迎が対象であり、病院や他事業所を利用するための移動は本来の送迎とは趣旨が異なり、送迎加算の対象とはならない（病院や日中一時支援事業所がたまたま集合場所となっている場合を除く。）。

なお、短期入所事業所のような利用者の宿泊場所については、居宅に準ずるものとし

て、送迎加算の対象として差し支えない。

H27.3.31 平成 27 年度報酬改定 Q & A (問 3)

問) 厚生労働大臣が定める送迎については、「1 回の送迎につき、平均 10 人以上(ただし、利用定員が 20 人未満の事業所にあつては、1 回の送迎につき、平均的に定員の 50/100 以上)の利用者が利用し、かつ、週 3 回以上の送迎を実施している場合」としているが、具体的にどのように算定するのか。

答) ○ 基本的な考え方は、以下のとおり。

	日	月	火	水	木	金	土
朝 夕	1	2 12 人 10 人	3	4 10 人 8 人	5	6 10 人 10 人	7
朝 夕	8	9 10 人 10 人	10	11 10 人 10 人	12	13 11 人 9 人	14
朝 夕	15	16 10 人 10 人	17	18 11 人 9 人	19	20 10 人 10 人	21
朝 夕	22	23 10 人 8 人	24	25 12 人 10 人	26	27 10 人 10 人	28
朝 夕	29	30 10 人 10 人	31	→延べ 260 人回			

→ ・ 1 回(片道)の送迎人数が平均 10 人
 ・ 週 3 日以上実施 } 送迎加算(I) 対象

H24 障発 0330 第 16 号 第二の 2 (1) ※下線部令和 3 年度改定部分

⑭ 送迎加算の取扱い

通所報酬告示第 1 の 11 の送迎加算については、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 通所報酬告示第 1 の 11 のイについては、障害児(重症心身障害児を除く。)に対して、送迎を行った場合に算定する。

ただし、①の(一)又は(二)を算定している場合は、算定できないものであること。

(二) 通所報酬告示第 1 の 11 の注 1 の 2 については、(一)及び医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している指定児童発達支援事業所において、喀痰吸引等が必要な障害児に対して看護職員を伴い送迎を行う場合に算定を行うものであること。(後略)

- (三) **通所報酬告示第 1 の 11 の口**については、重症心身障害児に対して、送迎を行った場合に算定する。

重症心身障害児の送迎については、①の（三）又は（五）により評価しているところであるから、**本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事するものに限る。）を 1 人以上配置している場合に算定を行うものであること。**

なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。

- (四) **送迎については、指定児童発達支援事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものにおいても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。**

- (五) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の 100 分の 70 を算定する。なお、当該所定単位数は、通所報酬告示第 1 の 11 の注 1 の 2 の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数の 100 分の 70 となるものではないことに留意すること。

3 福祉専門職員配置等加算

★ 対象サービス…療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス

福祉専門職員配置等加算は、Ⅰ型・Ⅱ型とⅢ型とで算定要件が異なります。Ⅰ型及びⅡ型においては、事業所に直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、特定の資格を持つ者の割合を評価します。Ⅲ型においては、事業所に配置されている全ての直接処遇職員のうち常勤で配置されている従業者の割合、もしくは直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している者の割合を評価します。

福祉専門職員配置等加算における「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいうこととされています。**運営指導においては、「非常勤職員が休暇等により出勤していない場合、その分は常勤換算に入れることはできない」との考え方により、勤務実績によって常勤で配置されている従業者とみなせない者がいるために要件を満たしていない月がある旨の指摘を行うことが多かったため、各事業者は、直近月の実績が加算要件を満たすことを毎月確認していただくようお願いします。**

また、多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算定することとされています。この場合において当該多機能事業所の中で複数の直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者については、常勤で配置されている従業者に含めることとされています。

なお、以下の点について注意して当該加算を算定するようにしてください。

- ・児童のサービス（児童発達支援、放課後等デイサービス）においては、Ⅰ型・Ⅱ型とⅢ型とで計上できる直接処遇職員が異なります。
- ・就労継続支援A型、B型においては、特定の資格の中に「作業療法士」が令和3年度から含まれるようになりました。
- ・生活介護においては、福祉専門職員配置加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合であっても、福祉専門職員配置加算（Ⅲ）を算定することができます。

H21. 4. 30 平成 21 年度報酬改定 Q & A (VOL. 3)

問) 同一法人内の複数事業所の業務を兼務し、勤務した時間数の合計が常勤の時間数に達している従業者については、福祉専門職員配置等加算はどのように算定するのか。

例 1 生活支援員としての 1 週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で 30 時間、就労継続支援 B 型事業所で 10 時間の場合

例 2 生活支援員としての 1 週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で 20 時間、就労継続

支援 B 型事業所で 20 時間の場合

例 3 1 週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で 30 時間、生活支援員として勤務し、共同生活介護事業所で 10 時間、サービス管理責任者として勤務している場合

答) 1 福祉専門職員配置等加算の算定要件としては、

1 福祉専門職員配置等加算(I)

直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が 25%以上

2 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)

ア 直接処遇職員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 75%以上

イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が 30%以上

があるところである。

2 このうち 1 及び 2 のイについては、原則として、当該事業所において雇用される常勤の直接処遇職員の実際の人数に着目して評価するものである。

複数事業所を兼務する常勤の直接処遇職員については、1 週間の勤務時間の 2 分の 1 を超えて当該事業所の直接処遇職員として従事する場合に、常勤の直接処遇職員(1 人)として評価されたい。

3 また、2 のアにおいては、

「常勤の直接処遇職員として勤務している従業者の合計勤務時間数(分子)」

÷ 「直接処遇職員として勤務している従業者の合計勤務時間数(分母)」

が 75%以上の場合に、当該加算の算定対象となるものである。

4 例 1:1 及び 2 のイにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所の常勤の生活支援員(1 人)として扱うこと又は 2 のアにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援 B 型事業所の双方において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。

例 2:1 及び 2 のイにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所又は就労継続支援 B 型事業所のいずれか一つの事業所において常勤の生活支援員(1 人)として取り扱うこと又は 2 のアにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援 B 型事業所の双方において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。

例 3:1 及び 2 のイにおいて評価する場合には、就労移行支援事業所の常勤の生活支援員(1 人)として扱うこと又は 2 のアにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。

※上記 Q&A における「1 福祉専門職員配置等加算(I)」は、現在の「福祉専門職員配置等加算(I)(資格保有者 35%以上)」、「福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)(資格保有者 25%以上)」に、「2 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)」は、現在の「福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)」に置き換えて考えてください。

4 福祉・介護職員等処遇改善加算

★ 対象サービス…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、施設入所支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児入所施設

平成24年度報酬改定において、福祉・介護職員の処遇改善の取組みとして、「福祉・介護職員処遇改善交付金」（以下「交付金」という。）相当分を報酬に円滑に移行するため、経過的な取扱いとして、「福祉・介護職員処遇改善加算」が創設されました。

令和6年度報酬改定において、介護職員の確保に向けて介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、旧3加算（「福祉・介護職員処遇改善加算」、「介護職員特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」）の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和6年6月から「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化されました。

令和6年5月まで

処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等加算	合計の加算率
I	I	有	6.9%
		なし	5.8%
	II	有	6.8%
		なし	5.7%
	なし	有	5.5%
		なし	4.4%
II	I	有	5.7%
		なし	4.6%
	II	有	5.6%
		なし	4.5%
	なし	有	4.3%
		なし	3.2%
III	I	有	4.3%
		なし	3.2%
	II	有	4.2%
		なし	3.1%
	なし	有	2.9%
		なし	1.8%

一本化

要件を再編・統合
&
加算率引上げ

令和6年6月から

福祉・介護職員等処遇改善加算（新加算）	加算率
I	8.1%
II	8.0%
III	6.7%
IV	5.5%

+新加算V

※加算率は全て生活介護の例

令和7年度からは当該経過措置終了

令和6年度中は必ず加算率が上がる仕組み



令和6年度中の経過措置（激変緩和措置）として、新加算V(1)～V(14)を設けます。

令和6年6月から令和6年度末までの経過措置区分として、現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるよう、新加算V(1)～V(14)を設けます。

（加算率7.0%～3.0%）

○ 加算取得の要件

- ① 処遇改善計画書の作成・周知・届出及び実行
- ② 福祉・介護職員の資質向上の取組み（キャリアパス要件Ⅰ～Ⅴ、月額賃金改善要件、職場環境等要件）

○ 加算額の算定

各事業所の報酬総単位数に対象サービスごとの加算率を乗じて得た単位数（小数点以下四捨五入）に、1単位の単価を乗じて得た額（小数点以下切捨て）

福祉・介護職員等処遇改善加算区分	要 件										加算率
	キャリアパス要件					月額賃金改善要件Ⅰ	月額賃金改善要件Ⅱ	職場等環境等要件			
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ						
	任用要件・体系の整備等	研修の実施等	昇級の仕組みの整備等	改善後の賃金要件（440万円人以上）	介護福祉士等の配置	新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善	旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善	区分ごとに1以上の取組（生産性向上は2以上）	区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上）	HP掲載等を通じた見える化	
Ⅰ型	○	○	○	○	○	○	(○)	－	○	○	サービスごとに定める加算率
Ⅱ型	○	○	○	○	－	○	(○)	－	○	○	
Ⅲ型	○	○	○	－	－	○	(○)	○	－	－	
Ⅳ型	○	○	－	－	－	○	(○)	○	－	－	

上表の各加算のタイプごとに○を付した要件を満たす必要があります。

また、処遇改善の内容（給与・賃金の改善、キャリアパス・職場環境要件の内容等を含む）を、全ての福祉・介護職員に周知していることも加算の要件になっています。

注 (○) は令和7年3月時点で処遇改善加算Ⅴ（1）、（3）、（5）、（6）、（8）、（10）、（11）、（12）、（14）を算定していた事業所にのみ適用される要件

○ 加算に係る提出書類及び提出期限

区分	提出書類	提出期限
新規に加算を算定する場合	- 福祉・介護職員処遇改善計画書 - その他必要な添付書類 - 体制届	- 計画書（その他必要な添付書類含む）については、4月から算定する場合、前年度の2月末日、年度途中の場合、算定を受けようとする月の前々月の末日 ※体制届については算定を受けようとする前月の15日までとなりますが、計画書とあわせてご提出いただくと助かります。
届出の内容に変更があった場合	- 変更に係る届出書 - 福祉・介護職員処遇改善計画書 - その他必要な添付書類 - 必要に応じて体制届	- 変更のあったとき ※ 複数事業所を一括して申請を行う事業者が事業所を追加する場合などは算定を受けようとする前月の15日
実績報告書	- 福祉・介護職員処遇改善実績報告書 - その他必要な添付書類	算定を受けた年度の翌年度の7月末日 ※ 年度途中で事業所を廃止等した場合は、最終支払月の翌々月の末日

（注）提出書類の詳細については、県の福祉指導課障害指導班ホームページをご覧ください。

○ 改善の対象となる職種

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス当事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職員

なお、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者等についても、対象に含まれます。詳細については、令和7年3月27日付障障発0307第1号、こ支障第11号「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順等及び様式例の提示について」をご覧ください。

注 各障害福祉サービス等の指定基準において置くべきこととされている従業者の職種に限らず、対象職種に該当する従業者は対象となること。

注 各障害福祉サービス等の人員基準において置くべきこととされていないが、福祉・介護職員と同様に、利用者への直接的な支援を行うこととされ、その配置を報酬上の加算として評価されている職員（賃金向上達成指導員配置加算における「賃金向上達成指導員」、目標工賃達成指導員配置加算における「目標工賃達成指導員」、児童指導員等加配加算における「指導員等」）については対象に含めて差し支えないこととする。

※法人役員の取り扱い：法人代表者（代表取締役、代表社員、代表理事 等）は対象とならない。

ただし、法人役員であっても、対象職種に従事しており、役員報酬とは別に給与・賃金等が支払われていれば、その改善分については加算の充当が認められる。

○ 改善の対象とならない支払いの例

- ・出張旅費、資格取得費等（実費相当額を補償するような支払い）
- ・祝い金・弔慰金・慰労金等
- ・就業規則変更費用、研修開催経費、会議費等

※賃金・給与等の改善といえないものは対象外

○ 変更の届出

次の場合には、変更の届出をしてください。

- ①会社法による吸収合併等により処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合
- ②複数事業所を一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る障害福祉サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合
- ③キャリアパス要件に関する適合状況に変更（該当する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合に限る。）があった場合
- ④就業規則を改正（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合
- ⑤キャリアパス要件等に関する適合状況に変更（処遇改善加算（Ⅲ）を算定している場合におけるキャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ及び職場環境等要件の変更が生じる場合に限る。）があった場合

※①から⑤までのいずれかに該当し、計画書に変更があった場合には、103 ページ表中の「届出の内容に変更があった場合」の区分に基づいて書類を提出いただく必要があります。

また、④及び⑤に係る変更のみである場合には、実績報告書を提出する際に、④及び⑤に定める事項を記載した変更届出書をあわせて届け出てください。

○ 実績報告書の提出

以下の事項を含めた実績報告書を提出してください。

- ① 加算の総額（グループ別内訳含む）
- ② 賃金の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。）
- ③ 前年度の福祉・介護職員の賃金の総額（計画書の(1)④ ii の額を記載すること）
※積算の根拠資料については、説明及び提出を求められた際に対応できるようにしておいてください。
- ④ 職場環境等要件に基づいて実施した取組

※ **実績報告書等の様式は、県の福祉指導課障害指導班ホームページからダウンロードできます。**

※ 改善額は、過去の給与・賃金支給額との単純比較ではなく、比較対象年度の給与・賃金水準を今年度の従事者の勤務実績に当てはめた場合の「仮定」の給与・賃金支給額との比較により算出する必要がありますので注意してください。

○ **福祉・介護職員処遇改善計画書等の届出先**

事業所の指定権者

① 静岡市又は浜松市に所在地を有する事業所 ⇒静岡市又は浜松市

② ①以外の事業所 ⇒静岡県

※ ①及び②の**複数事業所を一括して申請を行う事業者は、指定権者ごとに届出**をする必要があります。

第3 運営指導における主な留意事項（障害児サービス）

I 運営編

1 障害児通所支援事業所における人員配置基準

★ 対象サービス…児童発達支援（児童発達支援センターを除く）、放課後等デイサービス

令和3年度より、児童福祉に係る専門性及び質の向上を図ることを目的として、**人員基準上必要な職員が「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」から「児童指導員又は保育士」に見直されました。**（障害福祉サービス経験者の削除）

令和3年4月1日において現に指定を受けている事業所には経過措置が設けられていましたが、令和5年3月31日をもって当該経過措置は終了しています。

したがって、たとえば、利用人数が10人以内の放課後等デイサービス事業所（重心以外）の場合、基準上必要な職員数は2人なので、当該2人については児童指導員、保育士のいずれかである必要がありますので御留意ください。

なお、基準上必要な職員に加えて職員を配置する場合、加配する職員については児童指導員、保育士でなくても配置が可能です。

注）強度行動障害支援者養成研修研修（基礎研修）修了者・手話通訳士・手話通訳者等については、児童指導員等加配加算の要件にある「児童指導員等」に含まれますが、基準上の「児童指導員」として配置することはできません。
（※児童指導員の要件については113～114ページを参照）

また、障害児通所支援事業では、**サービス提供時間を通じて、利用日ごとに当日の全利用者数に対して必要な職員数を配置する必要があります。**

例えば、定員10人の事業所において、ある日の利用児童数が11人以上15人以下となった場合、当該日に基準上必要な職員数は3人となります。

なお、ここでいう配置職員数とは、サービス提供時間を通じた実数配置となるので、有給休暇を取得している常勤職員を配置職員数に算入することはできません。

保育所等訪問支援等との多機能型事業所において、通所事業所の児童指導員や保育士と訪問支援員を兼務する場合、各事業所での勤務時間を分けて確保する必要があります。

例えば、放課後等デイサービスと保育所等訪問支援を行う多機能型事業所において、放課後等デイサービスの児童指導員が保育所等訪問支援の訪問支援員を兼務している場合、訪問支援を行っている時間は事業所内にて放課後等デイサービスの児童指導員として勤務しているとはいえません。この職員を除いて放課後等デイサービスの基準を満たしている必要があります。

＜不適切事例のうち主なもの＞

- ・ある日の全利用児童数が13人にも関わらず、基準上必要とされる職員が2人しかいない。
- ・多機能型で定員を合わせて10人と設定している事業所等であって、午前・午後を通じてサービスを提供する場合において、午前のみ利用児童が1人、午後のみ利用児童が10人いたが、基準上必要とされる職員が2人しかいない。（当該日の全利用児童数は11人となるため、サービス提供時間を通じて基準上必要な職員が3人必要。）

※ 災害等やむを得ない事由により受け入れる場合はこの限りではありません。

（参考）根拠法令等

H25 年 県 規 則 17 第 4 条

指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (i) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

H24 厚 労 省 令 第 15 号、H24 障 発 0330 第 12 号（H30. 3. 30 障 発 0330 第 5 号改正現在）

第三 児童発達支援

1 人員に関する基準

- (1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）に係る従業者の員数（基準第5条）

① 児童指導員又は保育士（基準第5条第1項第1号）

「提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる」とは、指定児童発達支援の単位ごとに児童指導員又は保育士について、指定児童発達支援の提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである。

（例） 提供時間帯を通じて専従する保育士の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつ専従する保育士の場合は、その員数としては、2人が必要となる。

また、ここでいう「障害児の数」は、指定児童発達支援の単位ごとの障害児の数をいうものであり、**障害児の数は実利用者の数をいう**ものである。

2 主として重症心身障害児を通わせる場合の職員配置

★ 対象サービス…児童発達支援（児童発達支援センターを除く）、放課後等デイサービス

※主として重症心身障害児を対象としていない事業所が重症心身障害児に対しサービスを行う場合を除く。

主として重症心身障害児を通わせる場合の職員配置については、指定基準上、①嘱託医、②看護師、③児童指導員又は保育士、④機能訓練担当職員、⑤児童発達支援管理責任者をそれぞれ1以上配置することとされており、特に専従の要件については示されていませんが、「障害福祉サービス等報酬（障害児支援）に関するQ&A」について」（令和6年5月17日事務連絡）において、②～④の従業員についてはサービス提供時間を通じて配置すべきとの取扱いが示されています。（ただし、機能訓練担当職員については、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯には機能訓練担当職員を配置しなくてもよいとされています。）

事業者におかれましては、当該Q&Aに沿って職員を配置してください。

（参考）根拠法令等

R6.5.17 令和6年度報酬改定Q&A（問19）

問）放課後等デイサービス事業所において主として重症心身障害児を通わせる場合の従業員は専従である必要があるのか。

答）放課後等デイサービス事業所又は児童発達支援事業所において主として重症心身障害児を通わせる場合の人員配置基準については、特に従業者に専従要件を設けているものではないが、**支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて、児童指導員又は保育士、看護職員及び機能訓練担当職員をそれぞれ1名以上配置する必要がある。**

また、児童発達支援管理責任者を1名以上配置する必要がある。

ただし、機能訓練担当職員については、支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯は置かないことができる。

なお、嘱託医については、その職務の性質上、支援時間帯において常に対応できる体制を整えておく必要がある。

H30.3.30 平成30年度報酬改定Q&A VOL.1（問114）

問）児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、主として重症心身障害児を通わせる事業所に配置すべき機能訓練担当職員が、機能訓練を行わない時間帯は置かなくてよいこととなったが、機能訓練が必要な障害児がいない場合、機能訓練担当職員を配置しなくてもよいのか。

答）**重症心身障害児に対する機能訓練は必要不可欠な支援であり、機能訓練が必要な障害児がいないことは想定されない。**

なお、障害児の通所支援計画に応じて、適切に機能訓練担当職員を配置するものであり、機能訓練担当職員の確保が困難など事業所の都合により、障害児の通所支援計画が

作成されないようにすること。

3 医療的ケア児への対応

★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス

令和3年度より、医療的ケアが必要な児童（以下「医ケア児」という。）に対し医療的ケアを行う場合には、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を配置しなければならないこととされました。

ここでいう医療的ケアとは、下表の14種類の医療行為を指します。（「医療的ケアスコア表」抜粋）

医ケア児へ支援を行う場合は、関係規則のほか、必ず「**医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて（Vol. 2）**」（令和3年5月19日事務連絡）を御確認ください。

1	人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）の管理
2	気管切開の管理
3	鼻咽頭エアウェイの管理
4	酸素療法
5	吸引（口鼻腔・気管内吸引）
6	ネブライザーの管理
7	経管栄養
	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻
	(2) 持続経管注入ポンプ使用
8	中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）
9	皮下注射
	(1) 皮下注射（インスリン、麻薬など）
	(2) 持続皮下注射ポンプ使用
10	血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む）
11	継続的な透析（血液透析、腹膜透析を含む）
12	導尿
	(1) 利用時間中の間欠的導尿
	(2) 持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）
13	排便管理
	(1) 消化管ストーマ
	(2) 摘便、洗腸
	(3) 浣腸
14	痙攣時の坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置
	注）医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合

看護職員の取り扱いについては、人員配置基準上の考え方と報酬算定上の考え方が異なる点があるため、注意が必要です。

(1) 人員基準上の考え方について

医ケア児に対し医療的ケアを行う場合には、**看護職員を1人以上配置**しなければなりません。

- ・人員基準上は、常勤や専従の要件はありません。（報酬算定上は一定時間の配置が必要）
- ・サービス提供時間を通じて配置した看護職員は、基準の児童指導員等として計上可能ですが、次のことに注意してください。

- ・看護職員を基準人員とする場合も、基準人員の半数以上は保育士又は児童指導員である必要がある。
- ・医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定等のために、基準上の児童指導員等の配置とは別に配置した看護職員は、基準の児童指導員等として計上できない。

- ・以下ア～ウの場合は看護師を配置せずに医療的ケアを行うことが可能です。

- ア 看護職員を医療機関から訪問させる場合
- イ 登録喀痰吸引業者が喀痰吸引のみを行う場合
- ウ 登録特定行為事業者が特定行為のみを行う場合

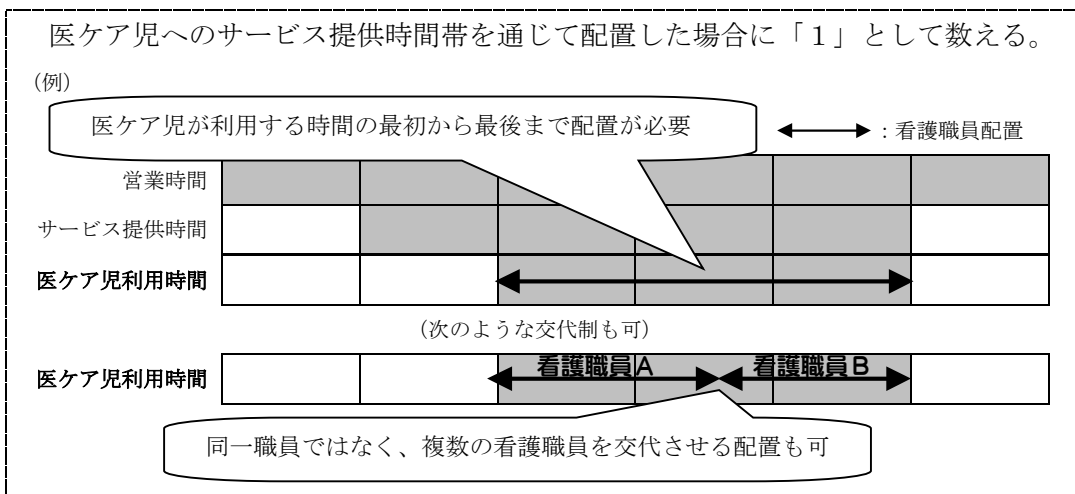
ただし、医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定はできない（(2)参照）

- ・医ケア児に医療的ケアを提供しないことが明らかな場合は、看護職員の配置は必要ありませんが、医療的ケアを提供しないことについて、保護者に同意を得ておく必要があります。

(2) 基本報酬の算定について

医療的ケアを行うために看護職員を配置している場合、医ケア児にかかる基本報酬を算定可能です。

- ・看護職員の数え方



- ・当該事業所を利用する医療的ケア児の医療的ケア区分に応じた看護職員を配置する必要があります。配置状況は、一月を通じて配置が足りているかで考えます。

当月実績として、医ケア児が利用する日に配置した看護職員の人数の合計人数（必要看護職員数）が、一月に必要な看護職員合計人数（＝配置看護職員合計数）以上の場合に算定可能。

$$\text{必要看護職員数} \leq \text{配置看護職員合計数}$$

- ・基準配置とは別に看護職員を雇用できるよう報酬を設定しているため、以下の場合は算定不可です。

- ・看護職員を基準人員の合計に加えている場合
- ・看護職員を配置せず、医療機関から訪問させたり、登録喀痰吸引業者や登録特定行為事業者が医療的ケアを行う場合

(3) 医療連携体制加算との関係について

医療連携体制加算は、基本的には、病院等から看護職員の訪問を受け、事業所を利用する障害児に看護を提供した場合に算定できる加算ですが、事業所に配置する看護職員が看護を行う場合も算定が可能です。

よって、医ケア児に対し医療的ケアを行った場合は、①か②のどちらかのパターンの請求が考えられますが、医ケア児の人数によって算定可能なパターンが異なります。

- ① 医療的ケア区分に応じた基本報酬 を算定
- ② 医ケア児以外の基本報酬＋医療連携体制加算 を算定

<請求の考え方>

医療的ケア児の利用が、3人以上の場合 ⇒ ①で請求（医療連携体制加算は算定不可）※
3人未満の場合 ⇒ 事業所の判断で①か②で請求

※医ケア児については、本来、一定数以上の看護職員の配置のもとで安全に医療的ケアを提供する必要があるため、基本報酬算定に係る配置をすべきであるため。

- ・一月の請求において、医ケア児ごと算定方法を変えることはできません。

例) 医ケア児Aは医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定するが、医ケア児Bは医療連携体制加算を算定するといった取り扱いはできない。

そのほか、詳しくは国の通知（「医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて（Vol. 2）」（令和3年5月19日事務連絡））等を参照してください。

4 児童指導員の任用資格

児童指導員については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 43 条で定められています。

人員配置や加算の算定に当たっては、下表を参考としてください。下表①～⑩のいずれかに該当する者は、下表証明書類をもって、児童指導員としての配置が可能です。

資格要件	証明書類
①都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設(*)を卒業した者 *児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設	卒業証書の写し
②社会福祉士の資格を有する者	資格証の写し（合格証では不可）
③精神保健福祉士の資格を有する者	資格証の写し（合格証では不可）
④学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	学部・学科・専攻の記載がある卒業証書の写し(※3)
⑤学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者	左記理由により大学院への入学が認められたことの証明書の写し
⑥学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	研究科の記載がある卒業証書の写し(※3)
⑦外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	学部・学科・専攻の記載がある卒業証書の写し(※3)
⑧学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2 年以上児童福祉事業に従事したもの	高等学校卒業以上に該当することを示す卒業証書の写し（大学の卒業証書も可） 及び 2 年以上かつ 360 日以上児童福祉事業に従事したことを証明する実務経験証明書の原本

⑨教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの	教員免許の写し
⑩ 3 年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの	3 年以上かつ 540 日以上児童福祉事業に従事したことを証明する実務経験証明書の原本

※ 1 児童福祉事業とは、社会福祉法第 2 条で定める社会福祉事業のうち次の事業をいう。

第 1 種社会福祉事業

児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

第 2 種社会福祉事業

児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、又は小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、児童福祉法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業

※ 2 教諭には、養護教諭や栄養教諭は含まれない。

※ 3 相当する課程で届出をする場合は、卒業証書の写しに加えて履修証明書の写しも提出すること。

5 ガイドラインの遵守及びサービスの質の評価・改善等

★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、**県規則に定められた事項について、自己評価及び保護者の評価を受けて、その改善を図らなければなりません。そして、それらの評価及び改善内容をおおむね1年に1回以上、インターネットの利用等により公表する必要があります。**

なお、基準に基づく自己評価結果等の公表（年1回以上）が適切に行われていない場合には給付費の減算を求められますので、ご注意ください。

また、サービスの提供に当たっては、ガイドラインを参考にし、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に応じた適切な支援を行うようにしてください。

（参考）根拠法令等（児童発達支援）※放課後等デイサービスも同様

H25 年 県 規 則 17 第 25 条

1～4 （略）

5 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

7 指定児童発達支援事業者は、**おおむね1年に1回以上**、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、**インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。**

（参考）根拠法令等（児童発達支援、放課後等デイサービス）

平成 24 年障発 0330 第 16 第一（8）

質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

② 算定される単位数

所定単位数の100 分の85 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100 分の85 となるものではないことに留意すること。

③ 質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）未公表減算については、指定通所基準等の規定に基づき、おおむね1年に1回以上、自己評価及び事業所を利用する障害児の保護者による評価が行われ、その結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは従業者による評価を受けた上で、事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。

④ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。

⑤ 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。

⑥（略）

R6.5.17 令和6年度報酬改定Q&A（問13）

問）自己評価結果等の公表状況については、どのように行うのか。

答）自己評価等結果等の公表は、インターネットの利用その他の方法により広く公表されるものであるが、事業所からはその公表方法等についても届出をさせて確認をし、届出がない場合に減算を適用すること。

なお、公表方法等については、平成30年4月1日から施行される障害福祉サービス情報公表制度を活用して確認しても差し支えない。

（参考）通知

- ・児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン及び保育所等訪問支援ガイドラインの改訂等について（令和6年7月4日こ支障168号 こども家庭庁支援局長通知）
- ・放課後等デイサービス事業所の質の向上のための取組について（平成29年4月3日障発0403第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

Ⅱ 各種加算編

1 児童通所支援の基本報酬

★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス

令和6年度より、発達支援に対するきめ細かい評価を行う観点から、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の障害児の支援時間に応じた評価が可能となるよう、時間区分が創設され、個別支援計画に、個々の障害児の日々の支援について、支援に要する時間を定め、当該計画に応じて基本報酬を算定することとなりました。

（参考）根拠法令等（放課後等デイサービスの場合）

H24 厚労告 122 別表第3

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（ロからニまでのいずれかに該当する場合を除く。）

(1) 区分1（指定放課後等デイサービスの提供時間が30分以上1時間30分以下）

(一)医療的ケア区分3

- a 利用定員が10人以下の場合 2,591単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 2,399単位
- c 利用定員が21人以上の場合 2,304単位

(二)医療的ケア区分2

- a 利用定員が10人以下の場合 1,183単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,391単位
- c 利用定員が21人以上の場合 1,296単位

(三)医療的ケア区分1

- a 利用定員が10人以下の場合 1,247単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,055単位
- c 利用定員が21人以上の場合 9610単位

(四)(一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

- a 利用定員が10人以下の場合 574単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 382単位
- c 利用定員が21人以上の場合 287単位

(2) 区分2（指定放課後等デイサービスの提供時間が1時間30分超3時間以下）

(一)医療的ケア区分3

- a 利用定員が10人以下の場合 2,627単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 2,423単位
- c 利用定員が21人以上の場合 2,322単位

(二)医療的ケア区分 2

- a 利用定員が 10 人以下の場合 1,618 単位
- b 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 1,414 単位
- c 利用定員が 21 人以上の場合 1,313 単位

(三)医療的ケア区分 1

- a 利用定員が 10 人以下の場合 1,282 単位
- b 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 1,078 単位
- c 利用定員が 21 人以上の場合 977 単位

(四)(一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

- a 利用定員が 10 人以下の場合 609 単位
- b 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 406 単位
- c 利用定員が 21 人以上の場合 305 単位

(3)区分 3 (指定放課後等デイサービスの提供時間が 3 時間超 5 時間以下)

(一)医療的ケア区分 3

- a 利用定員が 10 人以下の場合 2,683 単位
- b 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 2,461 単位
- c 利用定員が 21 人以上の場合 2,361 単位

(二)医療的ケア区分 2

- a 利用定員が 10 人以下の場合 1,674 単位
- b 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 1,452 単位
- c 利用定員が 21 人以上の場合 1,352 単位

(三)医療的ケア区分 1

- a 利用定員が 10 人以下の場合 1,339 単位
- b 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 1,116 単位
- c 利用定員が 21 人以上の場合 1,016 単位

(四)(一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

- a 利用定員が 10 人以下の場合 666 単位
- b 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 443 単位
- c 利用定員が 21 人以上の場合 343 単位

(以下略)

H24 障発 0330 第 16 号 第二の 2 (3)

放課後等デイサービス給付費

① 放課後等デイサービス給付費の区分

放課後等デイサービス給付費の区分については、第 269 号告示に規定する人員基準、時間区分、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。

なお、時間区分及び就学児の医療的ケア区分等の取扱いは一の（3 の 2）及び（4

の 2) を参照すること。

(一) 通所報酬告示第 3 の 1 のイを算定する場合

ア (二) に該当しない就学児について算定すること。

イ 次の (i) 又は (ii) に該当すること。

(i) 指定通所基準第 66 条第 1 項の基準を満たしていること。

(ii) 指定通所基準第 66 条第 4 項の基準を満たしていること。

(二) 通所報酬告示第 3 の 1 のロを算定する場合

ア 就学児が重症心身障害児であること。

イ 指定通所基準第 66 条第 4 項の基準を満たしていること。

(以下略)

令和 6 年 3 月 15 日 事務連絡 第 1 (1)

(児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける時間区分)

時間区分 計画時間

時間区分 1 30 分以上 1 時間 30 分以下

時間区分 2 1 時間 30 分超 3 時間以下

時間区分 3 3 時間超 5 時間以下

※ 放課後等デイサービスについては、学校休業日のみ時間区分 3 を算定可能。

(改定後の基本報酬の取扱いについて)

- ・ 個別支援計画に、個々の障害児の日々の支援について、支援に要する時間（以下「計画時間」という。）を定め、当該計画の時間に応じて基本報酬を算定することを基本とする。
- ・ 計画時間よりも、実際に支援に要した支援時間（以下「実利用時間」という。）が短くなった場合においては、
 - ① 利用者の都合により支援時間が短縮された場合については、計画時間により算定すること。
 - ② 事業所の都合により支援時間が短縮された場合については、実利用時間により算定すること。
- ・ 極めて短時間の支援（30 分未満）は、算定対象から原則除外することとしているが、周囲の環境に慣れるために支援を短時間にする必要がある等の理由により、市町村（特別区を含む。）が認めた場合には、計画時間で 30 分未満の支援についても算定を可能とする。
- ・ 実利用時間については、サービス提供実績記録票において記録することが必要であり、計画時間と実利用時間に乖離がある状態が継続する場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと。

(以下略)

2 児童指導員等加配加算・専門的支援体制加算

★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス

令和6年度より、児童指導員等加配加算が見直され、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤）や経験年数に応じた評価を行うこととなりました。また、専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を1名以上加配して行う支援を評価する、専門的支援体制加算が創設されました。

児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算は、指定基準上必要となる従業者の員数に加えて従業者を配置した場合に算定できる加算です。なお、児童指導員等加配加算における加配職員（児童指導員等又はその他の職員）は、支援の強化という当該加算の趣旨により、サービス提供時間を通じて人員基準に加えて配置する必要がありますので、留意してください。

なお、利用者の個別支援計画を作成していない（個別支援計画未作成減算の対象となっている）場合は、当該加算の算定はできません。

また、当該加算は人員基準を満たしていることを前提としているため、管理者や児童発達管理責任者が欠如している場合や、当該日の実利用者数に対する基準人員が配置されていない場合にも算定できません。

(1) 児童指導員等加配加算

(参考) 根拠法令等 （放課後等デイサービスの場合）

H24 厚労告 122 別表第3

注7 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して就学児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業員の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士（手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業（平成元年厚生省告示第122号）に規定する手話通訳士をいう。）、手話通訳者、特別支援学校免許取得者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者をいう。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注7において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを

行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く）

(1) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定放課後等デイサービスに従事するものを常勤で配置する場合

（一）利用定員が10人以下の場合 187単位

（二）利用定員が11人以上20人以下の場合 125単位

（三）利用定員が21人以上の場合 75単位

(2) 専ら指定放課後等デイサービスに従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（(1)に掲げる場合を除く。）

（一）利用定員が10人以下の場合 152単位

（二）利用定員が11人以上20人以下の場合 101単位

（三）利用定員が21人以上の場合 59単位

(3) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（(1)及び(2)に掲げる場合を除く。）

（一）利用定員が10人以下の場合 123単位

（二）利用定員が11人以上20人以下の場合 82単位

（三）利用定員が21人以上の場合 49単位

(4) 児童指導員等を配置する場合（(1)から(3)に掲げる場合を除く。）

（一）利用定員が10人以下の場合 107単位

（二）利用定員が11人以上20人以下の場合 71単位

（三）利用定員が21人以上の場合 43単位

(5) その他の従業者を配置する場合

（一）利用定員が10人以下の場合 90単位

（二）利用定員が11人以上20人以下の場合 60単位

（三）利用定員が21人以上の場合 36単位

（以下略）

H24 障発 0330 第16号 第二の2(3) ※第二の2(1)④を準用

② 児童指導員等加配加算の取扱い

通所報酬告示第3の1の注7の児童指導員等加配加算は、指定放課後等デイサービス事業所において、常時見守りが必要な就学児への支援や就学児の家族等に対して就学児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要とする員数（専門的支援体制加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置し、指定放課後等デイサービスを行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 児童指導員等を加配している場合については、通所報酬告示第3の1の注7のイの(1)から(4)まで、ロの(1)から(4)まで又はハの(1)から(4)までにより、当該児童指導員等の児童福祉事業に従事した経験年数(5年以上、5年未満)、配置形態(常勤専従、それ以外)、利用定員の区分に応じ算定すること。

児童指導員等とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員(公認心理師、その他大学(短期大学を除く)若しくは大学院において、心理学科等を修了して卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に限る)、視覚障害児支援担当職員(国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者)、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者をいう。

児童福祉事業に従事した経験年数については、幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経験も含まれる。また、経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものであること。

配置形態について、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え1名以上を、

- ・ 通所報酬告示第3の1の注7のイの(1)及び(2)、ロの(1)及び(2)並びにハの(1)及び(2)においては常勤専従により
- ・ 通所報酬告示第3の1の注7のイの(3)及び(4)、ロの(3)及び(4)並びにハの(3)及び(4)においては常勤換算により配置していること。

(二) その他の従業者を加配している場合については、通所報酬告示第3の1の注7のイの(5)、ロの(5)、ハの(5)までにより、利用定員の区分に応じ算定すること。配置形態については、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え1名以上を常勤換算により配置していること。

(三) 多機能型事業所の場合における常勤の取扱い

多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合において、例えば、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

(四) 異なる職種で常勤換算を満たす場合の取扱い

通所報酬告示第3の1の注7のイの(3)から(5)まで、ロの(3)から(5)まで並びにハの(3)から(5)までを算定するに当たっては、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置(常勤換算による配置)する必要がある。このとき、児童指導員等とその他の従業者といった異なる職種の配置により常勤換算で1名以上とすることも可能とする。

児童指導員等とその他の従業者、また、経験年数5年以上の者と5年未満の者の

ように、算定する報酬区分が異なる場合は、以下のとおりとする。

- ・ 児童指導員等とその他の従業者により常勤換算で1名以上とする場合 その他の従業者の報酬を算定。

- ・ 経験年数5年以上の児童指導員等とその他の従業者により常勤換算で1名以上とする場合 その他の従業者の報酬を算定。

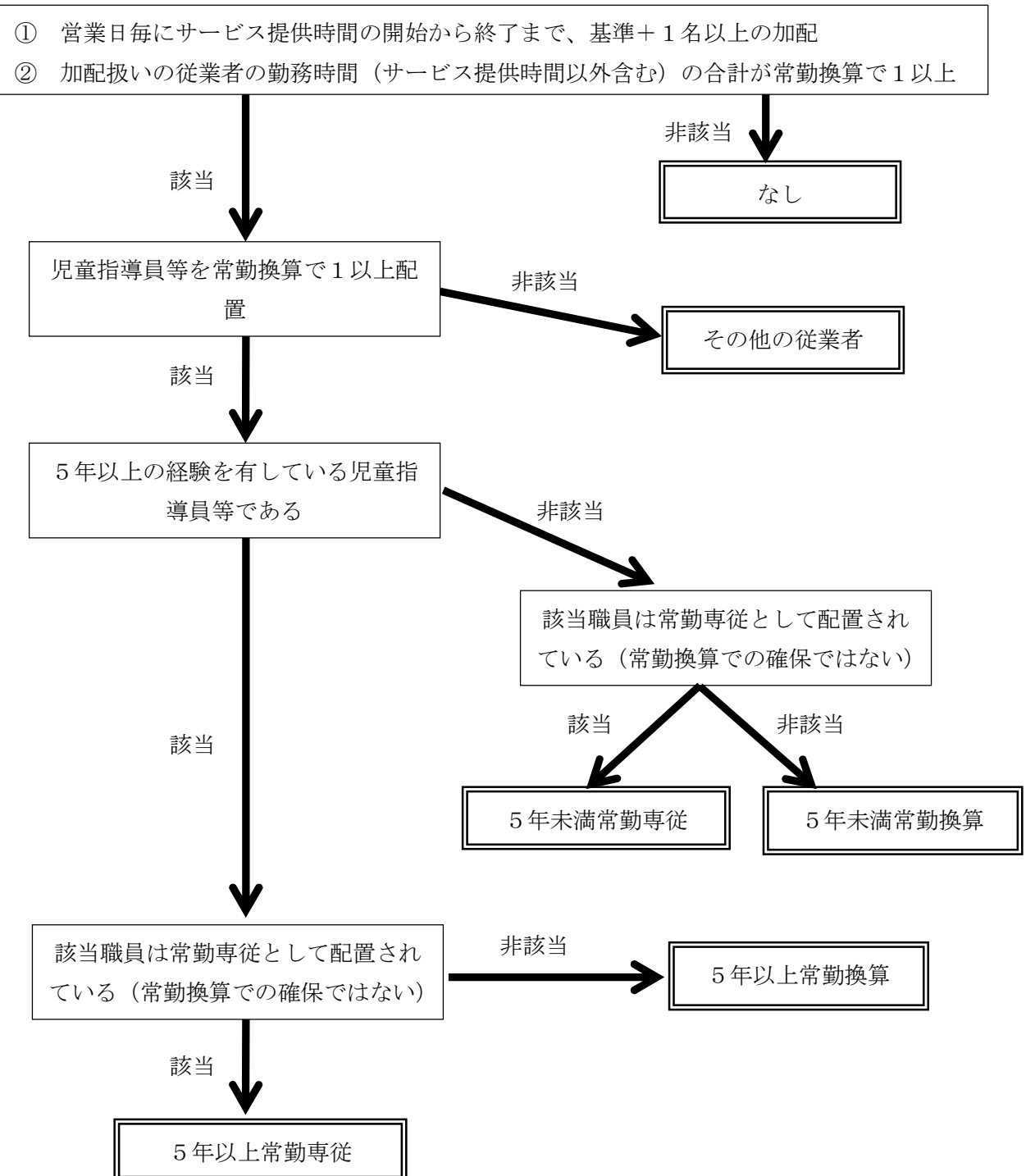
- ・ 経験年数5年以上の児童指導員等と経験年数5年未満の児童指導員等により常勤換算で1名以上とする場合 経験年数5年未満の児童指導員等の報酬を算定。

(五) 本加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としていることから算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とすること。

<加算の区分> ※児童発達支援、放課後等デイサービス共通

児童指導員等	児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員（公認心理師、その他大学（短期大学を除く）若しくは大学院において、心理学科等を修了して卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に限る）、視覚障害児支援担当職員（国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者
その他の従業者	指導員等（上記以外の直接処遇職員）

例) 定員 10 人の放課後等デイサービス（重心以外）の場合



(2) 専門的支援体制加算

(参考) 根拠法令等 (放課後等デイサービスの場合)

H24 厚労告 122 別表第 3

注 8 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として 5 年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として 5 年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この注 8 及び 6 において「理学療法士等」という。）による支援が必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（注 7 の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、**専門的支援体制加算**として、利用定員に応じ、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注 4 の(2)を算定しているときは、加算しない。

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合（ロに該当する場合を除く。）

- (1) 利用定員が 10 人以下の場合 123 単位
 - (2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 82 単位
 - (3) 利用定員が 21 人以上の場合 49 単位
- 以下略

H24 障発 0330 第 16 号 第二の 2 (3) ※第二の 2 (1) を準用

③ 専門的支援体制加算の取扱い

通所報酬告示第 3 の 1 の注 8 の専門的支援体制加算は、指定放課後等デイサービス事業所において、理学療法士等による支援が必要な就学児への支援や、障害児の家族等に対して障害児との関わり方に関する助言等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要とする員数（児童指導員等加配加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を 1 以上配置（常勤換算による配置）し、指定放課後等デイサービスを行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

(以下略)

専門的支援体制加算においては、児童指導員等加配加算と異なり、保育士及び児童指導員の経験年数について、保育士又は児童指導員としての資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験が必要となりますのでご注意ください。また、当該経験年数には、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経験は含まれません。

<加算の区分> ※児童発達支援、放課後等デイサービス共通

理学療法士等	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員
--------	--

(3) その他（Q&A等）

<児童指導員等加配加算の取扱いについて>

令和6年度報酬改定Q&A VOL.3 問5

問) 一体的に行う多機能型事業所において、同一の従業者が両事業に従事する場合、児童指導員等加配加算における「専従」要件の取扱い如何。

答) 本加算における「常勤・専従」の区分については、当該加算の対象となる従業者が、原則として当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している場合であって、児童発達支援又は放課後等デイサービスに勤務する時間帯において、当該事業以外の職務に従事しない者により、常時見守りが必要な障害児に対する支援の強化を図ることを評価しているものである。

2つ以上の事業を一体的に行う多機能型事業所での取り扱いは以下のとおり。

- ①児童発達支援及び放課後等デイサービスを一体的に行う場合（主として重症心身障害児を通わせる事業所を含む）において、両事業所を通じて本加算の算定に当たって配置すべき授業者として配置されている同一の従業者は、両事業を通じて本加算で求められる職務のみに従事しているため、「専従」とする。
- ②児童発達支援又は放課後等デイサービス（通所系）と保育所等訪問支援又は居宅訪問型児童発達支援（訪問系）を一体的に行う場合において、両事業を通じて配置されている同一の従業者は、事業所から離れて訪問支援を行うこととなるため、「専従」とはしない。
- ③児童発達支援又は放課後等デイサービスと生活介護当の障害福祉サービス事業を一体的に行う場合において、両事業を通じて配置されている同一の従業者は、障害児通所支援以外の職務に従事することとなるため、「専従」とはしない。

令和6年度報酬改定Q&A VOL.3 問6

問) 本加算の算定に当たって、加配する人員が管理者と児童指導員を兼務している場合、「常勤・専従」の区分での算定が可能か。

答) 本加算は、管理者や児童発達支援管理責任者等を含めた、児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる全ての職種を配置した上で、当該員数に加えて児童指導員等を1以上加配した場合に算定するものであり、管理者と児童指導員を兼務している者については、本加算が求める「専従」を満たさない。

令和6年度報酬改定Q&A VOL.3 問10

問) 加配される職員について、「サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とする」とされているが、サービス提供時間帯を通じて事業所に配置することを求める現行の児童指導員等加配加算の取扱いを変更するものではないと考えて良いか。

答) 児童指導員等加配加算により加配される職員については、現行と同様、サービス時間帯を通じて事業所に配置することが必要である。

また、同加算については、常時見守りが必要な障害児への支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るという趣旨に鑑み、加配された職員が、サービス提供時間帯を通じて直接支援や家族支援に一切あたらない（例えば事務作業等のみを行っている）状況は想定されていないところ、その旨を明確化したものである。

3 延長支援加算

★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス

延長支援加算は、令和6年度報酬改定において、基本報酬における時間区分の創設と合わせて見直され、5時間（放課後等デイサービスについては、平日は3時間）を超える長時間の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行うこととなりました。

なお、基本報酬に時間区分を創設していない主として重症心身障害児を通わせる事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う場合等については、従前の延長支援加算と同様の取扱いとなるため御留意ください。

（参考）根拠法令等（児童発達支援）

H24 厚労告 122 別表第1

12 延長支援加算

イ 指定児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合（ロに規定する場合を除く。）

(1) 障害児の場合（(2)に規定する場合を除く）

(一) 延長支援時間1時間以上2時間未満の場合 92単位

(二) 延長支援時間2時間以上の場合 123単位

(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合

(一) 延長支援時間1時間以上2時間未満の場合 192単位

(二) 延長支援時間2時間以上の場合 256単位

ロ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第5条第4項の基準を満たしているものに限り、児童発達支援センターを除く。）において障害児に対して延長支援を行う場合

(1) 障害児の場合（(2)及び(3)に規定する場合を除く）

(一) 延長支援時間1時間以上2時間未満の場合 92単位

(二) 延長支援時間2時間以上の場合 123単位

(2) 医療的ケア児の場合（(3)に規定する場合を除く）

(一) 延長支援時間1時間以上2時間未満の場合 192単位

(二) 延長支援時間2時間以上の場合 256単位

(3) 重症心身障害児の場合

(一) 延長支援時間1時間未満の場合 128単位

(二) 延長支援時間1時間以上2時間未満の場合 192単位

(三) 延長支援時間2時間以上の場合 256単位

H24 障発 0330 第 16 号 第二の 2 (1)

⑮ 延長支援加算の取扱い

通所報酬告示第 1 の 12 の延長支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 通所報酬告示第 1 の 12 のイ又はロ (1) 若しくは (2) を算定する場合

ア 通所報酬告示第 1 の 12 のイ又はロ (1) 若しくは (2) については、障害児ごとの通所支援計画に定める標準的な発達支援時間が 5 時間としており、かつ、その発達支援時間に加えて別途延長支援時間を通所支援計画にあらかじめ位置づけている障害児について、発達支援を行う前後の時間帯において、延長支援を行った場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間に応じ、所定単位数を算定する。

イ 延長支援加算の算定に当たっては、障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の**延長支援が必要な理由**があり、あらかじめ保護者の同意を得た上で、**延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を通所支援計画に位置づけて行うものであること。**

なお、通所支援計画に基づき延長支援を障害児に行う中で、延長支援時間の設定のない日に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にあっては、本加算の算定を可能とする。この場合には、**急な延長支援を必要とした理由及び延長支援時間について記録を行うこと。**また、急な延長支援を行う状況が継続する場合にあっては、速やかに通所支援計画の見直しを求めるものとする。

ウ **延長支援時間は、1 時間以上で設定すること。**発達支援の利用時間の前後ともに延長支援を実施する場合においては、前後いずれも 1 時間以上の延長支援時間を設定すること。なお、延長支援時間には、送迎時間は含まれないものであること。

エ 加算する単位数の区分の判定に当たっては、実際に要した延長支援時間によることを基本とする。ただし、実際の延長支援時間が通所支援計画に定めた延長支援時間を超える場合にあっては、通所支援計画に定めた延長支援時間によることとする。また、障害児又は保護者の都合により実際の延長支援時間が 1 時間未満となった場合には、通所報酬告示第 1 の 12 の注 2 に規定する単位数を算定することができる。この場合にあっては、30 分以上の延長支援が必要であることに留意すること。

オ **延長支援時間における障害児の数が 10 人以下の場合は、2 人以上の従業者を配置すること。**障害児の数が 10 人を超える場合の職員の数については、2 人に、障害児の数が 10 人を超えて 10 人又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上の従業者を配置すること（例：障害児の数が 23 人の場合、延長支援時間における従業者の数は 4 名）。このうち、1 人以上は、**指定通所支援基準の規定により配置することとされている従業者（児童発達支援管理責任者を含む。）を配置すること。**

カ 医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、オの従業者の配置のうち、看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの延長支援にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。）を 1 名上配置すること。

キ **運営規程に定める営業時間が 6 時間以上であること。**

ク 児童発達支援事業所の従業者は障害児に提供した延長支援時間を記録すること。
(以下略)

4 強度行動障害児特別支援加算及び強度行動障害児支援加算

★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 ※重症心身障害児に対しサービスを行う場合を除く。

強度行動障害児特別支援加算（障害児入所施設）及び強度行動障害児支援加算（障害児通所支援事業所）とは、強度行動障害児の行動障害の軽減を目的として、各種の支援・指導・訓練を行う場合に算定する加算です。

強度行動障害児支援加算の要件にある「厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童」の判定は、各市町が判断することになっています（強度行動障害児特別支援加算の場合は、都道府県が判断します）。

<強度行動障害児特別支援加算>

（参考）根拠法令等

H24 厚労省告示 123 別表第 1 の 1 （福祉型障害児入所施設）

注 7 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、次に掲げる指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1 日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して 90 日以内の期間について、さらに 700 単位を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ）

別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合
390 単位

ロ 強度行動障害児特別支援加算（Ⅱ）

別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合
781 単位

H24.3.30 障発 0330 第 16 号 第三の(1)（福祉型障害児入所施設）

⑥ 強度行動障害児特別支援加算の取扱い

入所報酬告示第 1 の 1 の注 7 の強度行動障害児特別支援加算は、障害児の行動障害の軽減を目的として、実践研修修了者や中核的人材研修修了者を配置し、強度の行動障害のある児童に対して、指定入所支援を支援計画シート等に基づいて行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。なお、対象となる障害児は 1 人からでも加算をすることは可能であるが、その場合でも、当該児童に必要な支援を行うための設備及び職員配置基準等を満たす必要がある。

また、支援計画シート等は「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」の1の(4)に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」を指し、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の様式は平成25年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）」において作成された標準的なアセスメントシート及び支援手順書兼記録用紙（当該通知中参考1及び2）を参照することとする。

(一) 強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ）については、実践研修修了者が、当該研修課程に基づいて、加算の対象となる児童についての情報の収集、障害特性の理解及び障害特性に応じた環境調整を行った上で、支援計画シート等を作成し、当該支援計画シート等に基づき指定入所支援を行った場合に加算を算定するものであること。なお、強度行動障害支援者養成研修の知見を踏まえて、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行った場合においても本加算を算定することが可能であること。ただし、この場合においては、以下のア及びイに掲げる取組を行うこと。

ア 指定入所支援を行う従業者は、基礎研修修了者又は実践研修修了者に対して、支援計画シート等に基づく日々の支援内容について確認した上で支援を行うこと

イ 実践研修修了者は、原則として週に3日以上頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること

(二) 強度行動障害児特別支援加算（Ⅱ）については、実践研修修了者が、中核的人材研修修了者の助言に基づいて支援計画シート等を作成し、当該支援計画シート等に基づき、指定入所支援を行った場合に加算を算定するものであること。

なお、(一)と同様に、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行った場合においても当該加算を算定することが可能であること。ただし、この場合においては、(一)のア及びイに掲げる取組並びに以下に掲げる取組を行うこと。

中核的人材研修修了者は、原則として週に1日以上頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等の見直しについて助言を行うこと

(三) 実践研修修了者は3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行うこと。

(四) 当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに700単位を加算することができることとしているが、これは、強度行動障害を有する障害児の入所の初期段階において、標準的な指定入所支援を行うために必要な手厚い支援を評価するものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた環境調整や支援計画シート等に基づく支援を適切に行うものであること。

(五) (一) 及び (二) については、入所報酬告示第 1 の 8 の 3 の集中的支援加算を算定する期間においても算定可能であること。

＜強度行動障害児支援加算＞ **※児童発達支援**

(参考) 根拠法令等

H24 厚労告 122 別表第 1 の 9 の 2

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援事業又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、1 のハを算定しているときは、加算しない。さらに、加算の算定を開始した日から起算して 90 日以内の期間については、500 単位を所定単位数に加算する。

平成 30 年度報酬改定 Q & A VOL. 1 (問 111)

問) 強度行動障害児支援加算の算定対象となる障害児について、どのように判断するのか。
答) 強度行動障害児支援加算の算定対象となる障害児については、通所報酬告示に規定する強度行動障害のスコアを用いて、市町村が判断することになるが、判断に当たっては、児童相談所、障害児相談支援事業所及び障害児が通っている事業所等に意見を聴取するなどにより、当該障害児の状態を確認されたい。

平成 30 年度報酬改定 Q & A VOL. 3 (問 22)

問) 対象となる従業者には常勤の要件はないのか。
答) 施設として配置し、支援する日にいればよい。

令和 3 年度報酬改定 Q & A VOL. 4 (問 29)

問) 児童発達支援管理責任者が「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者」の要件を満たす場合であっても、強度行動障害児支援加算の算定は可能であると考えて良いか。

また、算定できる場合、算定するのは児童発達支援管理責任者が直接支援を提供しているかどうかは問わず、当該児童発達支援管理責任者が配置されている日は算定できるものと考えて良いか。

答) いずれも、貴見のとおり取り扱って差し支えない。

令和 6 年度報酬改定 Q & A VOL. 2 (問 5)

問) 今回の改定で、要件が、基礎研修修了者による支援から、実践研修修了者の支援計画

シート等に基づく支援になるなど、要件や単位数が大きく見直されたが、一定期間、改定前の要件による評価を受けられるなど、経過措置は設定されているか。また、新たに設けられた加算の開始から 90 日以内の期間についての 500 単位の加算について、改定前の強度行動障害児支援加算を算定していた場合、その起算点はいつからとなるか。

答) 令和 6 年 4 月 1 日以降は、改定後の要件・単位数による評価となる（経過措置の設定は行っていない）。なお、支援計画シート等の作成には一定の時間を要することが想定されることから、令和 6 年 4 月においては、支援の開始前までに支援計画シート等が作成されていなくても、令和 6 年 4 月分の報酬を請求する時点で作成されていれば、本加算の算定を可能としている（「令和 6 年 4 月 1 日以降の各加算の当面の取扱いについて」（令和 6 年 3 月 29 日 こども家庭庁支援局障害児支援課 事務連絡）。90 日間の 500 単位の加算については、令和 6 年 4 月 1 日以降、新たな要件の下で本加算の算定を開始した日を 90 日の起算点とする。

令和 6 年度報酬改定 Q & A VOL. 2（問 6）

問) 「加算の算定を開始した日から起算して 90 日以内の期間」の加算について、利用を終了した児童が再度利用開始した場合も、算定可能か。

答) 本加算は、利用の初期段階に当該児童に対して手厚い支援を要するためのものであるため、90 日間の期間終了後は、同一事業所において再度当該児童への支援について算定することはできない。

5 訪問支援員特別加算

★ 対象サービス…居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

訪問支援員特別加算は、一定の業務従事歴がある者を配置し、当該者が支援を行った場合に算定できる加算です。

1 訪問支援員特別加算（Ⅰ） 850 単位

以下の①若しくは②に規定する期間が 10 年以上の者又は③に規定する期間が 5 年以上の者

2 訪問支援員特別加算（Ⅱ） 700 単位

以下の①若しくは②に規定する期間が 5 年以上の者又は③に規定する期間が 3 年以上の者

①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

②児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、相談支援専門員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

③理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、相談支援専門員として配置された日以後、指定保育所等訪問支援等（指定保育所等訪問支援の他、自治体の事業に基づき、地域の障害児通所支援事業所に対して助言・援助を行う業務を含む。）の業務に従事した期間

令和 3 年度報酬改定 Q & A VOL 1 問71

問）保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援における訪問支援員特別加算は、専門職員（障害児に対する直接支援の業務等に 5 年以上従事した理学療法士等）が配置されている事業所において保育所等訪問支援等を行うことが要件だが、当該加算は専門職員以外の従業者が支援をした場合も算定できるのか。

答）当該加算は、保育所等訪問支援等の質の向上を図るために、専門職員を配置して、保育所等訪問支援等を行う事を評価するものである。

専門職員が直接支援を行う場合に限らず、専門職員の経験等を踏まえて他の従業者による支援が行われることにより、事業所全体として質の高い支援が行われることが見込まれることから、専門職員以外の従業者が支援をした場合も、本加算の算定対象となるものである。

ただし、専門職員を配置しているものの、実際には専門職員による支援がほとんど行われていない場合や、専門職員による経験等が、他の従業者による支援に生かされていない

ことが明らかな場合は、他の従業者による支援については加算の対象として認められない。

令和6年度報酬改定 Q & A VOL 1 問51

問) 要件として求められる業務従事歴について、年数としてカウントするための配置要件や日数要件はあるか。例えば非常勤で、月1日でも勤務したら「1年」とカウントできるのか。特に、保育所等訪問支援においては、「指定保育所等訪問支援等の業務に従事した期間」の要件があるが、例えば訪問支援を年1回でも行っていたら「1年」とカウントできるのか。なお、指定保育所等訪問支援以外の業務（「等」の業務）としてどのような業務が含まれるのか。さらに、資格取得やその職種で配置される以前の経験をカウントすることは可能か。

答) 雇用形態や1日あたりの勤務時間数は問わないが、1年あたり180日以上勤務があることを想定している。

保育所等訪問支援等の業務に従事した期間については、保育所等訪問支援のほか、自治体の事業に基づき地域の保育所や障害児通所支援事業所等に対して助言・援助を行う業務を含むものとしており、巡回支援専門員の業務や療育等支援事業による業務などが想定される。

これらの業務に従事した期間については、訪問支援を実施した日が1年あたり60日以上あることを想定している。

本加算においては、資格取得やその職種で配置される以後の経験をカウントするものとし、それ以前の経験は含まない。

令和6年度報酬改定 Q & A VOL 1 問52

問) 要件として求められる「障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務」の従事歴に、医療機関や教育現場での医療的ケア児や障害児に対する業務経験は含めれるか。

答) 含まれる。

令和6年度報酬改定 Q & A VOL 6 問7

問) 要件として求められる「障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務」の従事歴に、保育所や訪問介護での障害児や医療的ケア児に対する業務経験は含めれるか。

答) 含まれる。

6 個別サポート加算

★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス

個別サポート加算は、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児や虐待等の要保護・要支援児童に対して支援を行った場合に算定できる加算です。

令和6年度の報酬改定により、個別サポート加算（Ⅰ）について、保護者の負担軽減・事務の効率化の観点から、基本報酬に包括化して評価することとした上で、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合に評価を行うこととするなどの改正が行われました。

（参考）根拠法令等（放課後等デイサービス）

H24 年厚労省告示 122 別表第3

7 個別サポート加算

イ 個別サポート加算（Ⅰ）

（１）行動上の課題を有する就学児の場合 90 単位

（２）著しく重度の障害を有する就学児の場合 120 単位

ロ 個別サポート加算（Ⅱ） 150 単位

ハ 個別サポート加算（Ⅲ） 70 単位

注1 イの（１）については、指定放課後等デイサービス事業所等において、行動上の課題を有する就学児として別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの（２）又は1のロを算定しているときは、加算しない。

1の2 イの（１）を算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、行動上の課題を有する就学児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき30単位を所定単位数に加算する。

1の3 イの（２）については、著しく重度の障害を有する就学児として別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの（１）又は1のロを算定しているときは、加算しない。

2 ロについては、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定放課後等デイサービス等を行う必要があるものに対し、指定放

課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 3 ハについては、指定放課後等デイサービス事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、不登校の就学児に対して、学校及び家族等と連携して指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

H24 障発 0330 第 16 号 第二の 2 (3)

⑫の 5 個別サポート加算（Ⅰ）の取扱い

通所報酬告示第 3 の 7 のイの個別サポート加算（Ⅰ）については、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い就学児への支援を充実させる観点から、就学児サポート調査表（270号告示の 8 の 4 の表並びに食事、排せつ、入浴及び移動の項目をいう。）のうち、以下の（一）又は（二）に該当すると市町村が認めた障害児について評価を行うものであること。

（一） 通所報酬告示第 3 の 7 のイの（1）を算定する場合

就学児サポート調査表の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ 0 点の欄から 2 点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が 13 点以上であること。

なお、通所報酬告示第 3 の 7 のイの（1）を算定する場合において、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を配置（常勤換算に限らない単なる配置で可）し、当該研修修了者が本加算の対象児に指定放課後等デイサービスを行った場合、90 単位に加え 1 日につき 30 単位を所定単位数に加算すること。

（二） 通所報酬告示第 3 の 7 のイの（2）を算定する場合

食事、排せつ、入浴及び移動のうち 3 以上の日常生活動作について全介助を必要とすること。

（三） 主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を受ける重症心身障害児については加算しない。

⑫の 6 個別サポート加算（Ⅱ）の取扱い

通所報酬告示第 3 の 7 のロの個別サポート加算（Ⅱ）については、要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師と連携して指定放課後等デイサービスを行う場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

ただし、これらの支援の必要性について、通所給付決定保護者に説明することが適当ではない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、本加算の算定について慎重に検討すること。

（一） 児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は

医師（以下「連携先機関等」という。）と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。

（二） 連携先機関等との（一）の共有は、6月に1回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。なお、ここでいう文書は、連携先機関等が作成した文書又は放課後等デイサービス事業所が作成した文書であって、連携先機関等と共有するなど、放課後等デイサービス事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであり、単に放課後等デイサービス事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象とならない。

（三） （一）のように、連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、放課後等デイサービス計画に位置付け、通所給付決定保護者の同意を得ること。

（四） 市町村から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。

（五） 当該加算を算定するために必要な児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師との連携については、当該加算で評価しているため、関係機関連携加算（Ⅲ）は算定しない。その他の観点により、医療機関との連携を行った場合には、この限りではない。

⑫の7 個別サポート加算（Ⅲ）の取扱い

通所報酬告示第3の7のハの個別サポート加算（Ⅲ）については、**不登校の状態にある障害児に対して、学校及び家族等と緊密に連携を図りながら、指定放課後等デイサービスを行う場合に評価を行うもの**であり、以下のとおり取り扱うこととする。

（一） 本加算の対象となる不登校の状態にある障害児とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童（病気や経済的な理由による者は除く。）」であって、学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要であると判断された児童とする。

（二） 学校と日常的な連携を図り、障害児に対する支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、通所支援計画に位置付けて支援を行うこと。通所支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成を行うこと。

（三） 学校との情報共有を、月に1回以上行うこと。その実施日時、内容に関する要点をまとめた記録を作成し、学校に共有すること。情報共有は対面又はオンラインにより行うこと。

（四） 家族への相談援助を月に1回以上行うこと。相談援助は、居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも問わないが、個別での相談援助を行うこと。また、相談援助を行う場合には、障害児や家族の意向及び居宅での過ごし方の把握、放課後等デ

イサービスにおける支援の実施状況等の共有を行い、実施日時、内容に関する要点をまとめた記録を作成すること。

(五) (三)の学校との情報共有においては、障害児の不登校の状態について確認を行うこととし、障害児や家族等の状態や登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の可否について検討を行うこと。その結果、本加算の算定を終結する場合にあっても、その後の支援においては、学校との連携に努めること。

(六) 市町村（教育関係部局、障害児関係部局）から、家庭や学校との連携状況や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。

(七) (三)の学校との連携及び(四)の家族等への相談援助については、関係機関連携加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）、家族支援加算（Ⅰ）は算定できない。

令和6年度報酬改定 Q & A VOL 1 問43

問) 対象となる児のうち、「重症心身障害児」以外については、手帳の交付を受けていることが算定の要件であり、診断書等は要件にならないものと考えて良いか。また、身体障害については、肢体不自由に限らず、内部障害等も対象になると考えて良いか。

答) お見込みのとおり。

令和6年度報酬改定 Q & A VOL 1 問49

問) 本加算の対象となる不登校の状態にある障害児は、事業所が判断すれば足りるのか。

答) 本加算は、不登校の状態にある障害児に対して発達支援を行うことに加え、学校及び家庭との連携を緊密に図りながら支援を進めることを要件としており、

- ・ 事業所が、不登校の状態にあると考えた障害児について、
- ・ 保護者の同意を得た上で、
- ・ 学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要であると判断された場合に、

支援の取組を進めていくことを想定している。

なお、取組の中では、月1回以上、学校と情報共有等を行うことを求めており、その際、障害児の不登校の状態について確認を行い、事業所と学校の間で、本加算による支援の継続の可否について検討を行うこととしている。

7 送迎加算（医ケア・重心）

★ 対象サービス…児童発達支援、放課後等デイサービス

送迎加算（医ケア・重心）は、医療的ケアが必要な利用児や重症心身障害児に対して通常の送迎よりも手厚い人員配置をした上で送迎を行った場合に算定できる加算です。

具体的には、送迎に当たり必要になる運転手に加え、医ケア児の場合は看護師を1名、重症心身障害児の場合は事業所の直接処遇職員を1名配置する必要があります。

＜不適切事例のうち主なもの＞

- ・送迎に運転手以外の職員を配置していないにもかかわらず、送迎加算（医ケア・重心）を算定している。

（参考）根拠法令等（児童発達支援）

H24 年厚労省告示 122 別表第 1

11 送迎加算

イ 略

ロ 障害児（1のイ又はハを算定している障害児に限る。以下このロ、注2及び注3において同じ。）に対して行う場合

（1）重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 40 単位

（2）スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16 点以上である障害児（第3を除き、以下「中重度医療的ケア児」という。）の場合 80 単位

注1～注1の3 略

注2 ロの（1）については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロの（2）を算定しているときは、算定しない。

注3 ロの（2）については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

注4 注1から注3までに規定する送迎加算の算定については、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

H24 障発 0330 第 16 号 第二の 2 (1)

⑭ 送迎加算の取扱い

通所報酬告示第 1 の 11 の送迎加算については、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 略

(二) 通所報酬告示第 1 の 11 の注 1 の 2 については、(一) の場合において、重症心身障害児又は医療的ケア児に対して、運転手に加え、職員を伴い送迎を行う場合に算定を行うものであること。この場合において、重症心身障害児については、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき従業者（直接支援業務に従事するものに限る。）を、医療的ケア児については、運転手に加えて看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの送迎にあつては、認定特定行為業務従事者を含む。この⑭において同じ。）をそれぞれ伴って送迎すること。

また、医療的ケア児について、医療的ケアスコアの判定がされていない場合があるが、この場合においても特定行為が必要な障害児については対象として差し支えない。

なお、

- ・ 重症心身障害児が医療的ケア児である場合については、医療的ケア児として本加算を算定するため、運転手に加えて看護職員を伴って送迎する必要があること
- ・ 通所報酬告示第 1 の 11 のロを算定しているときは、本加算を算定しないことに留意すること。

(三) 通所報酬告示第 1 の 11 の注 1 の 3 については、(一) の場合において、医療的ケアスコア 16 点以上である中重度医療的ケア児に対して、運転手に加え、看護職員を伴い送迎を行う場合に算定を行うものであること。この場合にあつては、当該中重度医療的ケア児の医療濃度を踏まえた安全な送迎に必要な体制を確保するものとする。

(四) 通所報酬告示第 1 の 11 のロについては、重症心身障害児若しくは医療的ケア児又は中重度医療的ケア児（児童発達支援センター又は主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定児童発達支援を受け通所報酬告示第 1 の 1 のイ又はハを算定している障害児に限る。この（四）において同じ。）に対して、送迎を行った場合に算定する。

重症心身障害児若しくは医療的ケア児又は中重度医療的ケア児の送迎については、重症心身障害児若しくは医療的ケア児又は中重度医療的ケア児に対して、運転手に加え、職員を伴い送迎を行う場合に算定を行うものであること。この場合において、伴う職員については、(二) 及び (三) と同様であること。また、重症心身障害児が医療的ケア児である場合の取扱いについては、(二) と同様であること。

(五) 送迎については、指定児童発達支援事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについ

ても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。

(六) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、通所報酬告示第1の11の注1の2の加算がなされる場合には当該加算をした後の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数の100分の70となることに留意すること。

第4 運営指導における主な留意事項（障害者サービス）

I 運営編

1 同行援護の従業者及びサービス提供責任者の要件

★ 対象サービス…同行援護

同行援護における従業者等の要件については、以下のとおりです。

【サービス提供責任者】

以下の「1及び2のいずれにも該当」または「3に該当」

- 1 「介護福祉士」、「実務者研修修了者」、「介護職員基礎研修修了者」、「居宅介護従業者養成研修1級課程修了者」、「居宅介護職員初任者研修修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者」

2 同行援護従業者養成研修（応用課程）の修了者

3 国立障害者リハビリテーションセンター学院資格障害学科修了者等

※看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程を修了したものとして取り扱って差し支えない。
また、居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、3年以上の実務経験は要件としないこと。

【従業者（ヘルパー）】

以下の1から5までのいずれかに該当

- 1 同行援護従業者養成研修（一般課程）の修了者→**所定単位数**
- 2 初任者研修課程修了者及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害児・者の直接支援業務に1年以上従事した経験を有する者→**所定単位数**
- 3 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等→**所定単位数**
- 4 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者で、令和6年3月31日において同行援護の事業を行う事業所の従業員であった者→**所定単位の90%**
- 5 基礎研修過程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有する者→**所定単位の90%**

(参考) 根拠法令等

H18 障発 1206001 第三の 1 (6)

(6) 指定同行援護事業所の取扱い

① サービスを提供する者の実務経験

サービスを提供する者に必要とされる実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1 年に換算して認定する。

② サービス提供責任者の資格要件

指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア又はイの要件を満たすもの又は厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号）第 10 号介護給付費等単位数表第 10 の 1 の注 2 の 2 の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）第 625 条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和 55 年厚生省告示第四号）第 4 条第 1 項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

ア (2)の②のアからエまで（※）又は居宅介護職員初任者研修修了者であって 3 年以上介護等の業務に従事した者のいずれかの要件に該当するもの

イ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

（※）前ページの「サービス提供責任者」の 1 に記載した有資格者を指します。

2 行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件

★ 対象サービス…行動援護

(1) 行動援護従業者の資格要件について

【サービス提供責任者】

- ・ 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、業務の範囲通知のうち、知的障害児・者又は精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務に**3年以上**の従事経験を有する者

ただし、令和9年3月31日までの間は、以下にある経過措置の要件を満たす職員をサービス提供責任者として配置できます。

- ・ 令和3年3月31日において、「介護福祉士」、「実務者研修修了者」、「介護職員基礎研修修了者」、「居宅介護従業者養成研修1級課程修了者」、「居宅介護職員初任者研修修了者」であって3年以上介護等の業務に従事した者」のいずれかの要件に該当し、かつ、知的障害児・者又は精神障害者の直接支援業務に**5年以上**の従事経験を有する者

※なお、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程を修了したものとして取り扱って差し支えない。また、居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、3年以上の実務経験は要件としないこと。

【従業者（ヘルパー）】

- ・ 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児・者又は精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務に**1年以上**の従事経験を有する者

ただし、令和9年3月31日までの間は、以下にある経過措置の要件を満たす職員に従業者（ヘルパー）として配置できます。

- ・ 令和3年3月31日において、「介護福祉士」、「実務者研修修了者」、「介護職員基礎研修修了者」、「居宅介護従業者養成研修1級課程修了者」、「居宅介護職員初任者研修修了者」であって3年以上介護等の業務に従事した者」のいずれかの要件に該当し、かつ、知的障害児・者又は精神障害者の直接支援業務に**2年以上**の従事経験を有する者

※なお、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程を修了したものとして取り扱って差し支えない。また、居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、3年以上の実務経験は要件としないこと。

(2) 支援計画シート等の作成について

行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、支援計画シート等を作成することが重要であることに鑑み、支援計画シート等の作成が適切に行われていない場合は、(各種加算がなされる前の) **所定単位数の 95%を算定する必要があります。(支援計画シート等未作成減算)**

3 就労継続支援A型事業所の適正な運営

★ 対象サービス…就労継続支援A型

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）における留意事項について」（平成19年4月2日障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に示されているとおり、就労継続支援A型事業所においては、利用者の希望や課題を踏まえた支援を行いつつ、生産活動の収益性をより高めることが強く求められています。また、生産活動の利益が利用者に支払う賃金の総額を下回る状況が続く場合には、指定の取り消しを含めた処分の対象にもなりえますので、留意してください。

① 就労継続支援A型計画について

就労継続支援A型計画を作成する場合には、150ページの「別紙様式1」を参考に作成してください。

なお、就労継続支援A型計画の記載内容が、一人一人の利用者の希望を踏まえず、画一的なものとなっている場合や、記載内容に虚偽がある場合等には、運営基準違反であり、指定の取り消しや停止の対象となりえますので、それぞれの利用者の状況を踏まえて、適切な計画の作成に努めてください。

② 就労支援事業別事業活動明細書・経営改善計画書の作成等について

指定基準における経営状況確認のため、151ページの「就労支援事業別事業活動明細書」を年1回県に提出していただきます。直近の会計年度若しくは直近数ヶ月間の生産活動の収支について作成してください。（県からの依頼通知により対応してください。）

その結果、指定基準第192条第2項（県規則第178条第2項）を満たさない（利用者に支払う賃金等の総額が生産活動による収入から必要経費を控除した金額を上回っている）場合は、152ページの「経営改善計画書」を作成し、提出してください。原則1年間は経営改善のための猶予期間とします。

なお、経営改善計画書は、必ず事業所のホームページ上で公表してください。

H25 県規則 19

第178条

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産（新設）活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

③ 計画書の更なる作成について

経営改善計画書を作成した場合には、計画始期から1年経過した後に、その実行状況と改善状況を確認させていただきます。計画終期において、指定基準を満たさ

ない場合であっても、今後収益改善の見込みがある、計画に基づく改善が具体的に実施されており経営改善の見込みがあると認められた場合には、更に1年間（2年目）の経営改善計画書を作成させることを認めます。

また、3年目以降についても、条件付で認めています。

④ 評価及び情報公表について

指定就労継続支援A型の利用を考えている障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるよう、運営状況を評価し、1年に1回以上、評価結果をインターネットの利用その他の方法（市町が発行する広報誌への掲載等）により公表してください。

評価項目及び評価方法については、厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号）及び厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（令和6年3月29日付け障障発0329第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参照してください。

H18 障発 1206001

(10)

指定就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の利用を希望する者が個々のニーズに応じた良質なサービスを選択出来るよう、指定就労継続支援A型事業所ごとに運営状況を評価し、1年に1回以上、評価結果をインターネットの利用その他の方法により公表すること。なお、公表に当たっては、情報のアクセシビリティにも留意し、視覚障害や知的障害等障害特性に配慮した対応を併せて実施することが望ましい。

公表の時期については、原則毎年度4月中とする。公表方法については、障害福祉サービス等情報検索ウェブサイトにおける公表とするが、これに加え、指定就労継続支援事業所のホームページ等による公表についても可能な限り実施すること。

評価項目及び評価方法については、厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号）を参照すること。

また、事業所の情報公表システムにおいて、以下の情報を公表してください。

ア 貸借対照表、事業活動計算書（損益計算書、正味財産増減計算書等を含む。）、

就労支援事業事業活動計算書、就労支援事業別事業活動明細書

イ 主な生産活動の内容

ウ 平均月額賃金（工賃）

【就労継続支援 A 型計画書】

作成日：令和 年 月 日		前回作成日：平成 年 月 日		計画作成者：			
住所		利用開始日：令和 年 月 日		支援担当者：			
ふりがな	性別	昭和 / 平成	障害支援区分	管理者	サービス管理責任者	職業指導員	生活支援員
氏名		年 月 日生 歳					
就労継続支援 A 型利用までの経緯 (活動歴や病歴等)		本人の希望（業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望の有無等）					
		本人の障害基礎年金等の有無や収入状況			本人の生産活動を行う際の課題		
健康状態（病名、服薬状況等）			生産活動や支援で留意する医学的リスクなど				
生活環境や自宅での役割などの本人の生活状況							

利用目標				
長期目標	設定日 年 月		目標達成度	達成・一部・未達
	達成予定日 年 月			
短期目標	設定日 年 月		目標達成度	達成・一部・未達
	達成予定日 年 月			

サービス提供内容						
目標と支援の提供方針・内容（施設外就労・施設外支援含む）		評価		迎え（有・無）		
		実施	達成			効果、満足度など
①	月 日 ~ 月 日	実施	達成		プログラム（1日の流れ）	
		一部	一部		(予定時間)	(サービス内容)
		未実施	未実施			
②	月 日 ~ 月 日	実施	達成			
		一部	一部			
		未実施	未実施			
③	月 日 ~ 月 日	実施	達成			
		一部	一部			
		未実施	未実施			
④	月 日 ~ 月 日	実施	達成			
		一部	一部			
		未実施	未実施			
⑤	月 日 ~ 月 日	実施	達成			
		一部	一部			
		未実施	未実施			送り（有・無）

特記事項	実施後の変化（総括） 再評価日：令和 年 月 日
上記計画の内容について説明を受けました。 令和 年 月 日	上記計画書に基づきサービスの説明を行い 内容に同意頂きましたので、ご報告申し上げます。 令和 年 月 日
ご本人氏名： 印	相談支援専門員様/事業所様
ご家族氏名： 印	（担当相談員・支援員等氏名： ）

※ 自筆による署名の場合には押印不要。

就労継続支援 A 型 ○○○ 事業所 No. 000000000	〒000-0000 住所：○○県○○市○○ 00-00 Tel. 000-000-0000/Fax. 000-000-0000	管理者： 説明者：
-------------------------------------	--	--------------

令和3年度就労継続支援A型事業所の指定基準に係る実態調査（静岡県）【調査票②】

- 4 国省令192条（経営改善計画の作成等）に係る調査
下記水色の箇所に入力し明細書を作成してください（必須）。この明細書の内容が調査票③に自動的に反映されます。
濃紺色部分は計算式が入っていますので入力しないでください。

令和2年度就労支援事業別事業活動明細書

【自】令和 年 月 日（至）令和 年 月 日

法人名
事業所名
事業所番号

勘定科目	合計	業務1	業務2	業務3	業務4	その他の業務	備考
収 益							
就労支援事業収益	0	0	0	0	0	0	
就労支援事業活動収益計							
就労支援事業販売原価							
期首製品（商品）棚卸高							
当期就労支援事業製造原価							
当期就労支援事業仕入高							
費用							
合計	0	0	0	0	0	0	
期末製品（商品）棚卸高							
差引	0	0	0	0	0	0	
就労支援事業販管費							
就労支援事業活動費用計	0	0	0	0	0	0	
就労支援事業活動増減差額	0	0	0	0	0	0	

※業務別に計上が困難な場合は「業務1」欄にまとめて記載してください。

利用者を支払う賃金の総額

業務	業務の内容（生産活動の内容、活動場所、主な必要資機材・材料 等）
業務1	
業務2	
業務3	
業務4	
その他	

【令和３年度 指定就労継続支援Ａ型事業所 経営改善計画書】

事業所名称				代表者指名			
事業所所在地							
経営改善計画書を公表するホームページ				http://〇〇〇〇〇〇〇〇			
連絡先	電話番号				FAX番号		
職員数	定員	利用者数	(うち身体知的)		精神	その他)	
事業所の設置主体	社会福祉法人 ・ 民間企業 ・ NPO法人 ・ その他			設立年月日			
改善計画期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (１年間とすること)						

１ 現在、指定基準第192条第２項を満たすことができていない理由と具体的改善策
(詳細かつ具体的に記載すること)

(未達成理由)	(具体的改善策)

２ 現在の事業内容及び計画期間を通じて実施する事業内容

現在の事業内容	計画期間を通じて実施する事業内容

(※) 事業内容には、生産活動の内容、対象顧客、市場動向、競合相手の動向、改善後の事業内容に主に従事する者の数や属性(どのような資格、経験等を持った者が担当するか等)について詳細に記載すること

３ 現在の生産活動に係る事業の収入額及び計画期間を通じて達成する事業収入目標額(1年間の額を記載)

現在の収入額	計画期間を通じて達成するべき目標収入額
円	円
(主な費目)	(積算根拠)

(注) 目標収入額は、「平均利用者数×平均労働時間×最低賃金額×平均利用日数×12か月」以上の額でなければならない。

４ 現在の生産活動に伴う経費及び計画期間を通じて達成する必要経費の見込額(1年間の経費を記載)

現在の経費	計画期間を通じて見込まれる経費
円	円
(主な費目)	(積算根拠)

５ 生産活動に係る事業の収入－生産活動に伴う必要経費

現在の「収入－経費」	計画期間後の「収入－経費」
円	円

６ 現在の利用者の総賃金額及び計画期間後の利用者の総賃金額

現在の支払い総賃金額	計画期間後の支払い総賃金額
円	円
(積算根拠)	(積算根拠)

事業所代表者署名欄

印

※「現在」はいずれも、指定基準192条第２項を満たさないと判断された前年度1年間のものを記載すること。
※その他、社会福祉法人会計基準に基づく会計書類等、地方公共団体が必要と認める書類を添付させること。

4 就労継続支援B型事業所の適正な運営

★ 対象サービス…就労継続支援B型

県規則及び「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）における留意事項について」（平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、就労継続支援B型事業においては、以下のような運営が求められていますので、ご留意ください。

① 適正な事業運営に向けての留意事項（工賃の支払い等について）

就労継続支援B型事業者は、利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した金額を工賃として支払うこととなり、工賃水準を高めていくことが求められています。

なお、利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3千円を下回らないようにしてください。

H25 県規則 19

第187条 指定就労継続支援B型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3,000円を下回ってはならない。

3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

② 目標工賃達成指導員配置加算について

H18 障発 1031001 第二の2(5)

⑪ 目標工賃達成指導員配置加算の取扱いについて

報酬告示14の13の目標工賃達成指導員配置加算については、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）を算定する指定就労継続支援B型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を5で除して得た数以上である場合に、加算する。

目標工賃達成指導員は、工賃目標の達成に向けて、各都道府県において作成される

工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいい、例えば、生産活動収入の向上を目指し、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に基づく積極的な物品や役務等の受注促進、地域と連携した農福連携等の取組を通じた新たな生産活動領域の開拓、I C T 機器等の導入による利用者の生産能力向上等を図るものをいう。

※目標工賃達成指導員配置加算の算定には、別途県障害者政策課へ工賃向上計画の提出が必須となります。

R5.9.4 厚生労働省照会結果

問 1) 目標工賃達成指導員について、管理者が同時並行的に兼務する場合でも、目標工賃達成指導員配置加算の算定は可能か。

答 1) 管理業務に支障のない範囲で算定可能。

問 2) 目標工賃達成指導員配置加算については、サービス管理責任者が欠如している場合でも算定可能か。

答 2) 算定可能。

5 就労移行支援事業所の適正な運営

★ 対象サービス…就労移行支援

県規則及び「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）における留意事項について」（平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、就労移行支援事業においては、以下のような運営が求められていますので、ご注意ください。

① 就労移行支援の利用者の就職状況の把握について

市町が支給決定を行った利用者の就職状況を把握できるようにするため、**就労移行支援事業所は利用者が就職した場合、必ず支給決定権者に適時報告してください。**また、**重要事項説明書の退所理由において、「就職する場合」を明記し、利用開始時に利用者への説明を徹底してください。**

② 一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用について

利用者が就労移行支援の利用を経て就労した後は、原則、引き続き当該就労移行支援を利用して就労移行支援サービス費の算定をすることができません。

ただし、市町が、利用者が就職したことを把握した上で、就労中の就労移行支援の必要性を認めると判断して、改めて支給決定を行った場合に限り、就職後も新たに就労移行支援の利用をすることができます。

③ 就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について

令和2年2月1日以降、就労移行支援事業者が当該サービスの基本報酬の算定区分に関する届出書を提出するときには、添付資料として就職日や届出時点での雇用が継続していることが分かるもの（雇用証明書、雇用契約書、労働条件通知書等）の提出を必須としています。

また、令和3年4月1日より前年度及び前々年度の実績（就労定着者の割合）に応じて基本報酬が決定されています。

※「就労移行支援事業の適正な実施について」（令和元年11月5日付け障障発1105第1号）概要

就労移行支援サービス費については、留意事項通知（平成18年10月31日付け障発1031001号）第2の3の（3）①において、「利用者が就職した日の前日まで算定が可能」とあるが、一方で「障害福祉サービスに係るQ&A VOL. 2」（平成19年12月19日事務連絡）には「一般就労へと移行した場合であっても市町村が必要と認める場合、日中活動サービスの支給決定を行って差し支えない」とされている。

同事務連絡は就労移行支援には適用されることは想定していなかったが、一部の市町村において、その取扱いに誤解が生じているため、令和2年2月1日以降は上記のように取り扱う。

6 就労選択支援の創設

★ 対象サービス…就労選択支援

令和7年10月1日から、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス、「就労選択支援」が創設されました。

これに伴い、就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握を行われている者」が利用の対象となることから、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合、就労選択支援をあらかじめ利用することが必要になります。

ただし、最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所が無い場合や、利用可能な就労選択支援事業所が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用が認められます。

なお、指定基準や報酬の概要は下記のとおりです。

○指定基準の概要

定員	10名以上
職員配置	・管理者 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障が無い場合は他の職務の兼務可） ・就労選択支援員 常勤換算数で利用者数を15で除した数以上
就労選択支援員の要件	就労選択支援員養成研修を修了した者。ただし、令和9年度末までは、以下の研修を修了した者を就労選択支援員とみなす。 ・就業支援基礎研修（就労支援員対応型） ・訪問型職場適応援助者養成研修 ・サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース） ・相談支援従事者専門コース別研修（就労支援コース）
実施主体	・就労移行支援事業所 ・就労継続支援事業所 ※上記実施主体であって、過去3年以内に当該事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者 ・障害者就業・生活支援センター事業の受託法人 ・自治体設置の就労支援センター ・障害者能力開発助成金による障害者職業能力開発訓練事業を行う期間等
設備	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所

○報酬・加算等

報酬	就労選択支援サービス費（１日につき）：1,210 単位
加算	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算、利用者負担上限額管理加算、食事提供加算、福祉専門職員配置等加算、欠席時対応加算、医療連携体制加算、送迎加算、在宅時生活支援サービス加算、福祉・介護職員等処遇改善加算
減算	特定事業所集中減算：－200 単位 正当な理由なく、就労選択支援事業所において前 6 月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が 100 分の 80 を超えている場合には減算を設けることとする。ただし、地域において、利用者が利用可能な就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型事業所が 1 カ所しか存在していない等、特定の事業所を利用することについて、正当な理由がある場合は減算しない。

○Q & A 「就労選択支援に関する Q & A VOL. 1」（令和 7 年 9 月 5 日）

問 1 指定就労選択支援事業所の設備について、他の事業所の設備と兼用することは可能か。

答 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）（以下「基準省令」という。）第 173 条の 5 において準用する第 81 条第 1 項及び第 4 項において、指定就労選択支援事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を専ら当該就労選択支援事業所の用に供するものとして設ける必要があるが、支援の提供に支障がない場合はこの限りではないとされているところ、指定権者においては、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスであるという就労選択支援の主旨に鑑み、就労選択支援事業所が就労選択支援の利用者に対し、対象者に応じた多様なアセスメント手法や作業場面を含む、適切なアセスメント環境を確保できているかについて、よく確認していただく必要がある。

なお、訓練・作業室について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「解釈通知」という。）第九の二の 2（2）及び（3）において、指定就労選択支援事業所の訓練・作業室等は適当な広さ又は数の設備を

	確保しなければならないが、運営に支障がない場合は、他の事業所等の設備等を使用できると規定しており、訓練・作業室は何㎡必要である等の具体的な面積の基準までは明示していない。
問 2	就労選択支援事業所に配置される就労選択支援員は、他の事業所に配置される直接処遇職員と兼務できるか。
答 2	基準省令第 173 条の 3 第 3 項において、就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならないが、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではないと規定されている。 また、解釈通知第九の二の 1（1）において、一体的に運営する生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型の事業を行う事業所（以下「生活介護事業所等」という。）に配置される常勤の直接処遇職員は、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、就労選択支援員に従事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できるとされている。
問 3	障害者就業・生活支援センターに配置される生活支援担当が、就労選択支援事業所に配置される就労選択支援員に従事することができるか。
答 3	従事できる。ただし、同時間帯に並行して兼務することはできない。
問 4	就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型（以下「就労移行支援事業所等」という。）を含む複数の事業を一体的に行っている多機能型事業所を実施主体として就労選択支援事業所の指定申請をする場合、「過去 3 年以内に当該事業者の事業所の 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの」という実施主体の要件（以下「実施主体要件」という。）は、当該多機能型事業所における複数の事業の実績を合算してよい。 （例）通常の事業所に雇用された者が、就労移行支援事業所から 1 人、就労継続支援 B 型事業所から 2 人の場合
答 4	差し支えない。
問 5	ある就労移行支援事業所等（事業所 A）を実施主体として就労選択支援事業所の指定申請をする場合、当該事業所 A では実施主体要件を満たしていないが、同一法人が運営する他の就労移行支援事業所等（事業所 B）では実施主体要件を満たしている場合、事業所 A においても実施主体要件を満たすこととしてよい。
答 5	同一法人が運営する他の事業所の実績を流用したり、合算したりすることはできず、実施主体要件を満たさない。
問 6	一体的に運営する生活介護事業所等に配置される常勤の直接処遇職員が、利用者に対するサービス提供に支障がなく就労選択支援員を兼務する場合であって、当該職員が当該生活介護事業所等における福祉専門職配置等加算の算定対象となっている場合、就労選択支援事業所においても、当該職員について福祉専門職員配置等加算を算定できるか。

答 6	福祉専門職員配置等加算は、当該事業所に配置される常勤の直接処遇職員に着目して評価するものである。 そのため、当該職員について、就労選択支援事業所における勤務時間が常勤の時間に達している場合は、就労選択支援事業所においても当該加算の算定対象となる。（当該職員について、就労選択支援事業所における勤務時間が常勤の時間に達していない場合は、就労選択支援事業所における当該加算の算定対象とならない。）
問 7	就労選択支援事業所がサービスの提供を開始するにあたり、障害福祉サービス等情報公表制度に基づく都道府県知事等への報告について、令和 7 年 10 月 1 日に指定を受けた事業所から報告対象となるのか。
答 7	障害福祉サービス等情報公表制度については、通常、情報公表対象サービス等の提供を開始しようとするときに当該事業所の基本情報を障害福祉サービス等情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）を用いて管轄の都道府県知事等へ報告するものであり、就労選択支援事業所についても情報公表対象サービス等の対象に含まれるものである。 しかしながら、現在、就労選択支援事業所に係る報告及び公表を行うために 情報公表システムを改修しているところであることから、令和 7 年 10 月 1 日時点での情報公表システムへ入力は不要である。 なお、具体的な報告開始時期等については、追って事務連絡等での周知を予定しているが、情報公表システムにおける報告及び公表の機能が整備されるまでの間は、情報公表未報告減算を適用しない取扱いとする。

7 共同生活援助における支援の質の確保等

★ 対象サービス…共同生活援助

(1) 地域連携推進会議について

令和7年度より「地域連携推進会議」を開催すること及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること（それぞれおおむね年に1回以上）が義務づけられました。（令和6年度までは努力義務）

地域連携推進会議は、施設等と地域が連携することにより、以下の目的を達成するための、地域の関係者を含めた外部の方が参加する会議体です。

- ・利用者と地域との関係づくり
- ・地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- ・施設等やサービスの透明性・質の確保
- ・利用者の権利擁護

地域連携推進会議は上記の目的をより効果的かつ確実に達成するため、単に会議体を設置するのみでなく、地域連携推進員が施設等を訪問することで事業運営の現場を直接確認することが可能な仕組みとなっており、施設等にとっては、地域連携推進員から、専門家ではない視点からの気づき等が得られ、上記目的達成の一助となることが期待されています。

地域連携推進会議の構成員は利用者、利用者家族、地域の住民の代表者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、施設等所在地の市町村担当者などが想定されており、有意義な意見交換ができる人数として5名程度が望ましいとされています。このうち、会議の目標を達成するため、利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出することが必要です。

この他、地域連携推進会議の開催頻度、会議の議題の内容、地域連携推進員の訪問の実施方法や訪問の際のポイント等、詳細な内容につきましては、厚生労働省が作成した「地域連携推進会議の手引き」を御確認ください。

H25 県規則 19

第196条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、**利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会**（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）

る。以下この条及び第 199 条の 10 において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第 2 項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前 3 項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(2) グループホームにおける食材料費の取扱い等について

令和 5 年 9 月にグループホームを運営する事業者が利用者から食材料費を過大に徴収している事案の報道があったことを踏まえ、下記のとおり厚生労働省からグループホームにおける食材料費の取扱い等に係る通知が発出されました。

この通知を踏まえて、食材料費の徴収に関して適正な取扱いを徹底してください。
(食材料費のほか、光熱水費及び日用品費についてもこれに準じて対応)

なお、食材料費の不適正な徴収は、障害者虐待防止法における「経済的虐待」に該当する可能性があることにも御留意ください。

<国通知>グループホームにおける食材料費の取扱い等について(令和 5 年 10 月 20 日 厚生労働省企画課監査指導室/障害福祉課地域生活・発達障害者支援室 事務連絡)

グループホームにおける食材料費の取扱い等について

(略)

今般、グループホームを運営する事業者が利用者から食材料費を過大に徴収している事案について報道がなされたところです。

グループホームについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「国の定める指定基準」という。)において、利用者から食材料費を徴収できる旨を規定するとともに、あらかじめ、サービス(食事等)の内容や費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこと、運営規程に利用者から徴収する食材料費の額を定めなければならないこととしており、各都道府県等の条例において、これを参酌した基準(以下「グループホームの指定基準」という。)が定められているところです。

事業者が、利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残額を他の費目に流用することや事業者の収益とすることについては、国の

定める指定基準に違反するものであり、各都道府県等の条例において定めるグループホームの指定基準への違反にも該当するものと考えられます。

各都道府県・市町村におかれては、グループホームにおける食材料費について、下記の点を踏まえつつ、適正な取扱いがなされるよう、管内市町村及びグループホームを運営する事業者に対して周知徹底するとともに、各自治体が行う監査等の場においても食材料費の徴収に関して適正な運用がなされているか確認いただくようお願いします。

また、グループホームにおける食材料費の不適切な徴収については、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)第 2 条第 7 項に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」のうち、「経済的虐待」(同項第 5 号)にも該当する可能性がありますので、こうした障害者虐待が疑われる場合には事実確認の徹底をお願いします。

また、食材料費のほか、光熱水費及び日用品費についてもこれに準じて確認や対応を講じていただくようお願いします。

記

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があること。

また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があること。

Ⅱ 各種加算編

1 特定事業所加算の加算の要件

★ 対象サービス…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

特定事業所加算の算定要件のうち、人材要件（居宅介護従業者の資格保持割合）と利用者全体における喀痰吸引等を必要とする者の占める割合については、前年度（3月を除く）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均により要件を満たすものとして加算適用の届出ができますが、**特に、届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均により届出している事業者においては、届出後も引き続き算定要件を満たしているかどうか確認をしていない事例が見受けられます。**

各事業者は、直近3月の実績が加算要件を満たすことを毎月確認していただくとともに、常に要件への適用状況が説明できるように資料を整えておいてください。

また、重度訪問介護の特定事業所加算については、現に夜間帯、深夜帯、早朝帯におけるサービス提供が行われていることが要件の一つとされていることから、夜間帯、深夜帯、早朝帯のサービス提供がなくなったところで、特定事業所加算の要件も喪失することとなりますので、十分留意願います。

その他、特定事業所加算における主な指摘事例は以下のとおりです。

- ・ 登録ヘルパーも含めたすべての従業者1人1人について、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画が策定されていない。
- ・ 従業者の技術指導を目的とした会議に登録ヘルパー等が出席していない。会議の概要が記録されていない。
- ・ 複数のグループに分かれて会議を開催する際、後日開催した出席者の出席記録が残されていない。
- ・ サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報（前回のサービス提供時の状況等）やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達していない。
- ・ サービス提供終了後、担当する従業者からサービス提供責任者に適宜報告がされていない。もしくは伝達したことが確認できない。また、担当する従業者から適宜報告を受ける際、文書にて記録を保存していない。
- ・ 常時使用する労働者に該当しない従業者（登録ヘルパー等）に対し、健康診断を定期的に実施していない。事業主が費用負担していない。
- ・ 新規に採用したすべての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修が実施されていない。同行者の氏名、同行した時間、研修内容が記録されていない。

算定のための各種要件については以下のとおりです。

①居宅介護、同行援護及び行動援護

I 型	「体制要件」、「人材要件」、「重度障害者対応要件」全ての要件を満たすこと。
II 型	「体制要件」、「人材要件」を満たすこと。 ※「人材要件」はいずれかの要件を満たすことで可。
III 型	「体制要件」、「重度障害者対応要件」を満たすこと。
IV 型	「体制要件」、「人材要件」、「重度障害者対応要件」を満たすこと。 ※「I 型」の要件と一部異なります。(平成18年厚労省告示543 参照)

②重度訪問介護

I 型	「体制要件」、「人材要件」、「重度障害者対応要件」全ての要件を満たすこと。
II 型	「体制要件」、「人材要件」を満たすこと。 ※「人材要件」はいずれかの要件を満たすことで可。
III 型	「体制要件」、「重度障害者対応要件」を満たすこと。

また、特定事業所加算を算定するにあたり必須となる体制要件は以下のとおりです（居宅介護の場合）。ア～カ全てを満たすことで、体制要件を満たします。なお、人材要件、重度障害者対応要件は次項を参考にしてください。

ア 計画的な研修の実施

従業者又はサービス提供責任者について**従業者ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定し、その計画に従い研修を実施又は実施を予定していること。**

イ 会議の定期的開催

利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議をサービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めた全ての従業者が参加する**会議を定期的（概ね 1 月に 1 回以上）に開催すること。**

ウ 文書等による指示及びサービス提供後の報告

サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての**留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始す**

ると共に、サービス提供終了後、担当する従業者から適宜報告を受けること。

エ 定期健康診断の実施

事業所の全ての従業者に対し、**健康診断等を定期的に実施**すること。

オ 緊急時における対応方法の明示

緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

カ 熟練した居宅介護従業者の動向による研修

新規に採用した全ての従業者に対し、**熟練した従業者の同行による研修を実施**していること。

(参考) 根拠法令等 (居宅介護の例)

H18 障発 1031001 第二の 2 (1) ※下線部は令和 6 年度改正部分

⑭ 特定事業所加算の各算定要件については、次の定めるところによる。

(一) 体制要件

ア～カ 略 ※164～165 ページを参照

(二) 人材要件

ア 居宅介護従業者要件

第 543 号告示第 1 号イ (6) の介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び 1 級課程修了者の割合については、前年度 (3 月を除く。) 又は **届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均**について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。

なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは 1 級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

看護師等の資格を有する者については、1 級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1 級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、同 (6) の要件に含むものとする。

また、同 (6) の「常勤の居宅介護従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の居宅介護従業者が対象となる。

なお、常勤の居宅介護従業者とは、事業所で定めた勤務時間 (1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。) のすべてを勤務している居宅介護従業者をいう。

イ (略)

(三) 重度障害者対応要件

第 543 号告示第 1 号イ (9) の障害支援区分 5 以上である者又は同号ニ (4) の障害支援区分 4 以上である者、喀痰吸引等 (口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。) を必要とする者、児童福祉法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児及び児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算

定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）別表障害児通所給付費等単位数表第 1 の 1 の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児（以下「重度障害児」という。）の割合については、前年度（3 月を除く。）又は**届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均**について、利用実人員を用いて算定するものとする。

また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者及び**重度障害児の人数**を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。

（四） 割合の計算方法

（二）アの職員の割合及び（三）の利用実人員の割合の計算は、次の取扱いによるものとする。

ア 前年度の実績が 6 月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。

イ **前 3 月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近 3 月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。**

また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、**所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の 5 の届出***を提出しなければならない。

（* 第一の 5 の届出：加算等が算定されなくなる場合の届出）

（参考）根拠法令等（重度訪問介護）

H18 障発 1031001 第二の 2 (2)

⑧ 特定事業所加算の取扱い

ア～イ （略）

ウ サービスの提供体制

543 号告示第 5 号イ(6)の「常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、**前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、指定障害福祉サービス基準第 31 条第 3 号に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに重度訪問介護従業者の派遣が可能となっている事業所**をいう。

なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに第一の 5 の届出を提出しなければならない。

H21. 4. 1 平成 21 年度報酬改定 Q & A (VOL. 2 問 2-2)

問) 特定事業所加算の算定要件の一つである「従業者の総数のうち、介護福祉士の割合が 100 分の 30 以上」について、居宅介護及び重度訪問介護のように複数のサービスを提供している事業所の場合、「従業者の総数のうち、介護福祉士の割合」をどのように算出するのか。

答) 居宅介護及び重度訪問介護のように**複数のサービスを提供している事業所においては、それぞれのサービスごとに常勤換算人数を用いて、「従業者の総数のうち、介護福祉士の割合」を算出し**、それぞれのサービスごとに要件に適合するか否かを判断することとなる。

なお、それぞれのサービスにおける「従業者の総数のうち、介護福祉士の割合」は、「介護福祉士の常勤換算人数」を「従業者全体の常勤換算人数」で除して得られる割合となるが、具体的な計算例は次のとおりであるので参照されたい。

【例】常勤の従業者が勤務すべき時間数が 40 時間(※)の事業所において、前 3 月間の一月当たりの実績の平均割合を用いて「従業者のうち、介護福祉士の占める割合」を算出する場合の例 (A～Dは従業者)

A : 介護福祉士 居宅介護の勤務延べ時間数 120 h (一月平均 40 h)

B : 2 級課程修了者 居宅介護の勤務延べ時間数 30 h (一月平均 10 h)

重度訪問介護の勤務延べ時間数 90 h (一月平均 30 h)

C : 介護福祉士 居宅介護の勤務延べ時間数 30 h (一月平均 10 h)

重度訪問介護の勤務延べ時間数 30 h (一月平均 10 h)

D : 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者

重度訪問介護の勤務延べ時間数 120 h (一月平均 40 h)

① 居宅介護事業所における「従業者のうち、介護福祉士の占める割合」

・居宅介護事業所における従業者全体の常勤換算人数

$60 \text{ h (A } 40 \text{ h} + \text{B } 10 \text{ h} + \text{C } 10 \text{ h)} \div 40 \text{ h (※)} = 1.5 \text{ 人}$

・居宅介護事業所における介護福祉士の常勤換算人数

$50 \text{ h (A } 40 \text{ h} + \text{C } 10 \text{ h)} \div 40 \text{ h} = 1.2 \text{ 人 (小数点第 2 位以下切り捨て)}$

・従業者のうち、介護福祉士の占める割合

$1.2 \text{ 人} \div 1.5 \text{ 人} = 80.0\%$

この場合、介護福祉士の占める割合が 30% 以上のため要件に適合

② 重度訪問介護事業所における「従業者のうち、介護福祉士の占める割合」

・重度訪問介護事業所における従業者全体の常勤換算人数

$80 \text{ h (B } 30 \text{ h} + \text{C } 10 \text{ h} + \text{D } 40 \text{ h)} \div 40 \text{ h (※)} = 2.0 \text{ 人}$

・重度訪問介護事業所における介護福祉士の常勤換算人数

$10 \text{ h (C } 10 \text{ h)} \div 40 \text{ h} = 0.2 \text{ 人 (小数点第 2 位以下切り捨て)}$

・従業者のうち、介護福祉士の占める割合

$0.2 \text{ 人} \div 2.0 \text{ 人} = 10.0\%$

この場合、介護福祉士の占める割合が 30% 未満のため要件に不適合

2 就労系事業所における基本報酬の算定

★ 対象サービス…就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援

(1) 就労移行支援における基本報酬の算定について

利用者の意向及び適性に応じた一般就労への移行を推進する観点から、就職後6ヶ月以上定着した者の割合に応じた報酬設定となっています。

なお、令和3年度より、就労定着者の割合は、前年度又は前々年度の実績に応じて算出することとなっています。

(2) 就労継続支援A型における基本報酬の算定について

利用定員及び「厚生労働大臣が定める事項及び評価方法」（令和3年3月23日厚労省告示第88号）により算出される評価点に応じて算定します。

なお、令和6年度報酬改定において、経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式の評価項目の見直しが行われています。

H18 障発 1031001 第二の3 (4)

① 就労継続支援A型サービス費について

(一) 就労継続支援A型サービス費の区分について

就労継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援A型を提供した場合若しくは指定就労継続支援A型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援A型を提供した場合（1の（4）に掲げる支援を行う場合をいう。）又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合（特定旧法指定施設を利用していた者に限る。）に、当該指定就労継続支援A型事業所における利用定員、人員配置及び評価点（厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号。以下「スコア告示」という。）の規定により算出されるスコアの合計をいう。以下同じ。）に応じ、算定する。（後略）

(二) 新規指定の就労継続支援A型事業所等の就労継続支援A型サービス費の区分について

報酬告示第13の1の注3の2については、新規指定の就労継続支援A型事業所において初年度は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定し、年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。

(三) ～ (四) 略

**厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（令和３年３月30付け障発
0330第５号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） ※抜粋**

２ 評価項目及び当該項目の評価方法

（１）労働時間

労働時間の合計数は、実際に利用者が労働した時間数の前年度の総計をいうものであって、休憩時間、遅刻、早退、欠勤、健康面や生活面の助言及び指導といった面談に要した時間等により実際に労働していない時間であって賃金の支払いが生じない時間については労働時間の合計数に含めない。

年次有給休暇を取得した場合（時間単位で取得した場合も含む。）や健康面や生活面の助言及び指導といった面談に要した時間等であっても労働時間とし賃金を支払っている場合は労働時間の合計数に含めるものとする。

なお、就労継続支援Ａ型事業所等に雇用される利用者以外の者や、通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労継続支援Ａ型事業所等を利用するものについては、平均労働時間の合計数の算出においてその対象とならない。

また、利用開始時には予見できない事由により短時間労働（１日の労働時間が４時間未満のことをいう。以下同じ。）となった場合、当該短時間労働となった者については、短時間労働となった日から 90 日分を限度として、延べ労働時間数及び延べ利用者数から除外しても差し支えないこととし、短時間労働となってしまった事由について都道府県に届け出ること。

利用開始時には予見できない事由とは、具体的には以下の事由などを想定している。

- ・ 筋ジストロフィー等進行性の難病等を罹患している利用者が、利用開始時には予見できない病状の進行により短時間労働となってしまった場合
- ・ 利用開始後に病気等で入院し、退院直後の労働が短時間となってしまう場合
- ・ 家族の介護を受けながら利用していたが、家族の病気等により、居宅介護等のサービスによる介護が必要となってしまった場合
- ・ 精神障害者等で、利用開始時には予見できない体調の変動により短時間労働となってしまった場合。

（２）生産活動

利用者に支払う賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として当該就労継続支援Ａ型事業所等が利用者に支払うすべてのものをいう。

（３）多様な働き方

常時10人未満の労働者を使用している事業所にあつては、就業規則の作成・届出の義務はないが、本事項の評価に当たっては、就業規則その他これに準ずるもの（以下「就業規則等」という）を作成し、各事項について整備する必要がある。

(4) 支援力向上のための取組 (略)

(5) 地域連携活動

地域の事業所と連携した付加価値の高い商品開発、企業や官公庁等での生産活動等地域社会と連携した活動(以下「地域連携活動」という。)(中略)

このため、地域連携活動の実施状況について、当該活動の内容及び当該活動に対する関係事業者等の意見を記載した報告書(別紙1)を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表している場合に、スコアを算定する。

(6) 経営改善計画

就労継続支援A型事業所等が都道府県等から経営改善計画の提出を求められた際に、指定された期日までに提出されていない場合には、－50点のスコアを算定する。

なお、指定期日までに提出した場合や、提出を求められていない事業所については、0点のスコアを算定する。

令和6年度のスコアに係る令和5年度の経営改善計画については、令和6年3月31日までに提出されていない場合には、－50点のスコアを算定する。

令和7年度以降のスコアに係る前年度の実績については、当該年度の上半期を目途に事業所が提出できる期限を設定すること。

(7) 利用者の知識・能力向上 (略)

3 公表

公表方法については、原則、障害福祉サービス等情報検索ウェブサイトにおいて公表するとともに、事業所のホームページ等における公表についても可能な限り実施し、就労継続支援A型の利用を希望している障害者等第三者に対して広く情報発信すること。

なお、公表した内容については、情報のアクセシビリティにも配慮し、テキストデータの変換、点字資料・読み仮名付き資料の作成などの対応も実施することが望ましい。

(3) 就労継続支援B型における基本報酬の算定について

就労継続支援B型サービス費のうち、(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)型は、利用定員、人員配置及び前年度の平均賃金工賃月額に応じて算定し、(Ⅳ)、(Ⅴ)、(Ⅵ)型は利用定員及び人員配置に応じて算定します。

また、令和6年度報酬改定において、多様な利用者への対応を行う事業所についてさらなる手厚い人員配置ができるよう新に「6：1」の人員配置に係る報酬区分が創設されました。

なお、いずれかの区分で届出をした後は、(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)又は(Ⅳ)、(Ⅴ)、(Ⅵ)との間における当該年度中の区分変更は原則として想定していません。

(参考) 根拠法令等

H18 障発 1031001 第二の3 (5)

② 就労継続支援B型サービス費について

(一) 就労継続支援B型サービス費の区分について

ア 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)及び就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは指定就労継続支援B型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援B型を提供した場合(1の(4)に掲げ支援を行う場合をいう。以下この②において同じ。)又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における**利用定員、人員配置及び前年度の平均工賃月額**に応じ、算定する。

(略)

イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)及び就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは利用者に在宅において就労継続支援B型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における**利用定員及び人員配置**に応じ、算定する(就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)を算定している場合を除く。)

(略)

ウ～エ (略)

(二) 就労継続支援B型サービス費の区分の届出について

就労継続支援B型サービス費の区分に係る届出については、原則毎年度の4月に行うこと。年度途中に新規に指定された事業所は当該指定を受けた年度において、初めて基本報酬を算定する前までに届出を行うこと。また、就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)を算定する場合は、工賃向上計画基本指針に基づき、工賃向上計画を都道府県(指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市とする。以下同じ。)に提出すること。なお、就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)若しくは就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)若しくは就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)のいずれかの区分を届け出た後は、就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)若しくは就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)若しくは就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)との間での区分の変更については、当該年度中は原則想定していないこと(人員配置の変更に伴う区分の変更(就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)から就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)への変更等は除く)。

(三) 新規指定の就労継続支援B型事業所等の就労継続支援B型サービス費の算定について

報酬告示第14の1の注9については、就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)の算定に当たって、新規指定の就労継続支援B型事業所等において初年度の1年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目の1年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供を開始してから6月経過した月から当該年度の3月までの間は、支援の提供を開始してから6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。

(四) 利用時間が4時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の所定単位数の算定について

利用時間が4時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の減算については、以下のとおり取り扱うこととする。

ア ここでの「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。

イ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が4時間未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が4時間未満であっても、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した利用者又はやむを得ない理由がある利用者を除く。

ウ 算定される単位数は、所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。

また、就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)における前年度の平均工賃月額算出方法は以下のとおりです。

H18 障発 1031001 第二の3(5)

② 就労継続支援B型サービス費について

(一) 就労継続支援B型サービス費の区分について

エ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)及び就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)における前年度の平均工賃月額は、以下の方法で算出すること。ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に受けるものを除くこと。

(ア) 前年度における工賃支払総額を算出する。

(イ) 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出

(算定式) 前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数

(ウ) 前年度における工賃支払総額(ア)÷前年度における開所日1日当たりの平均利用者数(イ)÷12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

(4) 就労定着支援における基本報酬の算定について

生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、月1回以上の対面による支援を行った場合に、就労定着率に応じ報酬を設定します。

なお、令和6年度報酬改定により、利用者数に応じた報酬体系から就労定着率のみを用いた報酬体系に見直されました。

(参考) 根拠法令等

H18 障発 1031001 第二の3 (6)②

(一) 就労定着支援サービス費の区分について

就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、就労定着支援を提供した月1回以上の対面による支援を行った場合に、**当該指定就労定着支援事業所における就労定着率に応じ、算定することとし、就労定着率の具体的な計算方法は以下による。**

ア 当該前年度末日から起算して過去3年間に就労定着支援を開始した者の利用した総数（以下「利用者総数」という。）を算出する。

イ アの過去3年間に就労定着支援の利用者総数のうち当該前年度末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、以下は就労が継続している者として取り扱う。

- ・ 就労定着支援の利用が終了しているが、就労が継続している者
- ・ 就労定着支援の利用中に、離職した後1月以内に他の通常の事業所に雇用された場合であって、就労が継続している者（就労定着支援の利用中1回限りの転職について認める。）

ウ イ÷アにより就労定着率を算出することとなるが、以下の場合はア及びイの対象から除外することとする。

- ・ 障害者を雇用する事業所で障害者に対する虐待があり、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第26条に基づく措置が講じられた場合であって、本人が離職を希望する場合
- ・ 雇用された事業所が倒産した場合
- ・ 利用者が死亡した場合

新たに指定を受ける場合の初年度の就労定着率については、指定を受ける就労定着支援と一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、指定を受ける前月末日から起算して過去3年間に一般就労した者の総数のうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。

エ 指定を受ける前月末日から起算して過去3年間に指定就労移行支援等を受

けた後、一般就労した者の総数を算出する。

オ エのうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の（一）のイの規定を準用して算出する。

カ オ÷エにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の（一）のウの規定を準用して算出する。

また、年度途中で新たに支援の提供を開始した場合における、支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月から当該年度の3月までの就労定着率については、直近1年間の利用者の利用者総数のうち支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。なお、翌年度4月以降の就労定着率については、アからウまでの算出方法による。

キ 支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月の前月の末日までの利用者の総数を算出する。

ク キのうち支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の（一）のイの規定を準用して算出する。

ケ ク÷キにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の（一）のウの規定を準用して算出する。

（例1）（例2）（略）

（二） 就労定着支援サービス費の報酬算定について

ア 就労定着支援の提供に当たっては、利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書（以下「支援レポート」という。）の提供を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。また、当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から、利用者本人の同意を得た上で、可能な限り、支援レポートを共有することが望ましい。なお、支援レポートの提供は原則、就労定着支援を行った月内に行うことを想定しているが、月末に支援を行った場合等、月内の提供が困難な場合には、翌月の10日までに提供を行っていれば、算定要件を満たしているものとして差し支えない。支援レポートの様式等については、「就労定着支援の実施について」（令和3年3月30日付障障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参考にすること。

イ 就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該就労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所（指定就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。）に配置されている訪問型職場適応援助者養成研修修了者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、促進法施行規則第20条に規定する職場適応援助者助成金の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することができない。

ウ 就労定着支援は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うものであり、自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給はできない。また、就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に6月以上就労が継続している障害者（中略）であるため、自立訓練（生活訓練）との併給はできない。

(5) 就労移行支援体制加算（生活介護・自立訓練（生活訓練）・就労継続支援A型・B型）の算定要件について

生活介護、就労継続支援A型等における支援を経て企業等に雇用されてから、連続した6ヶ月の雇用が経過した日が属する年度（前年度）における定着率で評価される加算です。定着者として報告できるのは、支給決定に基づく事業所による支援が終了し、且つ就労した企業等に連続して6ヶ月以上雇用されている者です。

（参考）根拠法令等（生活介護の場合）

H18 障発 1031001 第二の2 (6)⑩

（一） 報酬告示第6の13の2の就労移行支援体制加算については、生活介護を経て企業等（就労継続支援A型事業所は除く。）に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者を就労定着者として取り扱う。具体的には、労働時間の延長の場合には生活介護等の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を1日目として6月に達した者とする。なお、生活介護を経て企業等に雇用された後、生活介護の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月（中略）に達した者は就労定着者として取り扱う。

また、過去3年間において、当該指定生活介護事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。

(二)注中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、平成29年10月1日に就職した者は、平成30年3月31日に6月に達した者となる。

3 短期入所サービス費等

★ 対象サービス…短期入所

(1) 短期入所サービス費の算定について

短期入所サービス費は、実施主体によって福祉型短期入所サービス費又は医療型短期入所サービス費のいずれかに大別され、さらに、利用者の障害支援区分等により、利用日毎に算定すべきサービス費が細分化されています。

なお、短期入所サービス費（Ⅰ）もしくは（Ⅱ）の算定に当たっては、日中における短期入所サービスの提供の有無が判断基準となりますが、国QAによると、「日中においても短期入所サービスの提供を行う場合に、福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定することとし、それに該当するかどうかは原則、当該短期入所における昼食の提供をもって判断することとする」とされています。下記のQAを参考にいただき、適切な請求をしてください。

(参考) 根拠法令等

H18 障発 1031001 第二の2(7)

⑥ 短期入所サービス費と他の日中活動サービスに係る介護給付費等の算定関係について

ア 福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）、福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）（中略）については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）、福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）（中略）を算定する場合には、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。

イ 福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）、福祉型短期入所サービス費（Ⅳ）（中略）については、同一日に他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものである。日中活動サービスについては、同一敷地内の日中活動はもとより、他の事業所の日中活動との組み合わせも認められるものであること。

ウ 略

エ 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）及び（Ⅲ）については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価しており、医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）及び（Ⅲ）については、日中における支援に必要な費用を評価していることから、医療型短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）を算定する場合には、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。なお、医療型短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定しながら、相互の合議による報酬の配分により指定生活介護等の他のサービスを利用することを妨げるものではない。

オ 医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）、（Ⅴ）及び（Ⅵ）については、同一日に他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日中の時間帯を除くサービスを提

供する場合に算定するものである。日中活動サービスについては、同一敷地内の日中活動はもとより、他の事業所の日中活動との組み合わせも認められるものであること。

H21.3.12 平成 21 年度報酬改定 Q & A (VOL. 1 問 14-1)

問) 福祉型短期入所サービス(Ⅱ)及び(Ⅳ)は、利用の初日及び最終日に他の日中活動系サービスを利用する場合も含むのか。含むのであれば、事業者において退所後等の他サービス利用の有無をどのように把握するのか。

答) 利用の初日及び最終日に他の日中活動系サービスを利用する場合も含める。事業所においては、利用者のサービスの利用状況を本人又は保護者に確認するとともに、上限額管理事業所に確認するなどして、把握する必要がある。

H21.4.1 平成 21 年度報酬改定 Q & A (VOL. 2 問 12-1)

問) 平成 21 年 4 月以降については、次のような場合には、どの短期入所サービス費を算定すればよいか。

ケース① 障害者が日中他の障害福祉サービスを利用し、夕方から福祉型短期入所を利用し、翌日の早朝に帰宅する場合。

ケース② 障害児が、昼前から福祉型短期入所を利用し、翌日に朝から養護学校に通った場合。

答) 福祉型短期入所サービス費については、日中においても短期入所サービスの提供を行う場合に、福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定することとし、それに該当するかどうかは当該短期入所における昼食の提供をもって判断することとする。昼食の提供を行わない場合には、日中においてサービスを提供していないと整理して、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定することとする。

この考え方に立つと、

ケース① 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)を 2 日分算定する。

ケース② 1 日目は福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)を、2 日目は福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)を算定する。

H21.4.30 平成 21 年度報酬改定 Q & A (VOL. 3 9-2)

問) 福祉型短期入所サービス費について、日中においても短期入所サービスの提供を行う場合には、1 日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価している福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定することとし、それに該当するかどうかは当該指定短期入所における昼食の提供をもって判断することとし、昼食の提供を行わない場合には、日中においてサービスを提供していないと整理して、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定することになっているが、日中において福祉型短期入所サービスを利用した利用者に対して利用者の体調等の都合により、昼食の提供を行わなかった場合については、いずれのサービス費を算定することとなるのか。

答) 昼食の提供をもって (Ⅰ) 若しくは (Ⅲ) と (Ⅱ) 若しくは (Ⅳ) の適用を判断することとしたのは、個別案件ごとに日中におけるサービス提供の有無を判断することを要しないためのメルクマールとして示したものであり、**日中におけるサービス提供の有無を明らかに判断できる材料がある場合にまで、このメルクマールによる必要はない。**

ゆえに、この場合においては、日中においても短期入所サービスの提供を行ったことが明らかであるので、サービス費 (Ⅰ) 又は (Ⅲ) を算定することとする。

(2) 短期利用加算の算定について

短期利用加算は**最初に短期入所の利用を開始した日から起算して 1 年に 30 日を限度**として算定可能です。それぞれの事業所ごとに、1 人の利用者につき 1 年に 30 日を限度として算定できます。なお、連続 30 日利用した方のみへの適用ではありません。

例) 令和元年 5 月 1 日に利用を開始した利用者の場合、令和 2 年 4 月 30 日までの間に 30 回算定可能。

(参考) 根拠法令等

H18 障発 1031001 第二の 2 (7) ⑩

報告告示第 7 の 2 の短期利用加算については、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について算定を認めているが、算定日数については、1 年間に通算して 30 日を限度として算定する。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A (Vol. 1)

問 55) 短期利用加算については、「1 年に 30 日を限度として算定する」とされているが、複数の事業所で短期利用加算を算定している場合、その期間は通算されるのか。

答 55) 通算されない (それぞれの事業所ごとに、1 人の利用者につき 1 年に 30 日を限度として算定可能)。

問 56) 短期利用加算については「1 年に 30 日を限度として算定する」とされているが、「1 年」はいつからいつまでの期間を指すのか。

答 56) 最初に短期利用を開始した日から起算して 1 年とする。

4 人員配置体制加算（共同生活援助）

★ 対象サービス…共同生活援助

令和6年度報酬改定により、これまでの人員配置（世話人の員数）による基本報酬の算定から、基本報酬は一律としたうえで、世話人又は生活支援員（以下「世話人等」という。）を、指定基準により置くべき世話人等の員数に加えて一定数加配した場合は「人員配置体制加算」を算定する体系となりました。

○サービスの種類と加配数の組合せ（基本的な加算のみを抜粋）

加配	介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
7.5 : 1		人員配置体制加算(V)	
12 : 1	人員配置体制加算(I)		人員配置体制加算(XIII)
20 : 1		人員配置体制加算(VI)	
30 : 1	人員配置体制加算(II)		人員配置体制加算(XIV)

○職員の数の計算方法（特定従業者数換算方法）

職員の数は「特定従業者数換算方法」により計算します。特定従業者数換算方法では、事業所として定める常勤職員の勤務すべき時間を40時間未満としている場合でも、「事業所として配置している世話人・生活支援員の総勤務時間」が「指定基準上必要な世話人・生活支援員の人数」と「人員配置体制加算上加配する必要がある世話人・生活支援員の人数」の合計に40時間をかけた数以上である必要があります。

なお、夜間支援従事者や夜勤職員としての勤務時間は世話人・生活支援員としての勤務時間には含まれないことに注意が必要です。

詳細は下記の留意事項通知や「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）第16号ロ」を御確認ください。

（参考）根拠法令等

H18 障発 1031001 第二の2(8)⑦

⑦ 人員配置体制加算の取扱いについて

報酬告示第15の1の3の2の人員配置体制加算については、指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人及び生活支援員（以下「世話人等」という。）の人数に加え、利用者数に応じて、一定数の世話人等を加配した場合に算定できるものであるが、この算定に当たっては、**特定従業者数換算方法**によるものとする。

特定従業者数換算方法とは、当該事業所における指定共同生活援助の提供に従事する「指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等」及び「当該加算を算定するに当たり加配すべき世話人等」の勤務延べ時間数を、それぞれ「当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数」に変えて「40時間」で除することにより、当該加算の算定に当たっての従業者数の員数に換算する方法をいう。なお、

これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

また、当該加算における従業者の勤務延べ時間数の算出においては、労働基準法第34条第1項における最低限確保すべきとされている程度の休憩時間については含めるものとして差し支えない。

(例) 利用者を15人(区分6が5人、区分5が4人、区分4が6人)とし、当該指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間を1週間40時間とした場合に、人員配置体制加算(Ⅰ)を算定するために確保すべき勤務時間の延べ数を、1週間の間に、

(一)指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等

ア 世話人

・40時間×(15÷6)人=100時間

イ 生活支援員

・区分6:40時間×(5÷2.5)人=80時間

・区分5:40時間×(4÷4)人=40時間

・区分4:40時間×(6÷6)人=40時間

(二) 当該加算を算定するに当たり加配すべき世話人等

・40時間×(15÷12)人=48時間

延べ合計 308時間以上確保する必要がある。

この例において、当該指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間が1週間32時間とした場合には、指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等の勤務時間の延べ数は、

(三)世話人

・32時間×(15÷6)人=80時間

(四)生活支援員

・区分6:32時間×(5÷2.5)人=64時間

・区分5:32時間×(4÷4)人=32時間

・区分4:32時間×(6÷6)人=32時間

延べ208時間となることから、人員配置体制加算(Ⅰ)を算定するために加配すべき世話人等の勤務時間の延べ数は、

308時間-208時間=100時間以上確保する必要がある。

5 重度障害者支援加算

★ 対象サービス…施設入所支援、生活介護

重度障害者の行動障害の軽減を目的として、各種支援・指導・訓練を行うなど、重度障害者に対する手厚い支援体制がとられている場合に算定する加算です。重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している指定障害者支援施設等において、重度障害者支援加算（Ⅱ）（Ⅲ）は算定できません。

<重度障害者支援加算（Ⅰ）の主な要件等> ※施設入所支援

	算 定 要 件
28 単位	・<u>注1</u>医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又は<u>注2</u>これに準ずる者が利用者の数の合計数の 100 分の 20 以上。 - 注1：医師意見書における特別な医療に係る項目（当分の間、「褥瘡の処置」及び「疼痛の看護」を含める取扱いとする。）中、いずれか1つ以上に該当する者 - 注2：経管栄養（腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養に限る。）を必要とする者とする。 ・指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で看護職員又は生活支援員を1人以上配置していること。
+22 単位	・重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定されている指定障害者支援施設等であって、区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして県に届け出た事業所において、指定施設入所支援等を行った場合に更に加算。

※指定障害者支援施設等ごと（サービス提供単位を複数設置している場合にあっては当該サービス提供単位ごと）に生活介護に係る全ての利用者について加算となります。

<重度障害者支援加算（Ⅰ）の主な要件等> ※生活介護

	算 定 要 件
50 単位	・人員配置体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び常勤看護職員等配置加算を算定しており、当該加算の要件となる生活支援員又は看護職員の員数以上を配置すること。 ・<u>2人以上の重症心身障害者に対し、支援を行うこと。</u> ※生活介護に係る全ての利用者について加算

＜重度障害者支援加算（Ⅱ）の主な要件等＞ ※施設入所、生活介護はほぼ同様の要件

	算 定 要 件
360 単位	ア 指定障害者支援施設基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、行動関連項目合計点数が 10 点以上である利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りるものである。 イ 指定障害者支援施設等に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち 1 人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者（以下この⑤において「実践研修修了者」という。）であること。また、当該施設において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。 ウ 指定障害者支援施設等に配置されている生活支援員のうち 20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者(以下この⑤において「基礎研修修了者」という。)であること。 エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、非常勤職員についても員数に含めること。 オ イにおける実践研修修了者は、原則として週に 1 回以上、強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、3 月に 1 回程度の頻度で支援計画シート等を見直すものとする。 カ ウにおける基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックするものとする。 キ ウにおける基礎研修修了者の配置については、令和 7 年 3 月 31 日までの間は、以下の要件をいずれも満たすことで、算定できるものとする（経過措置）。 (ア) 利用者に対する支援が 1 日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行うこと。 (イ) (ア)の基礎研修修了者 1 人の配置につき利用者 5 人まで算定で

	きることとし、適切な支援を行うため、指定障害者支援施設等の従事者として4時間程度は従事すること。
+150 単位	中核的支援人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下⑤において「中核的人材養成研修修了者」という。）を配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成する旨届出をしており、行動関連項目合計点数が18点以上である利用者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに150単位を加算することとしている。 この場合、中核的人材養成研修修了者は、原則として週に1回以上、当該強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行うものとする。 なお、この中核的人材の配置については、当該指定障害者支援施設等に常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、必ずしも常勤又は専従を求めるものではない。
+500 単位	当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに所定単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。 なお、当該利用者につき、同一事業所においては、1度までの算定とする。

（参考）根拠法令等

令和6年度報酬改定に関するQ & A (Vol. 2)

（重度障害者支援加算①）

問1）生活介護の重度障害者支援加算において、「指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は算定しない。」とされているが、障害者支援施設における算定方法如何。

答） 障害者支援施設が当該加算を算定する場合、

- ・ 生活介護を通所のみで利用している者については生活介護
- ・ 障害者支援施設に入所している者については施設入所支援

においてそれぞれ算定することとなる。

(重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)①)

問2) 算定開始から180日以内の期間について初期加算を算定できるが、これは当該利用者
している日についてのみ算定できる取扱いと考えてよいか。

答) お見込みのとおり。当該利用者が利用しており、重度障害者支援加算が算定できる日の
み請求できる。

(重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)②)

問3) 加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間に算定される初期加算の
取扱いについて、令和6年4月以前に加算の算定をしていた利用者については、どの
ように取り扱うのか。

答) 令和6年4月以前に、加算の算定を開始した日から起算して180日を経過していない
場合は、(180日ー加算の算定を開始した日から令和6年3月31日までの日数)の期
間について、改定後の重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)における初期加算を算定す
る。

また、当該初期加算については、強度行動障害を有する者が、サービス利用の初期段
階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したもの
であり、例えば、令和6年4月以前に改定前の重度障害者支援加算(Ⅱ)(区分4以上か
つ行動関連項目10点以上)を算定して180日を経過していた区分6の者が、令和6
年4月以降に改定後の重度障害者支援加算(Ⅱ)(区分6以上かつ行動関連項目10点以
上)を算定する場合は、初期加算の算定はできない。

なお、当該初期加算については、当該利用者につき、同一事業所においては、1度ま
での算定とすることとしており、過去に重度障害者支援加算を算定してい退所した
者が、再び同一事業所を利用することになった場合も、算定できない。

(重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)③)

問4) 生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置することとされているが、その
具体的な計算方法如何。

答) 前提として、常勤換算法方法で、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配
置体制加算により配置される人員を超える人員が配置されていることが必要である。

その上で、指定生活介護事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度
行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者であることとしているが、当該生活支援員の
数は、常勤換算法ではなく、従業者の実人数で算出し、非常勤職員についても員数に
含めることとしている。

具体的な計算方法については、例えば、指定生活介護事業所に生活支援員として従事
する従業者の人数が12名の場合、 $12 \text{ 名} \times 20\% = 2.4 \text{ 名}$ となり、よって、3名以上につ
いて研修を受講させる必要がある。

(重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)④)

問5) 基礎研修修了者が勤務していない日であっても、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修を受講していない支援員が個別支援を行うことで算定できるのか。

答) 算定できる。ただし、基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックするものとしていることに留意すること。

(重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)⑤)

問6) 行動関連項目18点以上の利用者を支援する場合の追加加算について、中核的人材研修修了者から助言及び指導を受けた実践研修修了者が支援計画シート等を作成した場合、算定可能としているが、当該中核的人材養成研修修了者の配置の要件如何。

答) 中核的人材については、強度行動障害を有する利用者の特性の理解に基づき、環境調整、コミュニケーションの支援等について、支援従事者に対する適切な助言及び指導を通して、事業所におけるチーム支援をマネジメントする人材であるため、事業所等に常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、人材の確保が困難な場合は、必ずしも常勤又は専従を求めるものではないとしており、他の事業所との兼務や非常勤職員であっても差し支えない。

なお、中核的人材養成研修修了者は、原則として週に1回以上、行動関連項目18点以上である利用者の様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行うものとしているため、上記の場合であっても、適切に業務を遂行する体制を確保することが必要である。

(重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)⑥)

問7 行動援護従業者養成研修修了者が支援計画シート等を作成する場合であっても、加算は取得できるか。

答) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)及び行動援護従業者養成研修については、いずれも平成18年厚生労働省告示第538号別表第8に定める内容以上の研修をいうものとしているため、いずれかの研修を修了した者であれば、求められる業務及び加算要件を満たすものである。

なお、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)及び重度訪問介護従業者養成研修(行動障害支援課程)についても、同告示別表第5に定める内容以上の研修をいうこととしており、同様である。

6 食事提供体制加算

★ 対象サービス…生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労選択支援

事業所の責任において食事提供体制を整えているものとして県へ届け出た事業所において、加算対象者（受給者証：食事提供体制加算「あり」の場合）に食事提供を行った場合に算定します。食材料費は利用者負担とすることが可能であることから、基本的に食事提供に係る（調理員）人件費等に対する加算となります。ただし、1食あたりの人件費相当額が、加算分を下回る場合、食材料費についても利用者の負担軽減に配慮することが必要です。

※1 基本報酬が算定されている日のみ算定可能。

※2 施設入所の支給決定を受けている利用者は、補足給付により食費の負担軽減がなされているため加算対象外。

【加算の要件となる食事提供体制】

（1）事業所内の調理設備を使用して食事を提供する場合

- ・ 調理担当者が配置されていること。（常勤、非常勤又は調理業者への委託）
- ・ 主食、主菜、副菜等全ての食事を調理し、提供すること。

（2）事業所外（主従事業所間含む）で調理された食事を提供する場合

- ・ クックチル、クックフリーズ、真空調理、又はクックサーブに限る。
→市販弁当、一般飲食店からの配達は不可（栄養管理等の関係があっても同様）。
- ・ 調理業務の委託先と契約を交わすこと。
- ・ 調理担当者が配置されていること。（常勤、非常勤又は調理業者への委託）
- ・ 運搬手段等について衛生上適切な措置がなされていること。特にクックサーブについては以下が最低限必要な基準です。

ア 運搬中、①中心温度 65℃以上を保つこと（再熱不可）②生鮮品、解凍品は中心温度 3℃以下を保つこと。

イ 調理終了後から喫食までの時間が二時間以内であること。

【食事提供体制加算の経過措置の取扱い】

令和6年3月31日までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、下記の要件を満たす場合に評価することとし、令和9年3月31日まで経過措置を延長することとなりました。

- ①当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、**管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認**していること。（少なくとも年に1回以上）
- ②食事の提供を行った場合に利用者ごとの**摂食量を記録**していること。
- ③利用者ごとの**体重又はBMIをおおむね6月に1回記録**していること。

(参考) 根拠法令等

平成27年度報酬改定に関するQ & A (Vol. 1)

問5) 食事提供体制加算を算定していない事業所において、低所得者に対して食事の提供を行った場合、食事提供に要する費用の全てを当該利用者から徴収してもよいのか。

答5) 「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」(平成18年厚生労働省告示第545号)に規定されているとおり、低所得者からは食材料費に相当する額のみ徴収することができる。

令和6年度報酬改定等に関するQ & A (Vol. 5)

問1) 食事提供体制加算の算定要件として、法人内に管理栄養士等を配置していない場合は、公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等の管理栄養士等が献立の作成や確認を行うこととされているが、献立に関して具体的に何を確認してもらう必要があるのか。

答) 食事の献立は、利用者の心身の状況(性・年齢、身長・体重、疾病など)、嗜好を考慮するとともに、障害の特性に応じた適切な栄養量の設定及びそれを踏まえた内容の献立(調理の方法含む)である必要がある。

献立の内容確認については、例えば、栄養ケア・ステーション等が、各事業所において設定する給与栄養目標量※を踏まえた献立になっているかどうかを確認するといった方法がある。なお、各事業所において、栄養士を配置していないなどにより給与栄養目標量の設定が困難な場合は、栄養ケア・ステーション等に対し、作成した献立の提供と併せて、給与栄養目標量を設定するために必要な利用者の心身の状況の情報提供を行うことで、栄養ケア・ステーション等はその内容を基に給与栄養目標量の設定と、その内容を踏まえた献立について適切な助言を行うことになる。

また、献立の確認の範囲については、提供する食事の全ての献立を確認することは困難であることから、各事業所において設定している一定期間の献立(サイクルメニュー)を確認してもらうことで足りる。なお、サイクルメニューは、各事業所において定める期間が異なることから、各々の施設の状況を踏まえて対応すること。

なお、食事を提供する際には、運営基準において、以下の点を遵守することとされていることに留意してください。

H25 県規則 19 第 86 条

(略) あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 (略) 食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 (略) 食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるように努めなければならない。

資料中で引用した基準省令等の正式名称

指定基準

< 県規則 >

- ・ H25 県規則 17…指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則
- ・ H25 県規則 19…指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則
- ・ H25 県規則 20…指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則

< 解釈通知 >

- ・ H18障発1206001…… 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
- ・ H19障発0126001…… 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について
- ・ H24障発0330第12号…児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について

< 別掲告示 >

- ・ H18厚労告544…指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理責任者を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等
- ・ H24厚労告230…障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの

< その他通知 >

- ・ H18障発1206002…… 障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて
- ・ H24障発0330第31号…障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて
- ・ H19障発0402001… 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について

報酬基準等

< 基準告示 >

- ・ H18厚告523…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ・ H24厚告122…児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

< 留意事項通知 >

- ・ H18障発1031001…… 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
- ・ H24障発0330第16号… 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

< 別掲告示 >

- ・ H18厚労告543…厚生労働大臣が定める基準

これまでの運営指導における主な指摘・助言事項等一覧

これまでに実施した運営指導において、指摘・助言が多かった事項のうち主な事項は以下のとおりです。

今後同様の指摘・助言を受けることがないように、適正な事業運営の参考としてください。

なお、今年度の集団指導で取り上げている事項については、備考欄に該当ページを記載しましたので活用ください。

【共通】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	参照 ページ
勤務体制の確保	従業者の出退勤を確認するための書類の作成状況が不適切である。	タイムカード、出勤簿等により、法人役員や管理者等も含め全従業者の出退勤を確認できる書類を整備すること。なお、鉛筆書きは不可。	78～81
勤務体制の確保	他事業所の業務にも従事している従業者や職務を兼務している従業者について、それぞれの勤務時間等が不明確である。	事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職務の内容、管理者等との兼務関係等を明確にすること。	
サービス提供記録	サービスを提供するごとに必要な事項の記録を行っていない。また、そのことについて、利用者側から確認を受けていない。	サービスの提供に係る適切な手続きを確保する観点から、サービスを提供した際には、提供日、内容その他必要な事項をサービス提供の都度記録し、利用者から確認を得てください。	
個別支援計画	個別支援計画が作成されないまま、サービス提供を行っている。	サービス提供は個別支援計画に基づき行うこと。また、利用契約締結後、速やかに個別支援計画を作成すること。	72～77
個別支援計画	サービス管理責任者が個別支援計画の作成に係る会議を開催しておらず、個別支援計画の原案の内容について担当者等から意見を求めている。	サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について、サービスの提供に当たる担当者等から意見を求めること。	

個別支援計画	計画について利用者から同意を得ていない。	計画を作成・更新した場合には、速やかに利用者又はその家族に対して説明し、同意を得て交付すること。	72～77
個別支援計画	個別支援計画書を指定特定相談支援事業者（指定障害児相談事業者）に交付していない。	個別支援計画書を利用者及び指定特定相談支援事業者（指定障害児相談事業者）に交付すること。	
個別支援計画	個別支援計画の見直しは、運営基準に定められた期間内に1回以上行わなければならないが、これを行っていない。	個別支援計画の見直しは、運営基準に定められた期間内に1回以上行うこと。	
虐待の禁止	虐待の防止のための措置が行われていない。	以下の措置を講じること。 ・委員会の定期的開催及び結果について従業者に周知 ・研修の定期的実施 ・担当者（虐待防止担当者）の配置。	44～50
身体拘束等の禁止	身体拘束等の適正化のための措置が行われていない。	以下の措置を講じること。 ・委員会の定期的開催及び結果について従業者に周知 ・指針の整備 ・研修の定期的実施	
身体拘束等の禁止	緊急時やむを得ない理由があるとは考え難い場合においても身体拘束を行っている。	やむを得ず身体的拘束等を行う場合は「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たしているかについて、組織として判断した上で行い、当該拘束に係る記録（下記参照）を残しておくこと。	
身体拘束等の禁止	やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況等を記録していない。	やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。 ※拘束廃止未実施減算対象(H30.4-)	

秘密保持	従業者が正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないようにするための必要な措置が講じられていない。	従業者が正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないようにするため、従業者との雇用契約時に誓約書を徴収するなど必要な措置を講ずること。	
秘密保持	他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供することについて、利用者側から事前に同意を得ていない。	利用者から事前に他の事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供することがある点について説明し、同意を得ること。	93
非常災害対策	地震、風水害等に対処するための計画が作成されていない。 避難訓練が実施されていない。	地震・火災・風水害等想定される非常災害に対する具体的な計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知するとともに、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うこと。	29～30
非常災害対策	避難確保計画が作成されていない。	洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の施設について、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等が義務付けられているため、早急に義務の履行をすること。	
衛生管理等	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置がとられていない。	以下の措置を講ずること ・委員会の定期的開催 ・指針の整備 ・研修の定期的実施 ・訓練の定期的実施	54～55
業務継続計画	業務継続計画の策定、従業員への周知、研修及び訓練の実施が行われていない。	以下の措置を講ずること ・業務継続計画の策定 ・業務継続計画の従業員への周知 ・定期的な計画の見直し ・研修の定期的実施 ・訓練の定期的実施	51～53

ハラスメント対策	ハラスメントに対する措置が講じられていない。	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化や体制の整備等の必要な措置を講ずること。	56～57
揭示	運営規程の概要（重要事項説明書）を揭示していない。	運営規程の概要、従業者の勤務体制などの利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を揭示すること。	93
揭示	請求関係届出事項を揭示していない。	請求関係届出事項（介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表等）を揭示・公開すること。	
揭示	障害福祉サービス等情報公表システムの内容を揭示していない。	障害福祉サービス等情報公表システムの内容を揭示・公開をすること。	23～25
運営規程	運営規程に、県規則が定める必要事項（虐待防止に関する事項規定、利用者等から支払いを受ける費用とその額等）が記載されていない。また、実際に利用者から徴収している金額と運営規程に記載の金額が異なっている。	運営規程を変更し、変更後10日以内に変更届を提出すること。	16
変更届	設備、管理者、運営規程などが変更になった際に変更届が提出されていない。	届出事項に変更があつた際には、県へ変更届出書を10日以内に提出すること。	
法定利用者負担額の受領	法定代理受領額を通知していない。	法定代理受領により市町から給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に給付費等の額を通知すること。	93

その他の日常生活費	日用品費や教養娯楽費など「その他の日常生活費」を入所者から一律に徴収している。	その他の日常生活費として利用者から徴収できるものは、利用者等の希望・選択によって身の回り品・教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用(実費相当額)であるので、利用者等が希望・選択したことが確認できる書類を整備しておくこと。また、費用の根拠も明確にしておくこと。	58～66
その他の日常生活費	日用品費や教養娯楽費など「その他の日常生活費」の徴収に当たって、利用者の当該便宜についての同意等、当該者の選択により提供していることについて書面で確認できない。		
その他の日常生活費	「その他の日常生活費」として徴収することが不適当な物品が含まれている。		

【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	参照 ページ
従業者要件	行動援護・同行援護のサービス提供責任者・従業者が基準上必要な研修を受講していない。	研修修了者を配置すること。 ※同行援護は経過措置期間が終了したので、未受講者が行ったサービスは請求不可。	144～ 147
行動援護支援計画シート	行動援護サービス利用者の支援計画シート・支援手順書等が適切に作成されていない。	支援計画シート・支援手順書等を、サービス提供責任者等による指揮の下、適切に作成すること。 ※支援計画シート等未作成減算対象(H30.4-)	
加算算定等	特定事業所加算について、算定要件を満たしていないにもかかわらず請求していた。	算定要件を満たしていないにもかかわらず算定していた場合は、介護給付費を返還してください。 算定要件については国の留意事項通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年障発第1031001号）」を参照。	163～ 167
	緊急時対応加算について、要請のあった時間、要請の内容の記載がないなど、記録に不備がある。	緊急時対応加算の対象となる居宅介護の提供を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該居宅介護等の提供時間及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記録すること。	
	初回加算について、サービス提供責任者が初回又は初回の居宅介護等を行った月に訪問又は同行訪問していないケースがあった。	初回加算は、新規に居宅介護等計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回又は初回の訪問介護を行った月に訪問又は同行訪問した場合に算定できるものであるため、初回又は初回のサービス月にサービス提供責任者が訪問又は同行訪問せずに初回加算を算定した事例について、介護給付費の返還を行うこと。	

【日中活動系サービス・障害児通所支援共通】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	参照 ページ
加 算 算 定 等	送迎車の運行記録簿等が作成されていないため、送迎加算Ⅰの算定可否を確認できない。	送迎車の運行、利用者の乗降の記録を正確に作成し、加算の要件を満たすことを常に確認すること。	95～98
	自宅以外の場所と事業所の間で送迎を行う場合、事業所の都合により自宅以外の場所が送迎先とされている。(放課後等デイサービスで学校と事業所間を送迎する場合を除く)。	自宅以外の場所(特定の場所)と事業所の間について送迎を行う場合は、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定め、その旨については利用者と文書により取り決めること。	
	延長支援加算につき、営業時間内の支援について算定していた。 <u>※営業時間＝基準上必要な従業者を配置して利用者・児童を受け入れる体制を整えている時間(≒サービス提供時間帯)</u>	延長支援加算は、営業時間の前後の時間(すなわち営業時間外)における支援を評価しており、営業時間内の支援は算定しないこと。	128～ 131
	欠席時対応加算を算定する場合、欠席した利用者に対する支援状況等を記録していない。	欠席時対応加算を算定する場合は、欠席した利用者に対して行った支援内容等を記録すること。併せて、欠席する旨の連絡のあった日時等を記録すること。	94
	福祉専門職員等配置加算Ⅰを算定しているが、従業者数が要件を満たしていない。	従業者数の変動があった場合は、本体報酬の適否だけでなく、福祉専門職員等配置加算の適否についても確認し、要件を満たしていないことが判明した場合は、直ちに届出を行い、適正な加算の算定を行うこと。	99～100
	福祉専門職員配置加算について、多機能型事業所の場合は全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を満たさなければいけないが、一部サービスのみで計算していた。	多機能型事業所において福祉専門職員配置加算を算定する場合、全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて計算し、算定要件を満たすかどうか確認すること。	

	短期入所利用中に、同施設・事業所において日中活動系サービスを利用したが、食事提供体制加算については、短期入所においても日中活動系サービスにおいても算定している。	左記のような場合、食事提供体制加算はいずれか一つのサービスにおいてのみ算定可能であり、重複して算定できないため、自己点検の上、報酬を返還すること。	
--	--	---	--

【生活介護】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	参照 ページ
医師配置	配置すべき医師を嘱託医により確保しているが、嘱託契約後、嘱託医の事業所における勤務実態が全くない。	医師については各事業所の利用者の特性等に応じて配置すべきものである。このため、健康管理や相談、基本的診療等のために必要な配置が必要であり、一律に勤務すべき具体的時間等は示すことはできない。 しかしながら、配置という以上は、毎月1回程度の勤務は求められると想定され、事業所における勤務実態が全くないことは想定されないことに留意すること。	
基本報酬	生活介護サービス費の基本報酬について、実際の利用時間に基づき算定されている。	生活介護サービス費の基本報酬算定に用いる所要時間について、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定すること。	

【日中活動系サービス（就労系）共通】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	参照 ページ
施設外就労の要件	施設外就労の作業内容について、施設外就労先の企業（発注元の事業所）との請負契約が確認できなかった。	施設外就労先の企業（発注元の事業所）とは、国通知（「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」平成19年4月2日障障発第0402001号5(2)④）の規定に留意した請負作業に関する契約を締結すること。	

	施設外就労を行っている利用者について、個別支援計画にその旨の位置づけを行っていない。	施設外就労を行う場合は、個別支援計画に施設外就労の必要性等を位置付けること。	
	施設外就労を行っている利用者について、訓練目標に対する達成度の評価等を行っていることが記録上確認できない。	施設外就労の対象については、適時訓練目標に対する達成度の評価等を行ったことが記録上確認できるようにすること。	
	施設外支援を行っている利用者について、日報を作成していない。	利用者又は実習受入事業者等から、利用者の状況について聞き取ることで、日報が作成されていること。	

【就労継続支援A型】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	参照 ページ
個別支援計画	就労継続A型の実施にあたり、国から示された個別支援計画の書式を使っていない。	障害指導班のホームページから、(国)指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例に係る通知をダウンロードして、内容を確認すること。	148、150
賃金の支払	最低賃金の減額の特例許可の期間を過ぎているにも関わらず、新たに許可を受けることを怠っている。	早急に労働基準監督署に相談の上、申請を行うこと。	
運営規程	A型の運営規程に、生産活動に係る内容、賃金（工賃）並びに労働時間（作業時間）の記載がない。	A型の運営規程には生産活動の内容、労働時間・作業時間、月給・日給・時間給等について記載すること。	
賃金	生産活動の利益の中で利用者に対する賃金を支払うことができないため、給付費からの持ち出しになっている。	改善計画を作成し、計画に基づく事業の改善に努めること。経営改善の見込みがない場合には指定の取り消しや停止を含めた勧告・命令の検討の対象となる。	148

【就労継続支援B型】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	備考
工賃	生産活動の利益と比較して、工賃の支給金額が過大であり、給付費からの持ち出しとなっている。	生産活動の利益の確保に努めること。 工賃の支給水準を見直すこと。	153～ 154
工賃	年度ごとに工賃の目標水準を設定していない。 当該年度の工賃の目標水準や前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額が利用者に通知されていない。	就労継続支援B型事業では、年度ごとに工賃の目標水準を設定し、当該年度の工賃の目標水準や前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知すること。	

【共同生活援助】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	参照 ページ
加算算定等	夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定にあたって、算定対象者の個別支援計画に、夜間支援の内容が位置づけられていない。	夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定するにあたっては、夜間支援の内容について、個々の利用者ごとに個別支援計画に位置づけること。	

【入所系共通】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	参照 ページ
加算算定等	特段の事情はないが、入所者全員に対して栄養ケア計画が作成されていない。	栄養ケア・マネジメントは、原則として入所者全員に対して実施すべきものであり、栄養ケア計画を入所者全員に対して作成すること。	
	栄養マネジメント加算につき、栄養状態のモニタリングが適切に行われていない。	栄養マネジメント加算に関する栄養状態のモニタリングは、低栄養状態のリスクの高い者については概ね2週間毎、低栄養状態のリスクが低い者については概ね3か月毎に行うこと。	

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

	問題の状況	改善指導内容・助言内容	参照 ページ
人員配置	利用児童の人数に応じた、保育士・児童指導員を配置していない	基準違反となった翌月（又は翌々月）から人員欠如減算を算定すること。	106～ 107
児童指導員等加配加算	定員10人の事業所で、児童指導員等加配加算を算定しているが、その日の実利用者数が11人いるにも関わらず、基準配置に加えて加配対象の職員1人の配置を行っていない。	定員10人の事業所では、その日の実利用者が11人となった場合、児童指導員等は基準上3人必要。加配加算を算定するには、さらにもう1人の児童指導員等の配置が必要であり、この追加配置がない場合は、日単位で加算の算定ができないので注意すること。	120～ 127
	児童指導員等加配加算を算定しているが、指導員等の欠勤等により、指導員が人員基準上必要とされる人数しか配置されていない日がある。	支援の強化という加算の趣旨を鑑み、サービス提供日は毎回、サービス提供時間帯を通じて人員基準に加えて、1人以上の指導員または児童指導員等を配置すること。	
家庭連携加算	家庭連携加算を算定しているが、個別支援計画への位置付けがなく、さらに同加算に係る記録が漏れていたものがあつた。	家庭連携加算を算定する場合においては、個別支援計画への位置付け（理由、時間帯などの明記）をした上で、家庭訪問の際の記録を行い、実績の所要時間等を明確にしてください。	
自己評価等未公表	支援の質について自己評価及び保護者からの評価を実施して、評価と改善の内容を公表していない。	指定基準、ガイドラインに従って、おおむね1年に1回以上、事故評価・保護者からの評価の内容及び改善の内容を、インターネットを利用して公表してください。	115～ 116
延長支援加算	延長支援加算を算定する場合、当該利用者の障害児支援利用計画（間に合わない場合には個別支援計画）にその必要性等の位置づけがされていない。	延長支援加算を算定する場合は、運営規程に定められている営業時間（＝基準上の職員を配置して、利用児童を受け入れる体制を整えている時間帯）が8時間以上であり、当該営業時間の前	128～ 131

	営業時間が8時間未満であるにもかかわらず、延長支援加算を算定している。	後において基準上配置すべき職員を1人以上配置した上で支援を行うこと。 また、延長支援が必要なやむを得ない理由については、原則として障害児支援利用計画へ記載してもらうよう依頼すること。	128～ 131
定員の遵守	利用定員に100分の150を乗じて得た数を超え、16名の利用があった日の請求について、定員超過減算を行っていないかった。	1日の障害児の数が、利用定員に100分の150を乗じて得た数を超える場合は、当該日、また、過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合（利用定員10人の場合）に、当該1月間、障害児全員につき減算を行う必要があります。過去に遡って自主点検を行い、通所給付費を返還したうえで再請求を行ってください。 なお、事業者は、災害、虐待その他やむを得ない事情がない限り、利用定員を遵守してサービスの提供を行ってください。 さらに、恒常的に定員が超過する場合は、定員を増やす、利用希望を適切に調整し、やむを得ない場合は受け入れを断るなど、適切な対応をしてください。	84～86